

令和5年度版

環境白書

(資料編)

福井県

資料編目次

1 環境行政全般

表1-1	福井県環境基本条例	1
表1-2	福井県環境審議会委員名簿	4
表1-3	福井県公害審査会委員名簿	5
表1-4	市町環境行政組織	6
表1-5	市町環境保全関係条例	6
表1-6	市町環境基本計画の策定状況	7

2 大気関係資料

表2-1-1	大気汚染に係る環境基準	8
表2-1-2	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値	9
表2-2	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設	10
表2-3-1	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設	11
表2-3-2	大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業	11
表2-3-3	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設	11
表2-3-4	大気汚染防止法に定める水銀排出施設	12
表2-4-1	福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）	12
表2-4-2	福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設	13
表2-4-3	福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設	14
表2-5	大気汚染常時監視測定局の整備状況	15
表2-6	二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局）	16
表2-7-1	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局）	17
表2-7-2	一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局）	17
表2-8-1	浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）	18
表2-8-2	浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）	18
表2-8-3	微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局）	19
表2-8-4	微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局）	19
表2-9	一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	19
表2-10	光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）	20
表2-11-1	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局）	21
表2-11-2	非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局）	21
表2-12	有害大気汚染物質の測定結果	22
表2-13-1	ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法）	23
表2-13-2	ばい煙発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）	24
表2-14-1	一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）	24
表2-14-2	一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）	24
表2-15	揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）	25
表2-16	水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法・電気事業法）	25
表2-17	特定工場届出状況（燃料使用量関係）（県公害防止条例）	26
表2-18-1	ばい煙に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	26
表2-18-2	炭化水素類に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	26

3 水質関係資料

表3-1	人の健康の保護に関する環境基準	27
表3-2	生活環境の保全に関する環境基準	28
表3-3	要監視項目および指針値（公共用水域）	32
表3-4	水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）	34
表3-5	水質汚濁防止法に基づく一律排水基準	35
表3-6	水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準設定状況	37
表3-7	福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）	38
表3-8	福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設	38
表3-9	湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱	38
表3-10	九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果	39
表3-11	九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果	40
表3-12	笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果	41
表3-13	耳川水域の水質測定地点と測定結果	42
表3-14	北川・南川水域の水質測定地点と測定結果	43
表3-15	北瀧湖水域の水質測定地点と測定結果	44
表3-16	三方五湖水域の水質測定地点と測定結果	45
表3-17	九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果	46
表3-18	越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果	47
表3-19	敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果	48
表3-20	若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果	49
表3-21	小浜湾海域の水質測定地点と測定結果	50
表3-22	世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果	51
表3-23-1	海水浴場水質判定基準	52
表3-23-2	海水浴場の水質検査結果	52
表3-24	特定事業場届出状況（水質汚濁防止法）	53
表3-25	特定工場届出状況（排水量関係）（県公害防止条例）	57
表3-26	汚水および廃液に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	57
図3-27	九頭竜川流域下水道計画図	58
表3-28	福井県の公共下水道の現況	59
表3-29	浄化槽設置届出基数（人槽別）	61
表3-30	年度別し尿処理状況	62
表3-31	農業集落排水施設の整備状況	63
表3-32	漁業集落排水施設の整備状況	64
表3-33	林業集落排水施設の整備状況	64

4 地下水・土壌・地盤関係資料

表4-1	地下水の水質汚濁に係る環境基準	65
表4-2	要監視項目および指針値（地下水）	66
表4-3	概況調査の結果	67
表4-4	汚染井戸周辺地区調査の結果	68
表4-5	継続監視の調査結果	69
表4-6	汚染状況詳細調査の結果	70
表4-7	土壌の汚染に係る環境基準	71
表4-8	土壌汚染対策法に基づく特定有害物質および区域の指定に係る基準	72
表4-9	土壌汚染対策法に基づく区域指定	73
表4-10-1	観測井における地下水位の経年変化	76
表4-10-2	観測井における経年沈下量	76
表4-11-1	福井平野における水準測量結果	77
図4-11-2	福井平野水準測量経路図	80

5 化学物質関係資料

表5-1	ダイオキシン類に係る環境基準	81
表5-2	ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設	81
表5-3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準	81
表5-4	ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用施設と水質排出基準	82
表5-5-1	特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・大気基準適用施設）	83
表5-5-2	特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・水質基準適用施設）	83
表5-6	ダイオキシン類測定結果	84
表5-7	P R T R法に基づく市町別届出集計結果	88

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表6-1-1	一般地域に係る騒音の環境基準	89
表6-1-2	道路に面する地域に係る騒音の環境基準	89
表6-1-3	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	90
表6-2	騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度	91
表6-3	騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準	91
表6-4	騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準	92
表6-5	福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準	93
表6-6	福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準	93
表6-7	振動規制法に定める道路交通振動の要請限度	94
表6-8	振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準	94
表6-9	振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準	95
表6-10	自動車交通騒音測定結果	96
表6-11	特定施設届出状況（騒音規制法）	97
表6-12	特定建設作業届出状況（騒音規制法）	97
表6-13	特定施設届出状況（振動規制法）	98
表6-14	特定建設作業届出状況（振動規制法）	98
表6-15	悪臭防止法に基づく規制基準	99
表6-16	福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準	99
表6-17	福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設	100
表6-18	悪臭に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）	100

7 公害苦情関係資料

表7-1	公害の種類別・発生源別苦情件数	101
表7-2	市町別公害苦情件数	102
表7-3	公害紛争処理件数	103
表7-4	公害事犯の検挙件数	103

8 環境影響評価関係資料

表8-1	福井県環境影響評価条例の対象事業	104
図8-2	福井県環境影響評価条例の手の流れ	105

9 その他資料

表9-1	福井県環境アドバイザー名簿	106
表9-2	公害防止協定等の締結状況	109
表9-3	市町における公害防止協定等の締結状況	111
表9-4	市町公害防止融資（助成）制度	111
表9-5	県内各市町の都市計画区域内人口の一人当たり都市公園面積	112
表9-6	緑化に関する行事の実施状況	113
図9-7	ごみ処理の状況	114
表9-8	年度別ごみ処理状況	115
表9-9	福井県庁グリーン購入調達実績	116

1 環境行政全般

表 1-1 福井県環境基本条例

福井県環境基本条例	
	〔平成 7 年 3 月 16 日 福井県条例第 5 号〕
目次	
前文	
第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）	
第 2 章 環境の保全に関する基本的施策	
第 1 節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第 9 条—第 22 条）	(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
第 2 節 地球環境保全の推進等（第 23 条）	(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
第 3 節 環境の保全のための推進体制（第 24 条）	
附則	
豊かな緑と水に恵まれたわたしたちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、生活や生産の場で身近な自然を利用し、その恩恵を享受する中で、大切に守り、育ててきたものである。	
しかしながら、都市化の進展や科学技術の発達により、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、地域のみならず地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。	(基本理念)
もとより、良好な環境を享受することは、県民の基本的な権利であり、わたしたちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。	第 3 条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、わたしたちは、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、県民、事業者および行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的な取組を展開していく必要がある。	2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
わたしたちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと福井の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。	3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。
	(県の責務)
第 1 章 総則	第 4 条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。
(目的)	2 県は、前項の施策の策定および実施に当たっては、国および他の地方公共団体との連絡調整を行うよう努めるものとする。
第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	(市町の責務)
	第 5 条 市町は、環境の保全に関し、当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。
(定義)	(事業者の責務)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。	2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図ら

れることとなるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを深く認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 県が講ずる環境の保全のための施策等(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

(3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。

(4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講

ずるよう努めるものとする。

(助言、助成等)

第15条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育および学習の推進)

第16条 県は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、市町その他の関係機関と協力して、県民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第17条 県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 県は、第16条の環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する県民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査および研究の実施等)

第19条 県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査および研究の実施ならびに技術の開発およびその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 県は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第21条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措

置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査の普及)

第22条 県は、事業活動に係る環境の保全に関し事業者が自主的に行う環境監査について調査および研究を行い、その普及に努めるものとする。

第2節 地球環境保全の推進等

第23条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

- 2 県は、国、他の地方公共団体または民間団体その他の関係機関と協力して、地球環境保全に関する調査および研究、環境の状況の監視、観測および測定、開発途上にある海外の地域等への環境の保全に関する技術等の提供等に努めるものとする。

第3節 環境の保全のための推進体制

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

- 2 県は、市町、県民、事業者および民間団体と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平17条例65)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

- 五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定
平成18年3月3日

表 1 - 2 福井県環境審議会委員名簿（任期：令和 6 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日）

（令和6年2月1日現在）

会長：山本博文 副会長：田原大輔
委員（学識経験のある者）

部 門		職名等	氏 名
学識者	公衆衛生	福井県医師会会長（医学）	池 端 幸 彦
		福井大学教授（環境保健学）	平 工 雄 介
	社会科学	福井弁護士会会員（法学）	太 田 宏 史
		福井県立大学准教授（環境経済学）	中 井 美 和
	化 学	福井大学教授（大気環境・気象学）	三 浦 麻
		福井工業大学教授（都市工学）	三 寺 潤
		福井工業高等専門学校准教授（化学）	後 反 克 典
	自然環境	福井大学教授（生物学）	保 科 英 人
		福井大学教授（地質学）	山 本 博 文
		福井県立大学教授（魚類生態学）	田 原 大 輔
関係団体等	農業漁業 団体	福井県農業協同組合中央会理事	高 島 美 津 子
		福井県森林組合連合会代表理事専務	坂 東 秀 夫
		福井県漁業協同組合連合会女性部連合協議会長	山 本 尚 美
	経済団体	福井県中小企業団体中央会専務理事	江 端 誠 一 郎
		福井県トラック協会理事	藤 井 ふ ぢ 美
	その他の 団体等	アルマス・バイオコスモス研究所代表	水 上 聡 子
		福井県公民館連合会副会長	堀 江 俊 子
		福井県自然観察指導員の会副会長	斎 藤 寿 子
		福井県消費者グループ連絡協議会会長	齊 藤 博 子
		福井県連合婦人会会長	田 村 洋 子
		日本野鳥の会福井県代表	小 嶋 明 男
	日本労働組合総連合会福井県連合会執行委員	前 田 恵 美	
	市町長	市	福井県市長会長
町		福井県町村会長	杉 本 博 文

※案件の環境影響の内容に応じて必要な委員を、さらに会長が追加指名する場合あり

表 1-3 福井県公害審査会委員名簿

分野	氏 名	職 業 等
法 律	○ 吉 川 奈 奈	弁 護 士
	◎ 玄 津 辰 弥	〃
	小 池 麻 里 子	〃
	山 川 均	〃
医 学	池 田 拓 生	医 師
	岡 崎 真 紀	〃
	木 水 潔	〃
	越 野 雄 祐	〃
公衆衛生等	石 川 浩 一 郎	福 井 大 学 教 授
	江 守 直 美	看 護 師
	加 藤 ま ど か	福 井 県 立 大 学 准 教 授
	長 谷 川 美 香	福 井 大 学 教 授

(注) 1 ◎は会長、○は会長代理

2 任期3年（令和4年11月1日～令和7年10月31日）

表 1-4 市町環境行政組織

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	電 話 番 号	規制地域の有無※	担 当 課	審 議 会 等	
				名 称	人 数
福 井 市	0776(20)5609	○	環境政策課	福井市環境審議会	14
敦 賀 市	0770(22)8121	○	環境廃棄物対策課	敦賀市環境審議会	14
小 浜 市	0770(64)6016	○	環境衛生課	小浜市環境審議会	17
大 野 市	0779(64)4828	○	環境・水循環課	大野市環境保全対策審議会	13
勝 山 市	0779(88)8104	○	市民課	勝山市環境審議会	11
鯖 江 市	0778(53)2227	○	環境政策課	鯖江市環境審議会	20
あ わ ら 市	0776(73)8018	○	生活環境課	あわら市環境審議会	13
越 前 市	0778(22)5342	○	環境政策課	越前市環境審議会	19
坂 井 市	0776(50)3032	○	環境推進課	坂井市環境審議会	15
永 平 寺 町	0776(61)3945	○	住民税務課	永平寺町環境審議会	9
池 田 町	0778(44)8003		総務財政課	池田町の水を清く守る審議会	10
南 越 前 町	0778(47)8003		建設整備課	南越前町環境審議会	17
越 前 町	0778(34)8708	○	住民環境課	越前町環境保全審議会	15
美 浜 町	0770(32)6703	○	住民環境課	美浜町環境審議会	15
高 浜 町	0770(72)7703	○	住民生活課		
お お い 町	0770(77)4058		くらし環境課	おおい町環境保全審議会	9
若 狭 町	0770(45)9126		環境安全課	若狭町環境審議会	8
計		13		16	219

※ 騒音・振動・悪臭に係る規制地域を有する市町

表 1-5 市町環境保全関係条例

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	条 例 の 名 称	制定年月日
福 井 市	福井市あき地等の清潔保持に関する条例	昭和 52 年 3 月 29 日
	福井市公害防止条例	平成 11 年 10 月 4 日
	福井市景観条例	平成 20 年 3 月 31 日
	福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 8 年 6 月 28 日
	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例	平成 8 年 12 月 25 日
	福井市環境基本条例	平成 11 年 3 月 24 日
	福井市空き家等の適正管理に関する条例	平成 25 年 3 月 26 日
敦 賀 市	敦賀市環境保全条例	昭和 47 年 7 月 1 日
	あき地の環境保全に関する条例	昭和 56 年 3 月 31 日
	敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 5 年 3 月 23 日
	敦賀市環境基本条例 敦賀市水道水源保護条例	平成 12 年 3 月 27 日 平成 13 年 9 月 28 日
小 浜 市	小浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 48 年 4 月 1 日
	小浜市景観条例	平成 17 年 3 月 31 日
	小浜市環境基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
大 野 市	大野市環境保全条例	昭和 49 年 4 月 1 日
	大野市地下水保全条例	昭和 52 年 11 月 10 日
	大野市環境基本条例	平成 10 年 3 月 26 日
	大野市環境美化推進条例	平成 12 年 6 月 29 日
	大野都市計画フォレストタウン大野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	平成 16 年 3 月 24 日
	大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 8 月 10 日
	大野市景観条例 大野市森・水保全条例 大野市空き家等の適正管理に関する条例	平成 19 年 12 月 20 日 平成 24 年 9 月 21 日 平成 24 年 9 月 21 日

市 町 名	条 例 の 名 称	制定年月日
勝 山 市	勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 3 月 28 日
	勝山市まちづくり景観条例	平成 7 年 3 月 31 日
	勝山市環境美化推進条例	平成 12 年 6 月 28 日
	勝山市環境基本条例	平成 15 年 3 月 28 日
	勝山市公害防止条例	平成 16 年 3 月 23 日
	勝山市水道水源保護条例	平成 19 年 3 月 29 日
鯖 江 市	鯖江市廃棄物の減量化、資源化及び清掃に関する条例	昭和 31 年 3 月 26 日
	鯖江市環境基本条例	平成 9 年 9 月 29 日
	鯖江市景観条例	平成 12 年 3 月 29 日
	鯖江市環境市民条例	平成 13 年 12 月 25 日
	鯖江市公害防止条例	平成 13 年 12 月 25 日
あ わ ら 市	あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 16 年 3 月 1 日
	あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びびたい積行為の規制に関する条例	平成 16 年 12 月 20 日
	あわら市環境基本条例	平成 17 年 3 月 23 日
越 前 市	越前市環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
	越前市住みよい街づくり推進条例	平成 19 年 3 月 28 日
坂 井 市	坂井市環境基本条例	平成 18 年 3 月 20 日
	坂井市環境保全条例	平成 18 年 3 月 20 日
	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 3 月 20 日
	坂井市景観条例	平成 21 年 4 月 1 日
永 平 寺 町	永平寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 2 月 13 日
	永平寺町環境基本条例	平成 19 年 6 月 27 日
池 田 町	池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年 9 月 30 日
	池田町の水を清く守る条例	平成 13 年 6 月 18 日
	池田町騒音防止条例	平成 15 年 9 月 22 日
南 越 前 町	南越前町環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
越 前 町	越前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 2 月 1 日
	越前町環境条例	平成 18 年 8 月 1 日
美 浜 町	美しい水を守る条例	平成 16 年 9 月 21 日
	美浜町環境基本条例	平成 20 年 3 月 28 日
	美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	令和 4 年 3 月 29 日
高 浜 町	高浜町騒音防止条例	昭和 44 年 3 月 17 日
	高浜町環境保全条例	昭和 53 年 6 月 19 日
	高浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成元年 6 月 14 日
お お い 町	おおい町環境保全条例	平成 18 年 3 月 3 日
	おおい町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 18 年 3 月 3 日
	おおい町環境基本条例	平成 22 年 9 月 1 日
	おおい町の美しい自然と風景を育む条例	平成 22 年 9 月 1 日
若 狭 町	若狭町環境保全条例	平成 17 年 3 月 31 日
	若狭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 3 月 31 日
	若狭町環境基本条例	平成 19 年 12 月 21 日
	若狭町一般廃棄物処理施設に関する条例	平成 22 年 12 月 21 日

表 1－6 市町環境基本計画の策定状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

市町名	名 称	策定・改定年月	市町名	名 称	策定・改定年月
福井市	第 4 次福井市環境基本計画	令和 3 年 3 月	坂井市	第二次坂井市環境基本計画	令和 3 年 3 月
敦賀市	第 3 次敦賀市環境基本計画	令和 5 年 3 月	永平寺町	第 2 次永平寺町環境基本計画 (改定版)	令和 5 年 3 月
小浜市	小浜市環境基本計画	令和 4 年 3 月	池田町	池田町環境向上基本計画	平成 15 年 9 月
大野市	第三期大野市環境基本計画	令和 3 年 3 月	南越前町	南越前町環境基本計画	令和 2 年 3 月
勝山市	第 2 次勝山市環境基本計画	平成 31 年 3 月	越前町	越前町環境基本計画	令和 3 年 3 月
鯖江市	鯖江市環境基本計画 改定版	令和 4 年 3 月	美浜町	第二次美浜町環境基本計画 (改定版)	令和 5 年 3 月
あわら市	第 2 次あわら市環境基本計画	令和 4 年 3 月	おおい町	第 2 次おおい町環境基本計画	令和 2 年 3 月
越前市	越前市環境基本計画	令和 4 年 3 月	若狭町	若狭町環境基本計画	平成 23 年 3 月

2 大気関係資料

表 2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

表 2-1-2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が $0.14\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 2-2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及びか焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上

表 2-3-1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t/日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2-3-2 大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業

No.	作業の種類	使用されている材料
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業	

表 2-3-3 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が3,000㎡/時以上
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000㎡/時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000㎡/時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000㎡/時以上
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000㎡/時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000㎡/時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000㎡/時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5㎡以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上

表 2 - 3 - 4 大気汚染防止法に定める水銀排出施設

No.	施 設 の 種 類
1	大気汚染防止法施行令別表（以下「令別表」という。）第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの
2	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（前項に掲げるもの以外のもの）
3	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設あつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
9	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

表 2 - 4 - 1 福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）

工場の規模	1時間当たりの通常の燃料使用量が重油換算600kg以上の工場または事業場	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する硫黄酸化物の量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表2-4-2 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1㎡未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30L以上50L未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2㎡以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および熔融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

(注) 1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30 mg / N m ³

表 2 - 4 - 3 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類の種類

No.	施設の種類	施設の規模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態での沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態での5容量比パーセントの留出量となる時の温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施設の種類	規制基準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の3に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2-6 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途地域 (注1)	有効測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間値 が0.1ppm を超えた 時間数と その割合		日平均値 が0.04ppm を超えた 日数とそ の割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値 が0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppmを 超えた日数 (注2)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福井市	福井	住	361	8639	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0	市
	石橋	未	363	8647	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	○	0	市
	岡保	未	362	8640	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0	市
敦賀市	敦賀	住	364	8670	0.002	0	0.0	0	0.0	0.029	0.007	○	0	県
	和久野	住	364	8668	0.000	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	○	0	県
小浜市	小浜	住	365	8693	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	○	0	県
大野市	大野	準工	355	8563	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0	県
鯖江市	神明	住	361	8671	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0	県
	御幸	住	363	8687	0.004	0	0.0	0	0.0	0.058	0.010	○	0	市
	鯖江東	住	362	8681	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	○	0	市
あわら市	中川	未	364	8689	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.001	○	0	組合
越前市	味真野大気	住	363	8690	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0	市
	武生北	工	361	8659	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	○	0	市
坂井市	三国	未	360	8630	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0	県
	安島保育所	未	356	8608	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
未：用途地域が定められていない地域（以下の表において同じ。）

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-7-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、令和4年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体		
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値		年平均値	日平均値の年間98%値
福井市	福井	住	361	8627	0.001	0.024	0.003	0.035	0	0.0	0	0.011	0.005	0.052	0.013	88.8	市
	石川	未	359	8596	0.000	0.010	0.001	0.030	0	0.0	0	0.006	0.003	0.035	0.007	92.7	市
	岡	未	362	8635	0.001	0.028	0.003	0.038	0	0.0	0	0.008	0.004	0.063	0.011	85.2	市
敦賀市	敦賀	住	365	8700	0.001	0.024	0.003	0.033	0	0.0	0	0.012	0.007	0.055	0.014	83.8	市
	久野	住	363	8658	0.001	0.013	0.003	0.026	0	0.0	0	0.008	0.004	0.039	0.009	80.1	市
小浜市	小浜	住	349	8552	0.001	0.043	0.002	0.020	0	0.0	0	0.006	0.003	0.061	0.007	79.5	市
大野市	大野	住	360	8648	0.001	0.022	0.005	0.033	0	0.0	0	0.011	0.004	0.047	0.015	74.5	市
鯖江市	神	住	361	8656	0.001	0.042	0.004	0.032	0	0.0	0	0.013	0.005	0.060	0.016	80.9	市
あわら市	金	住	360	8664	0.001	0.017	0.002	0.042	0	0.0	0	0.007	0.004	0.058	0.010	84.5	市
	津川	未	357	8581	0.001	0.031	0.005	0.031	0	0.0	0	0.009	0.005	0.061	0.014	73.6	組合
越前市	生	住	351	8553	0.001	0.021	0.003	0.034	0	0.0	0	0.011	0.005	0.054	0.014	84.8	市
	立	住	359	8585	0.002	0.023	0.005	0.025	0	0.0	0	0.005	0.004	0.039	0.008	56.6	市
坂井市	今	住	361	8667	0.000	0.015	0.002	0.033	0	0.0	0	0.008	0.004	0.040	0.010	87.8	市
	国	未	353	8562	0.000	0.008	0.002	0.022	0	0.0	0	0.004	0.002	0.022	0.005	83.7	市
安高保管所	坂	未	359	8648	0.001	0.022	0.002	0.040	0	0.0	0	0.009	0.004	0.047	0.011	84.1	市
若狭町	三	未	363	8645	0.000	0.014	0.001	0.019	0	0.0	0	0.005	0.003	0.030	0.006	89.2	市

(注) 「98%値評価による年平均値が0.06ppmを超えた日数」は、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表2-7-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和4年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体		
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値		年平均値	日平均値の年間98%値
福井市	自排	未	362	8637	0.004	0.059	0.012	0.045	0	0.0	0	0.019	0.012	0.103	0.030	64.8	市
敦賀市	自排	雑工	362	8665	0.004	0.043	0.008	0.031	0	0.0	0	0.012	0.010	0.066	0.020	64.8	市
鯖江市	自排	雑工	360	8661	0.005	0.073	0.014	0.039	0	0.0	0	0.018	0.012	0.102	0.032	62.0	市

(注) 「98%値評価による年平均値が0.06ppmを超えた日数」は、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表 2-8-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割 合		1時間値 の最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						日	時間	mg/m ³	時間					
福 井 市	福 井 石 橋	住 未	361	8703	0.012	0	0.0	0	0.0	0.086	0.028	○	0	市
			362	8681	0.015	0	0.0	0	0.0	0.126	0.029	○	0	
			358	8653	0.012	0	0.0	0	0.0	0.081	0.025	○	0	
敦 賀 市	敦 賀 和 久 野	住 住	365	8729	0.013	0	0.0	0	0.0	0.137	0.028	○	0	市
			365	8737	0.012	0	0.0	0	0.0	0.089	0.027	○	0	
小 浜 市	小 浜	住	365	8706	0.011	0	0.0	0	0.0	0.075	0.025	○	0	市
大 野 市	大 野	準工	364	8712	0.009	0	0.0	0	0.0	0.097	0.024	○	0	市
鯖 江 市	神 明 御 幸 鯖 江 東	住 住 住	365	8742	0.012	0	0.0	0	0.0	0.064	0.026	○	0	市
			364	8728	0.012	0	0.0	0	0.0	0.090	0.028	○	0	
			364	8728	0.012	0	0.0	0	0.0	0.084	0.029	○	0	
あ わ ら 市	金 津 中 川	住 未	365	8735	0.012	0	0.0	0	0.0	0.140	0.026	○	0	市
			364	8738	0.007	0	0.0	0	0.0	0.072	0.018	○	0	
越 前 市	武 生 味 真 野 大 気	準工 住	362	8681	0.012	0	0.0	1	0.3	0.162	0.027	○	0	市
			364	8728	0.009	0	0.0	0	0.0	0.147	0.023	○	0	
			363	8724	0.014	0	0.0	0	0.0	0.096	0.029	○	0	
坂 井 市	武 生 北 今 立 三 国	住 未	362	8676	0.011	0	0.0	0	0.0	0.110	0.025	○	0	市
			362	8699	0.012	0	0.0	0	0.0	0.087	0.025	○	0	
			362	8699	0.012	0	0.0	0	0.0	0.087	0.025	○	0	
若 狭 町	安 島 保 育 所 坂 井	未 未	356	8634	0.015	0	0.0	0	0.0	0.165	0.029	○	0	市
			365	8731	0.013	0	0.0	0	0.0	0.162	0.027	○	0	
	三 方	未	365	8730	0.011	0	0.0	0	0.0	0.102	0.025	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-8-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割 合		1時間値 の最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						日	時間	mg/m ³	時間					
福 井 市	自排福井	未	362	8702	0.013	0	0.0	0	0.0	0.118	0.027	○	0	市
敦 賀 市	自排敦賀	準工	365	8733	0.012	0	0.0	0	0.0	0.168	0.026	○	0	市
鯖 江 市	自排丹南	準工	365	8736	0.013	0	0.0	0	0.0	0.185	0.027	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-8-3 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (注)		設置主体
						日	%	
福井市	福井	住	350	7.8	16.2	0	0.0	市
敦賀市	敦賀	住	363	7.1	17.0	0	0.0	県
小浜市	小浜	住	362	7.2	17.3	0	0.0	県
大野市	大野	準工	361	6.6	15.8	0	0.0	県
鯖江市	神明	住	361	7.4	16.0	0	0.0	県
越前市	今立	住	357	9.8	21.9	0	0.0	県
坂井市	三国	未	361	8.0	17.0	0	0.0	県
若狭町	三方	未	360	8.3	19.5	0	0.0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表 2-8-4 微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (注)		設置主体
						日	%	
福井市	自排福井	未	350	10.0	20.5	0	0.0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表 2-9 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となった日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (注)	設置主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	未	362	8690	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.4	0.6	○	0	市
敦賀市	自排敦賀	準工	365	8697	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.6	0.3	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	364	8698	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.4	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-10 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数		昼間の1 時間値の 年平均値		昼間の1時 間値が 0.06ppmを超 えた日数と 時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm以上 の日数と時 間数		昼間の1 時間値の 最高値		昼間の日 最高1時 間値の年 平均値		設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm				
福 井 市	福 井 岡 保	住 未	365	5414	0.033	31	175	0	0	0.087	0.044	市			
			365	5422	0.032	34	205	0	0	0.083	0.044				
敦 賀 市	敦 賀 和 久 野	住 住	365	5443	0.036	43	245	0	0	0.094	0.047	市			
			365	5458	0.038	51	321	0	0	0.089	0.048				
小 浜 市	小 浜	住	365	5459	0.034	36	211	0	0	0.086	0.045	市			
大 野 市	大 野	準工	365	5450	0.032	34	209	0	0	0.093	0.044	市			
鯖 江 市	神 明	住	365	5450	0.033	44	278	0	0	0.092	0.046	市			
あ わ ら 市	金 津	住	365	5456	0.036	40	256	0	0	0.087	0.046	市			
越 前 市	武 生 今 立	準工 住	365	5436	0.031	33	200	0	0	0.086	0.043	市			
			365	5453	0.03	34	208	0	0	0.090	0.043				
坂 井 市	三 国 坂 井	未 未	365	5445	0.037	38	257	0	0	0.085	0.047	市			
			365	5454	0.035	41	253	0	0	0.089	0.046				
若 狭 町	三 方	未	365	5447	0.036	45	271	0	0	0.090	0.047	町			

（資料：環境政策課）

（注） 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-11-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素						メタン						全炭化水素						設置主体								
			測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間測定日数	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間測定日数	6～9時3時間平均値	最高値	最低値	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間測定日数	6～9時3時間平均値		最高値	最低値						
福井市	福井	住	8566	0.09	0.10	364	0.25	0.01	14	3.8	0	0.0	0	0.0	8566	2.01	2.03	364	2.25	1.88	2.40	1.91	8566	2.10	2.13	364	2.40	1.91	市
敦賀市	敦賀	住	8403	0.08	0.10	358	0.28	0.01	12	3.4	0	0.0	0	0.0	8403	1.98	1.98	358	2.08	1.85	2.29	1.91	8403	2.06	2.08	358	2.29	1.91	県
小浜市	小浜	住	8390	0.06	0.05	352	0.13	0.00	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8390	1.98	1.98	352	2.12	1.84	2.18	1.88	8390	2.03	2.03	352	2.18	1.88	県
大野市	大野	準工	8480	0.06	0.06	358	0.22	0.00	1	0.3	0	0.0	0	0.0	8480	1.99	2.00	358	2.14	1.85	2.30	1.88	8480	2.05	2.06	358	2.30	1.88	県
鯖江市	神明	住	8522	0.13	0.14	363	0.40	0.02	56	15.4	7	1.9	7	1.9	8522	2.02	2.03	363	2.37	1.89	2.59	1.96	8522	2.14	2.17	363	2.59	1.96	県
坂井市	三國	未	8482	0.08	0.07	358	0.24	0.00	4	1.1	0	0.0	0	0.0	8482	2.00	2.01	358	2.31	1.81	2.47	1.81	8482	2.08	2.09	358	2.47	1.81	県

（資料：環境政策課）

表2-11-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和4年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素						メタン						全炭化水素						設置主体								
			測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間測定日数	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間測定日数	6～9時3時間平均値	最高値	最低値	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間測定日数	6～9時3時間平均値		最高値	最低値						
福井市	自排福井	未	8581	0.07	0.08	364	0.28	0.00	9	2.5	0	0.0	0	0.0	8581	1.99	2.01	364	2.36	1.85	2.52	1.87	8581	2.06	2.09	364	2.52	1.87	市
敦賀市	自排敦賀	準工	8599	0.05	0.06	364	0.18	0.00	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8599	2.00	2.00	364	2.10	1.88	2.23	1.90	8599	2.05	2.06	364	2.23	1.90	県
鯖江市	自排丹南	準工	8611	0.10	0.11	364	0.42	0.01	21	5.8	6	1.6	6	1.6	8612	2.01	2.03	364	2.34	1.86	2.50	1.89	8611	2.11	2.14	364	2.50	1.89	県

（資料：環境政策課）

表2-12 有害大気汚染物質の測定結果（令和4年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

地域分類	一般環境						固定発生源周辺						治道		
	福井局			和久野局			神明局			三国局			自排福井局		
測定地点	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
テトラクロロエチレン	0.021	0.008	0.036	0.16	< 0.03	0.23	0.15	< 0.03	0.23	0.16	< 0.03	0.27	0.016	0.007	0.039
トリクロロエチレン	0.16	0.029	0.39	0.13	< 0.04	0.20	1.0	0.17	3.4	0.19	< 0.04	0.53	0.18	0.027	0.50
ベンゼン	0.48	0.15	1.1	0.40	0.11	0.75	0.44	0.11	1.1	0.37	0.075	0.87	0.50	0.16	0.98
ジクロロメタン	0.85	0.37	1.4	0.70	0.33	1.2	1.5	0.60	4.4	0.79	0.34	1.5	0.92	0.43	1.6
アクリロニトリル	0.010	< 0.005	0.023	0.036	< 0.017	0.079	0.032	< 0.017	0.075	0.031	< 0.017	0.086	0.012	< 0.005	0.021
塩化ビニルモノマー	0.012	< 0.005	0.044	0.035	< 0.012	0.088	0.086	< 0.022	0.14	0.048	< 0.012	0.097	0.021	< 0.005	0.098
クロホルム	0.13	0.091	0.18	0.18	< 0.05	0.29	0.19	< 0.05	0.28	0.18	< 0.05	0.31	0.13	0.099	0.23
1, 2-ジクロロエタン	0.096	0.035	0.21	0.17	0.043	0.36	0.17	0.043	0.35	0.17	0.033	0.37	0.096	0.036	0.21
水銀及びその化合物 ※	1.7	1.6	1.9	1.6	1.5	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル化合物 ※	2.1	1.1	4.8	1.6	0.7	2.3	—	—	—	5.7	1.9	10	—	—	—
ヒ素及びその化合物 ※	0.95	0.46	1.8	2.0	0.34	3.7	—	—	—	2.2	0.66	3.8	—	—	—
1, 3-ブタジエン	0.036	0.018	0.076	0.050	< 0.018	0.10	0.058	< 0.018	0.15	0.049	< 0.018	0.11	0.043	0.018	0.12
マンガン及びその化合物 ※	7.3	3.3	13	8.4	7.4	10	—	—	—	15	11	25	—	—	—
アセトアルデヒド	0.79	0.58	0.94	2.1	0.96	3.0	2.2	1.5	3.2	—	—	—	0.85	0.62	1.1
塩化メチル	1.4	1.1	1.7	1.3	1.2	1.5	1.3	1.2	1.5	1.4	1.2	1.7	1.4	1.1	1.5
クロム及びその化合物 ※	2.7	2.0	3.3	(2.7)	< 1.5	4.1	—	—	—	(2.2)	< 1.5	3.7	—	—	—
酸化エチレン	0.035	0.029	0.048	0.055	0.034	0.075	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トルエン	3.8	1.3	7.5	1.6	0.64	3.1	4.8	1.2	18	9.2	1.3	24	3.6	1.1	6.2
ベリリウム及びその化合物 ※	(0.007)	< 0.010	< 0.016	0.014	0.012	0.017	—	—	—	0.012	< 0.010	0.018	—	—	—
ベンゾ[a]ピレン ※	0.053	0.015	0.10	0.050	0.025	0.091	—	—	—	—	—	—	0.14	0.024	0.36
ホルムアルデヒド	0.66	0.56	0.79	2.2	1.2	2.9	1.9	0.98	2.6	—	—	—	0.94	0.64	1.6

備考：月ごとの測定値が検出下限値未満の場合、年平均値は、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出した。

年平均値が各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

最小値または最大値の値が検出下限値未満であった場合は、『< (該当月の検出下限値)』として表示している。

※の項目は桁数が増えるため単位を ng/m^3 で記している。

(資料：環境政策課)

表 2-13-1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和5年3月31日現在）

施設種類 市町名	1 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		12 項		13 項		19 項		29 項		30 項		31 項		合 計				
	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	
福井市	168	361	2	13							11	15			5	9	2	7	2	2	10	22					171	429	
敦賀市	30	84			1	2	1	1			3	9			1	2					1	2	1	1			34	101	
小浜市	9	23									3	4			1	2											13	29	
大野市	14	29									3	9			2	3											18	41	
勝山市	27	68									2	5	1	6													30	79	
鯖江市	30	88	1	1			1	1			3	5			1	2					1	4					37	101	
あわら市	39	84			1	1					2	5			3	5					1	1					42	96	
越前市	51	96	1	1	1	2	8	8	1	1	4	10			3	3											68	121	
坂井市	84	186	2	17	1	24					10	27			2	2					1	5					89	261	
永平寺町	9	18									1	2															10	20	
南越前町	4	13									1	2			1	2											6	17	
越前町	14	22					4	8			1	1															19	31	
美浜町	6	7									1	2															7	9	
高浜町	2	5	1	2	1	1	1	1							1	2											5	11	
おおい町	2	4									1	1			1	2												4	7
若狭町	10	20									3	6			1	1												13	27
合 計	499	1108	7	34	5	30	15	19	1	1	49	103	1	6	22	35	2	7	2	2	14	34	1	1			566	1380	

（資料：環境政策課）

表 2-13-2 ばい煙発生施設市町別届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	1 項		13 項		29 項		30 項		31 項		合 計	
	ボ イ ラ ー	ボ イ ラ ー	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	ガ タ ー ビ ン	ス デ ィ ー ゼ ル 機	ガ タ ー ビ ン	ス デ ィ ー ゼ ル 機	ガ ス 機 関	ガ ス 機 関	実工場数	施設数
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市					31	36	78	101			109	137
敦 賀 市	5	9	1	1	4	6	30	39			36	55
小 浜 市					2	2	5	7			6	9
大 野 市	1	1					6	8			7	9
勝 山 市					2	2	4	5			6	7
鯖 江 市					1	1	9	12			10	13
あ わ ら 市	2	2			1	1	7	8			9	11
越 前 市					3	3	18	28			21	31
坂 井 市					3	3	27	36	1	1	31	40
永 平 寺 町					2	3	3	5			5	8
池 田 町							2	31			2	31
南 越 前 町							6	10			6	10
越 前 町							4	4	1	1	5	5
美 浜 町	1	2			2	2	3	15			4	19
高 浜 町	1	2			2	2	7	23			7	27
お お い 町	1	2			1	2	7	24			7	28
若 狭 町							2	2			2	2
合 計	11	18	1	1	54	63	218	358	2	2	273	442

（資料：環境政策課）

表 2-14-1 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	堆 積 場	コ ン ベ ア	コ ン ベ ア	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	ふ る い	ふ る い	実工場数	施設数
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市	13	14	12	40	6	19	2	5	17	78
敦 賀 市	17	31	9	90	6	26	6	18	20	165
小 浜 市	2	4	3	6					4	10
大 野 市	7	13	4	10	4	7			7	30
勝 山 市	3	4	3	17	3	6	1	3	3	30
鯖 江 市	3	5	4	5	1	1			5	11
あ わ ら 市	4	12	4	10			1	1	6	23
越 前 市	4	4	4	24	3	14	1	2	5	44
坂 井 市	9	10	5	23	2	7	2	5	9	45
永 平 寺 町	2	3	2	2	2	5	1	2	2	12
南 越 前 町	2	5	4	16	4	10	3	5	5	36
美 浜 町	1	2							1	2
高 浜 町	7	13			1	1			8	14
お お い 町	1	1							1	1
若 狭 町			3	8	2	5	1	1	6	14
合 計	75	121	57	251	34	101	18	42	99	515

（資料：環境政策課）

表 2-14-2 一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場	堆 積 場	コ ン ベ ア	コ ン ベ ア	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	ふ る い	ふ る い	実工場数	施設数
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
敦 賀 市	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16
南 越 前 町	1	1	1	12	1	7	1	4	1	24
合 計	2	2	3	23	2	9	2	6	3	40

（資料：環境政策課）

表2-15 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		合 計		
	乾燥施設 （化学製品 製造用）		塗装施設		乾燥施設 （塗装用）		乾燥施設 （接着用） [印刷回路用 銅張積層板等 の製造用※1]		乾燥施設 （接着用） [その他の 製造用※2]		乾燥施設 （グラビア 印刷用）		洗浄施設		貯蔵タンク		実工場数	施設数	
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数			
福井市	1	3	1	2													2	5	
敦賀市					3	5										1	2	4	7
鯖江市									2	9	1	1						3	10
あわら市			1	1														1	1
越前市	1	9			1	1												2	10
坂井市					2	3	1	9					1	5				3	17
越前町									1	1								1	1
合 計	2	12	2	3	6	9	1	9	3	10	1	1	1	5	1	2	16	51	

（資料：環境政策課）

※1 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙・包装材料の製造用
 ※2 その他の製造用（木材または木製品の製造用を除く。）

表2-16 水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法・電気事業法）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		7 項		8 項		合 計	
	小型石炭 ボイラー		石炭ボイラー		セメント焼成炉		廃棄物焼却炉		実工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福井市							5	9	5	9
敦賀市			2	4	1	1	2	3	5	8
小浜市							1	2	1	2
大野市							2	3	2	3
鯖江市							1	2	1	2
あわら市	1	1					3	5	4	6
越前市							3	3	3	3
坂井市							2	2	2	2
南越前町							1	2	1	2
高浜町							1	2	1	2
おおい町							1	2	1	2
若狭町							1	1	1	1
合 計	1	1	2	4	1	1	23	36	27	42

（資料：環境政策課）

表2-17 特定工場届出状況(燃料使用量関係)(県公害防止条例)

(令和5年3月31日現在)

市町名	工場数
福井市	6
敦賀市	7
大野市	1
勝山市	1
鯖江市	2
あわら市	1
越前市	2
坂井市	2
合計	22

(資料：環境政策課)

表2-18-1 ばい煙に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)

(令和5年3月31日現在)

施設種類	1	2	16	17	合計
	金属溶解炉	廃棄物焼却炉	塩酸・弗酸 反応施設 表面処理施設	反応炉 直火炉	
市町名					
福井市	15	9	14		38
敦賀市		2			2
小浜市		2	8		10
大野市		2	1		3
勝山市			2		2
鯖江市	1	1	8		10
あわら市		5	1		6
越前市		3	8	1	12
坂井市	2	2	34		38
南越前町		1			1
越前町			2		2
高浜町		2			2
おおい町		2			2
若狭町		1			1
合計	18	32	78	1	129

(資料：環境政策課)

表2-18-2 炭化水素類に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)

(令和5年3月31日現在)

施設種類	1	3	合計
	貯蔵施設	地下タンク	
市町名			
福井市		32	32
敦賀市	1	1	2
小浜市		2	2
大野市		2	2
鯖江市		1	1
あわら市		2	2
越前市	1	3	4
坂井市	10	11	21
永平寺町		4	4
南越前町		2	2
高浜町		3	3
合計	12	63	75

(資料：環境政策課)

3 水質関係資料

表3-1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。
海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1-1 河川（湖沼を除く。） [pH、BOD、SS、DO、大腸菌数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

- (備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
 4 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

1-2 河川（湖沼を除く。） [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-1 湖沼 [pH、COD、SS、DO、大腸菌数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	20以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	300以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	-

- (備考) 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質及び大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100mL以下とする。
 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100mLとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-2 湖沼 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1以下	0.005以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2以下	0.01以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4以下	0.03以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6以下	0.05以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1以下	0.1以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-3 湖沼 [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

2-4 湖沼 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

3-1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (-)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
A	水産1級浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	-	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	-	-

(備考) 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。
2 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3-2 海域 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種工業用水生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3-3 海域 [全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

3-4 海域 [底層DO]

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

(備考) 基準値は、日間平均値とする。

表 3-3 要監視項目および指針値（公共用水域）

1 人の健康の保護に関連する物質

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシシン銅	0.04 以下
ジクロルボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	— (注1)
イプロベンホス	0.008 以下
EPN	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	— (注2)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)

(注1) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下
4-t-オクチル フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 以下
		生物特 A	0.0007 以下
		生物 B	0.004 以下
		生物特 B	0.003 以下
	海域	生物 A	0.0009 以下
		生物特 A	0.0004 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.02 以下
		生物 B	0.02 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.1 以下
		生物特 A	0.1 以下
2,4-ジクロロ フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 以下
		生物特 A	0.003 以下
		生物 B	0.03 以下
		生物特 B	0.02 以下
	海域	生物 A	0.02 以下
		生物特 A	0.01 以下

表 3-4 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープ ラント
2	畜産食品製造業の用に供する施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
3	水産食品製造業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用 に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソ ーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供 する粗製あんの沈でんそう	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する 施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄 施設
10	飲料製造業の用に供する施設	64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道 の浄水施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する 施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	66	電気めつき施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66 の 3	旅館業の用に供する施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用 に供する施設	66 の 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう 房施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿 式パーカー	66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	67	洗濯業の用に供する施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像 洗浄施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施 設	68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるものに設置され る施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する 施設	70	廃油処理施設
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施 設	70 の 2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育 の用に供する施設
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施 設	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71 の 4	産業廃棄物処理施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンによる洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直 接加硫施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は ジクロロメタンの蒸留施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品等製造業の用に 供するラテックス成型型洗浄施設	72	し尿処理施設
52	皮革製造業の用に供する施設	73	下水道終末処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設

表 3-5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

1 有害物質

(単位：mg/L)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1, 4-ジオキサン	0.5

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

2 生活環境項目

(単位：mg/L (pHを除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外に排出する場合) 5.0以上9.0以下 (海域に排出する場合)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
・ 鉱油類含有量	5
・ 動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm ³)
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考)
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000 mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表 3-7 福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）

工場の規模	1日の通常排水量3,000立方メートル (紙またはパルプの製造を行う工場等にあつては、2,000立方メートル)	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する排出水の一日の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量および浮遊物質に係る負荷量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表 3-8 福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設

有害物質（福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質）を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの

No.	特定施設の種類	No.	特定施設の種類
1	反応施設	8	成型施設
2	分離施設	9	薬品処理施設
3	混合施設	10	エッチング施設
4	精製施設	11	めっき施設
5	蒸留施設	12	廃ガス洗浄施設
6	脱水施設	13	洗浄施設
7	ろ過施設		

(参考) 福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質および許容限度

(mg/L)

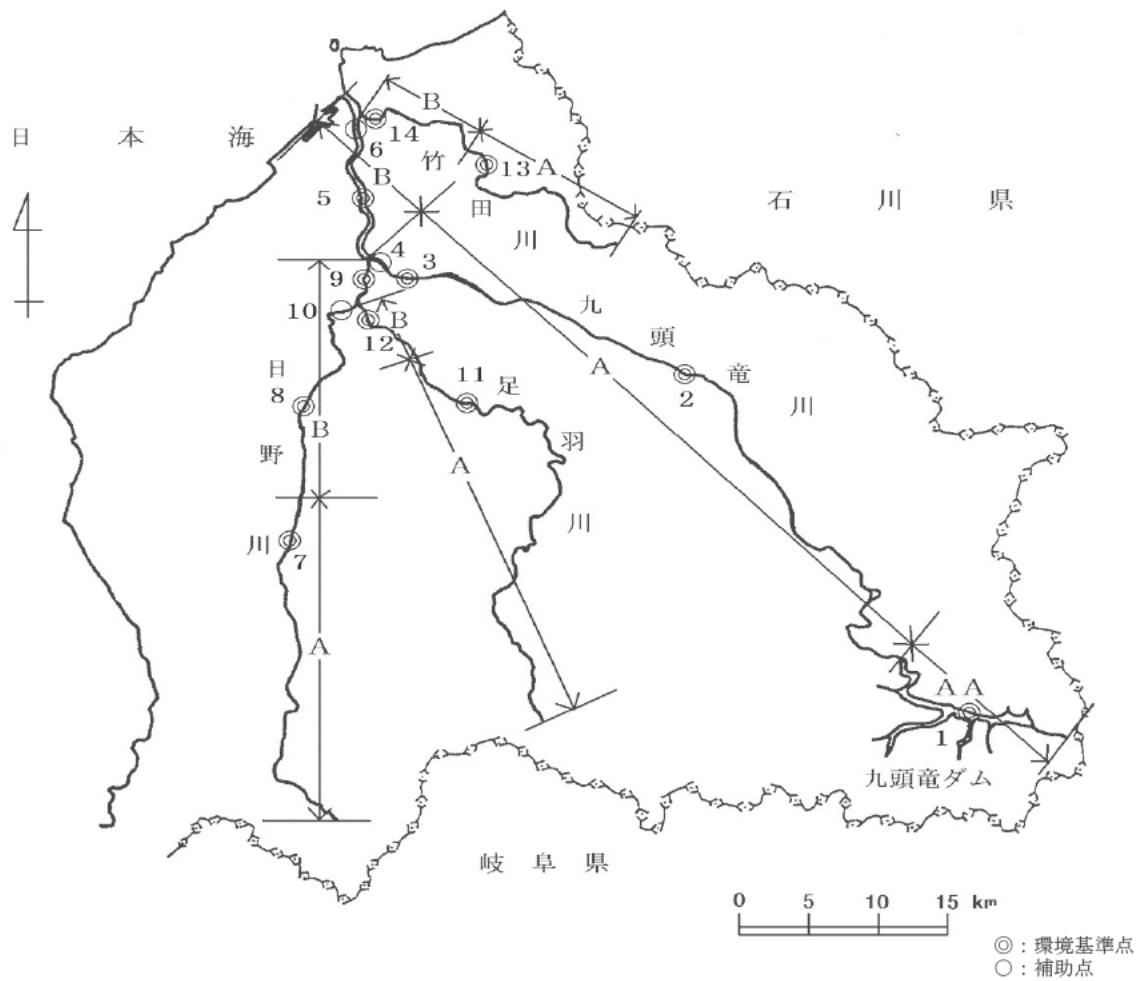
No.	有害物質の種類	許容限度	No.	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウムおよびその化合物	0.1	13	四塩化炭素	0.02
2	シアン化合物	1	14	1,2-ジクロロエタン	0.04
3	有機燐化合物	1	15	1,1-ジクロロエチレン	1
4	鉛およびその化合物	0.1	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
5	六価クロム化合物	0.5	17	1,1,1-トリクロロエタン	3
6	砒素およびその化合物	0.1	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
7	水銀およびアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
8	アルキル水銀化合物	ND	20	チウラム	0.06
9	P C B	0.003	21	シマジン	0.03
10	トリクロロエチレン	0.3	22	チオベンカルブ	0.2
11	テトラクロロエチレン	0.1	23	ベンゼン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	24	セレンおよびその化合物	0.1

表 3-9 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対象事業場の種類	項目および許容限度（単位mg/L）	
	窒素含有量	燐含有量
1. し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
2. し尿浄化槽のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
3. 下水道終末処理施設を設置する対象事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4. その他の対象事業場	日間平均 25	日間平均 4

- (備考)
- 1 指導基準は、一日の排出水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる指導基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の対象事業場に係る排出水について、適用する。
 - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 5 この要綱の対象となる水域は、三方五湖（日向湖を除く。）およびこれに流入する水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域とする。
 - 6 「対象事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場または事業場であつて対象水域へ排出水を排出するものをいう。

表 3-10 九頭竜川水域（本川）の水質測定地点と測定結果（令和4年度）

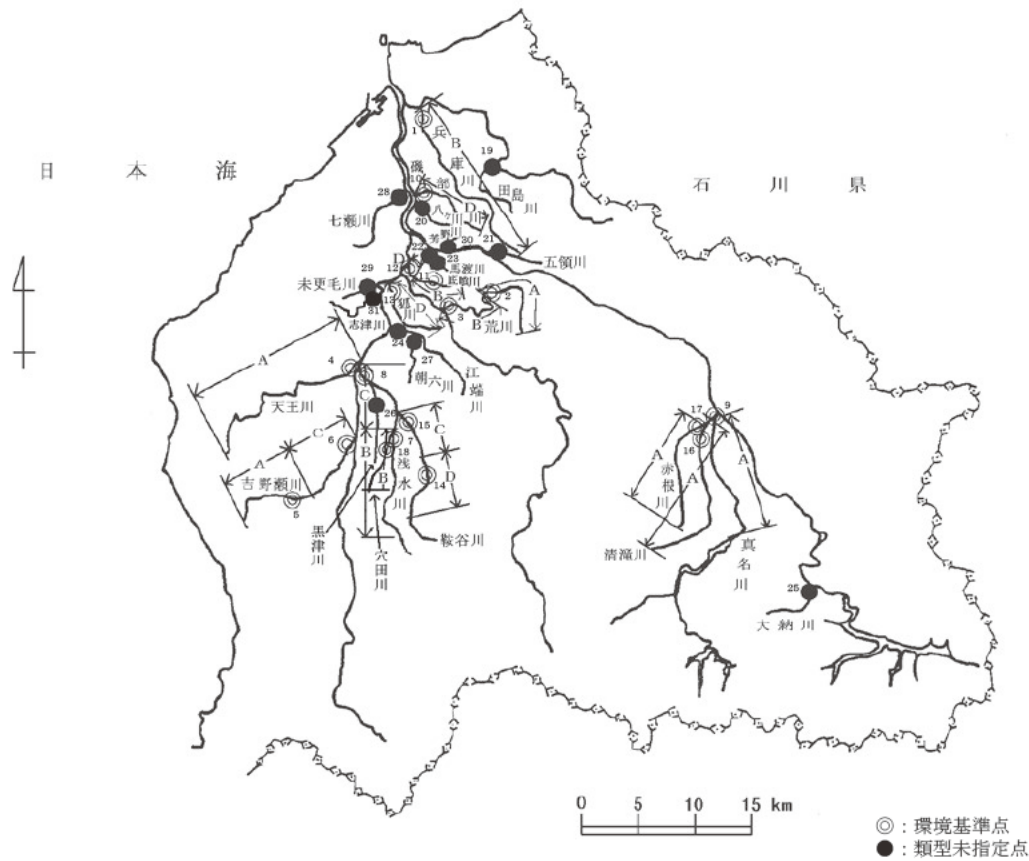


河川名	測定地点名	地点No.	類型	pH			D O			BOD					SS					
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.0	9.0	1/10	8.5	11	0/10	9.7	< 0.5	1.6	2/10	0.8	0.9	< 1	4	0/10	2
	中流	荒鹿橋	2	A	7.3	7.8	0/6	9.2	13	0/6	11	< 0.5	0.9	0/6	0.7	0.7	1	3	0/6	2
	〃	中角橋	3	A	7.4	7.8	0/12	8.0	13	0/12	11	< 0.5	0.8	0/12	0.6	0.6	1	6	0/12	3
	〃	高屋橋	4	A	7.4	7.7	0/4	8.0	13	0/4	11	0.5	0.6	0/4	0.6	0.6	1	4	0/4	2
	下流	布施田橋	5	B	7.3	7.9	0/12	7.6	12	0/12	9.6	< 0.5	1.5	0/12	0.8	0.8	1	8	0/12	4
	〃	九頭竜川河口	6	B	7.2	8.9	1/4	9.2	13	0/4	11	0.5	2.4	0/4	1.1	0.8	2	10	0/4	6
日野川	上流	豊橋	7	A	7.1	7.7	0/6	8.7	13	0/6	11	< 0.5	1.1	0/6	0.7	0.7	2	250	1/6	47
	下流	清水山橋	8	B	7.1	7.7	0/12	7.1	13	0/12	9.8	0.6	4.0	1/12	1.7	2.1	4	150	2/12	25
	〃	明治橋	9	B	7.3	7.8	0/12	7.2	12	0/12	9.6	< 0.5	1.6	0/12	0.9	1.2	3	21	0/12	9
	〃	日光橋	10	B	7.2	8.1	0/4	8.6	12	0/4	9.7	0.8	2.0	0/4	1.4	1.5	3	22	0/4	12
足羽川	上流	天神橋	11	A	7.6	8.5	0/12	8.1	12	0/12	10	< 0.5	0.6	0/12	0.5	< 0.5	< 1	6	0/12	2
	下流	水越橋	12	B	7.3	7.7	0/12	7.3	13	0/12	10	< 0.5	1.3	0/12	0.7	0.7	< 1	9	0/12	4
竹田川	上流	清間橋	13	A	7.0	7.5	0/12	7.2	12	1/12	9.9	< 0.5	2.4	1/12	1.0	0.9	2	19	0/12	6
	下流	栄橋	14	B	6.9	7.4	0/12	6.7	12	0/12	9.0	< 0.5	3.1	1/12	1.3	1.3	3	34	1/12	11

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-11 九頭竜川水域（支派川）の水質測定地点と測定結果（令和4年度）

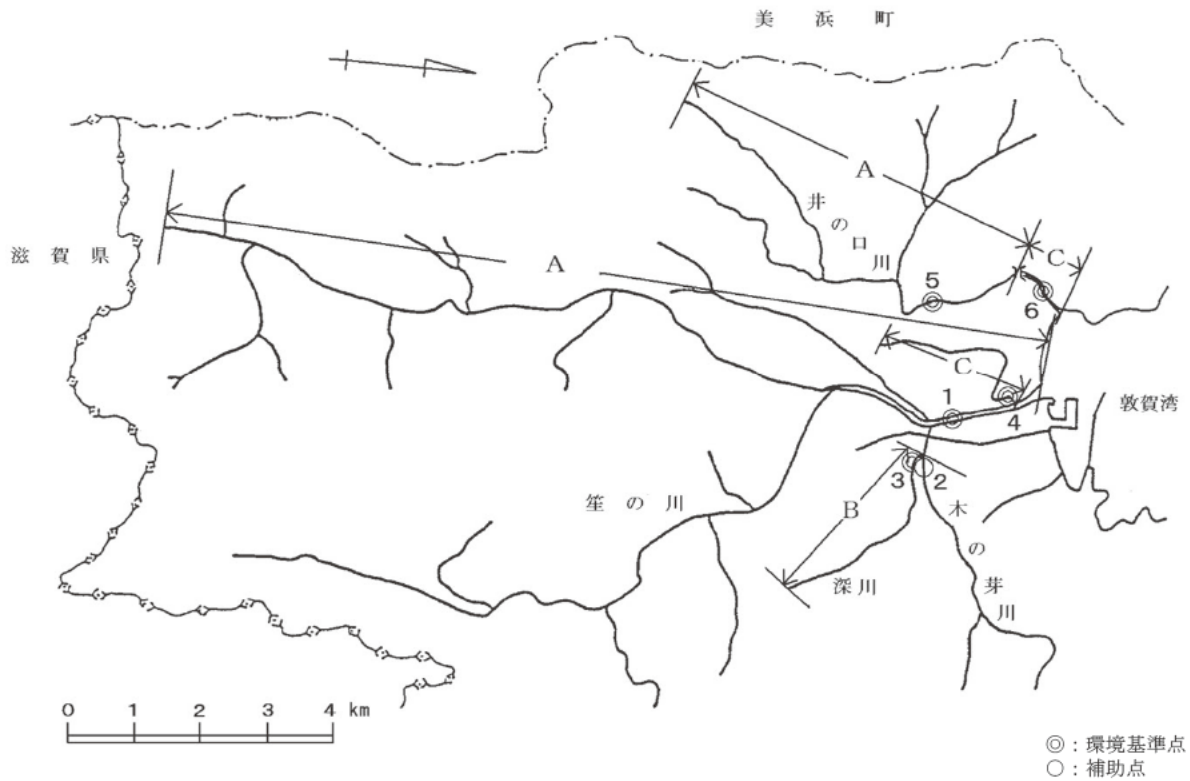


河川名	測定地点名	地点No	類型	p H				D O				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
兵庫川	新野中橋	1	B	7.0	7.3	0/6	6.5	11	0/6	8.4	0.6	1.3	0/6	1.0	1.3	8	27	1/6	17	
荒川上流	東今泉橋	2	A	7.3	8.1	0/12	9.0	13	0/12	11	< 0.5	1.4	0/12	0.7	0.8	1	16	0/12	5	
荒川下流	水門	3	B	7.3	7.9	0/12	8.2	12	0/12	9.8	< 0.5	1.6	0/12	0.8	1.2	2	11	0/12	5	
天王川	末端	4	A	7.3	7.6	0/12	7.6	12	0/12	9.9	< 0.5	1.6	0/12	0.8	1.0	2	28	1/12	9	
吉野瀬川上流	芝原井橋	5	A	7.1	7.7	0/6	8.3	13	0/6	11	< 0.5	1.0	0/6	0.6	0.7	1	5	0/6	3	
吉野瀬川下流	下司橋	6	C	6.6	7.2	0/6	8.1	13	0/6	9.9	< 0.5	2.7	0/6	1.1	1.6	4	28	0/6	10	
浅水川上流	曲木橋	7	B	6.6	8.6	1/6	7.9	13	0/6	10	< 0.5	2.5	0/6	1.1	1.3	2	19	0/6	7	
浅水川下流	天神橋	8	C	6.6	7.7	0/6	8.1	12	0/6	9.9	< 0.5	2.6	0/6	1.3	1.7	4	23	0/6	10	
真名川	土布子橋	9	A	7.0	7.5	0/6	8.9	12	0/6	10	< 0.5	1.0	0/6	0.6	0.6	1	5	0/6	3	
磯部川	安沢橋	10	D	7.3	7.7	0/6	5.9	11	0/6	8.0	3.6	7.3	0/6	5.0	5.2	5	16	0/6	9	
底喰川上流	護国橋	11	B	7.2	8.1	0/12	9.0	14	0/12	10	< 0.5	1.6	0/12	0.8	0.9	1	36	1/12	7	
底喰川下流	西野橋	12	D	7.2	8.0	0/12	8.2	12	0/12	10	< 0.5	1.5	0/12	0.8	0.9	1	8	0/12	4	
狐川	狐橋	13	D	7.4	7.8	0/12	7.2	12	0/12	9.1	0.9	3.0	0/12	1.4	1.6	4	11	0/12	6	
鞍谷川中流	小富士橋	14	D	7.5	8.1	0/6	8.6	13	0/6	10	2.3	7.3	0/6	5.0	5.4	4	12	0/6	6	
鞍谷川下流	浮橋	15	C	6.9	7.7	0/6	8.3	12	0/6	9.9	< 0.5	2.6	0/6	1.2	2.1	3	9	0/6	6	
清滝川	新在家橋	16	A	6.8	7.8	0/6	8.5	12	0/6	9.9	< 0.5	1.3	0/6	0.8	0.8	< 1	6	0/6	3	
赤根川	東大月橋	17	A	7.0	7.2	0/6	9.2	12	0/6	10	< 0.5	1.1	0/6	0.9	1.1	1	6	0/6	3	
穴田川	榛木橋	18	B	6.7	7.4	0/6	7.1	12	0/6	9.7	< 0.5	2.8	0/6	1.2	1.7	3	61	1/6	15	
田島川	長屋橋	19	-	7.3	7.5	-/4	9.9	11	-/4	10	1.1	2.4	-/4	1.7	1.9	2	30	-/4	12	
八ヶ川	水門	20	-	7.1	7.7	-/12	6.0	11	-/12	8.9	1.0	12	-/12	3.7	3.4	4	30	-/12	12	
五領川	熊堂橋	21	-	7.7	8.4	-/4	10	12	-/4	11	< 0.5	0.9	-/4	0.6	0.6	2	5	-/4	3	
馬渡川	馬渡大橋	22	-	7.4	7.7	-/12	7.1	13	-/12	9.8	1.8	64	-/12	12	9.1	3	17	-/12	9	
馬渡川	馬渡北橋	23	-	7.4	8.2	-/12	8.6	12	-/12	10	< 0.5	1.4	-/12	0.8	0.8	1	8	-/12	4	
江端川	江守橋	24	-	7.3	7.7	-/12	7.3	12	-/12	9.6	< 0.5	1.6	-/12	0.8	1.1	2	24	-/12	12	
大納川	末端	25	-	7.3	7.8	-/4	9.4	11	-/4	10	< 0.5	0.5	-/4	0.5	< 0.5	< 1	3	-/4	2	
黒津川	水門	26	-	6.8	7.9	-/6	5.7	11	-/6	8.5	< 0.5	2.8	-/6	1.3	1.9	4	25	-/6	12	
朝六川	大島新橋	27	-	7.3	7.6	-/6	7.7	12	-/6	9.8	0.5	1.6	-/6	1.0	1.1	5	23	-/6	13	
七瀬川	御鷹橋	28	-	7.5	8.0	-/6	8.2	12	-/6	10	< 0.5	1.4	-/6	0.7	1	4	23	-/6	12	
未更毛川	やすだ橋	29	-	7.4	7.6	-/6	6.8	12	-/6	9.3	< 0.5	1.5	-/6	0.8	1.1	2	8	-/6	5	
芳野川	吉市ふれあい橋	30	-	7.7	8.6	-/6	8.1	12	-/6	10	< 0.5	0.8	-/6	0.6	0.7	2	5	-/6	4	
志津川	水門	31	-	7.4	7.6	-/6	7.0	12	-/6	9.6	< 0.5	1.5	-/6	0.8	1.1	10	130	-/6	38	

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-12 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



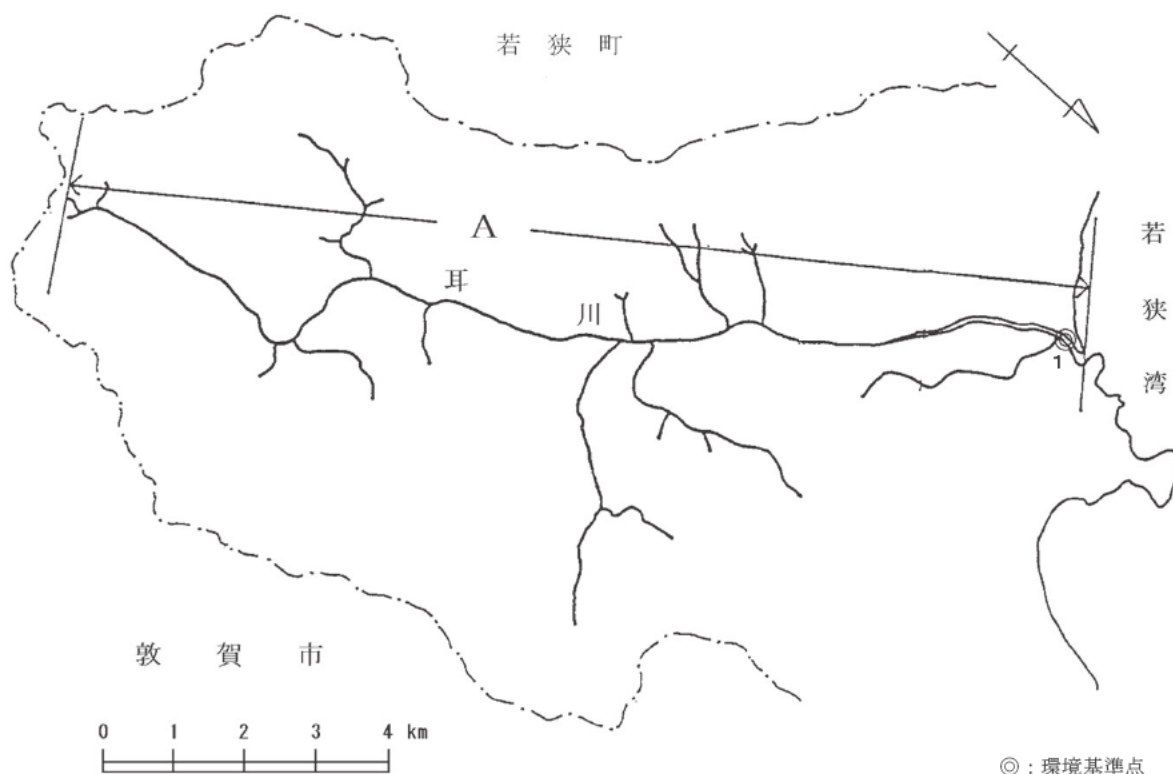
◎：環境基準点
○：補助点

河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均			
笙の川	三島橋	1	A	7.3	7.8	0/6	9.0	13	0/6	11	< 0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	1	6	0/6	3			
	木の芽橋	2	A	7.7	8.1	0/6	9.0	12	0/6	10	< 0.5	0.6	0/6	0.5	0.5	1	23	0/6	8			
	深川	3	B	7.2	7.5	0/6	8.3	12	0/6	9.8	< 0.5	1.3	0/6	0.7	0.8	2	26	1/6	7			
	二夜の川	末端	4	C	7.1	7.3	0/6	6.6	9.7	0/6	8.0	0.6	2.0	0/6	1.2	1.6	1	15	0/6	4		
井の口川	上流	豊橋	5	A	7.0	7.4	0/6	7.4	12	1/6	9.6	< 0.5	0.8	0/6	0.7	0.8	2	24	0/6	8		
	下流	穴地藏橋	6	C	7.2	7.8	0/6	5.2	11	0/6	7.8	< 0.5	1.1	0/6	0.8	1.1	4	8	0/6	6		

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

(資料：環境政策課)

表 3-13 耳川水域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



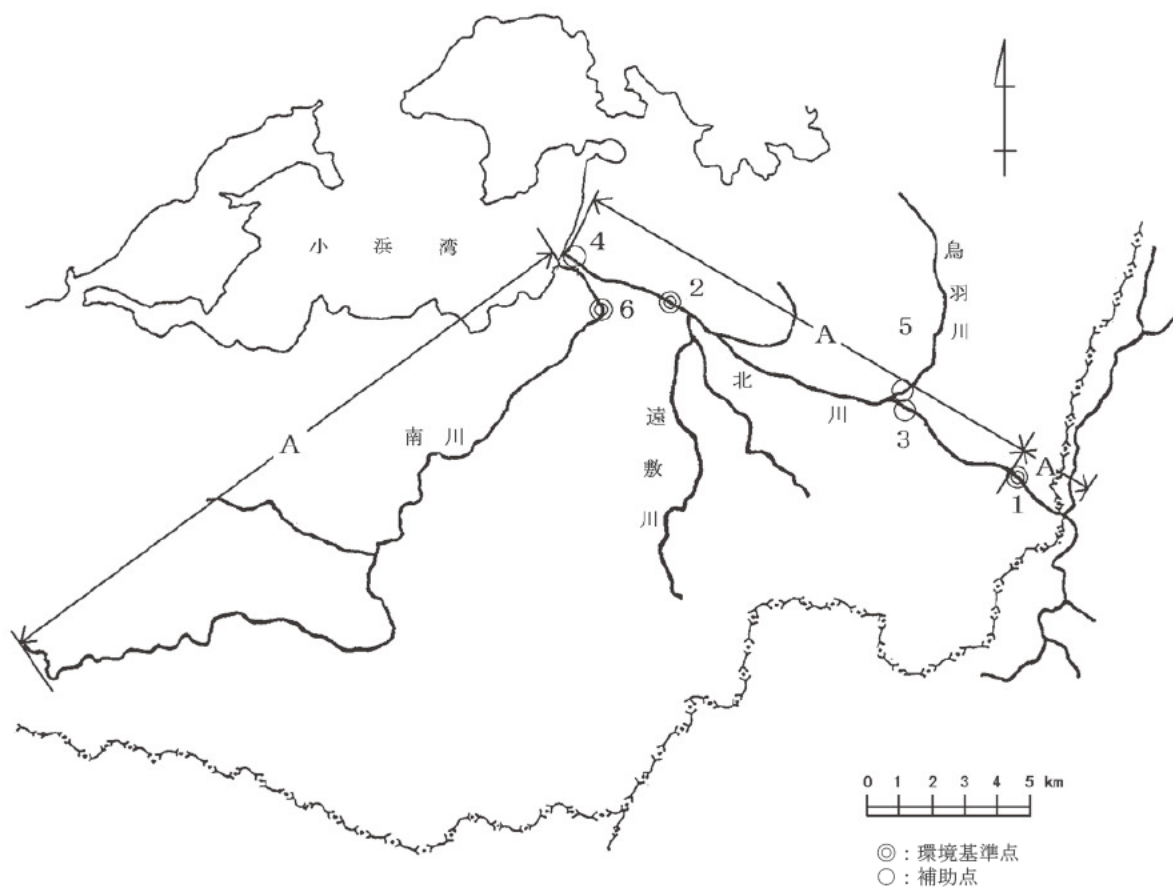
◎：環境基準点

河川名	測定地点名	地点No.	類型	p			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
耳川	和田橋	1	A	7.4	7.6	0/6	8.2	12	0/6	10	< 0.5	0.7	0/6	0.5	0.5	< 1	2	0/6	1

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

(資料：環境政策課)

表 3-14 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）

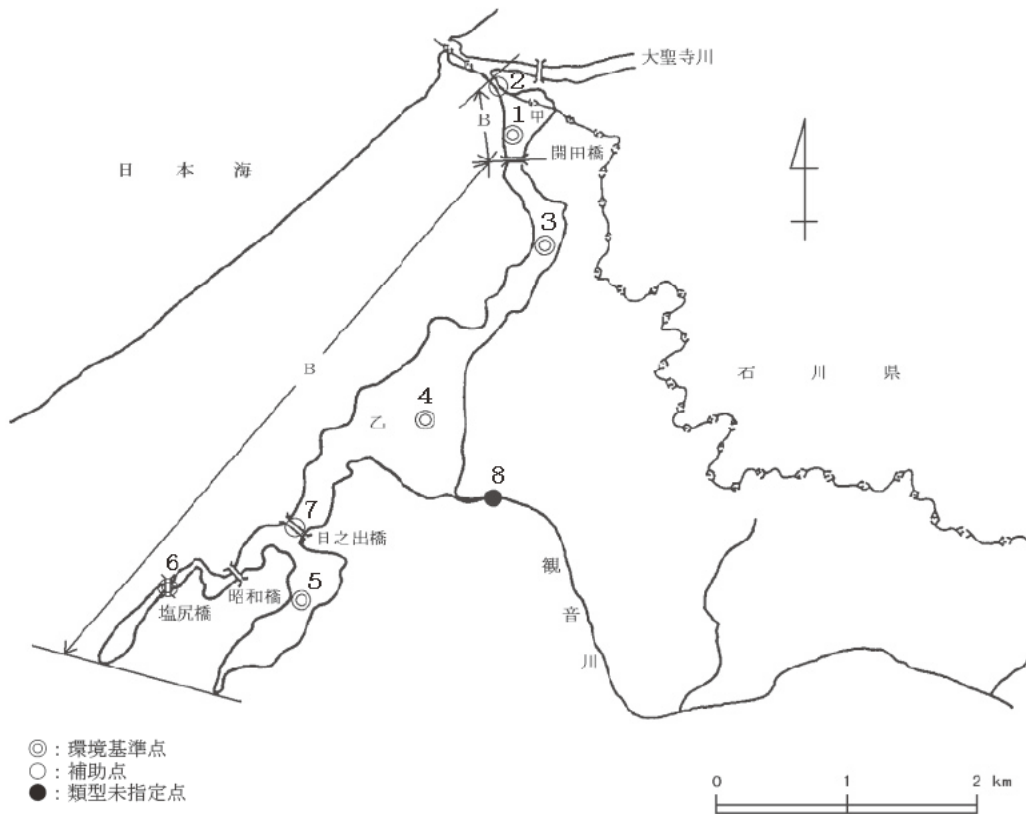


河川名	測定地点名	地点No.	類型	p		H		D		O		BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北川	上流	新道大橋	1	A	7.5	8.2	0/6	8.6	12	0/6	10	< 0.5	0.9	0/6	0.6	< 0.5	1	3	0/6	2
	下流	高塚橋	2	A	7.3	7.7	0/12	8.1	13	0/12	9.9	< 0.5	0.6	0/12	0.5	0.5	2	5	0/12	3
		上中橋	3	A	7.5	8.6	1/4	7.3	13	1/4	10	< 0.5	0.6	0/4	0.5	< 0.5	1	11	0/4	4
		西津橋	4	A	7.3	7.7	0/4	7.2	13	1/4	10	< 0.5	< 0.5	0/4	< 0.5	< 0.5	1	4	0/4	3
		鳥羽川末端	5	A	7.1	7.4	0/6	8.2	12	0/6	9.4	< 0.5	1.4	0/6	0.9	1.3	2	11	0/6	6
南川	湯岡橋	6	A	7.3	7.5	0/6	9.2	13	0/6	10	< 0.5	0.5	0/6	0.5	0.5	< 1	2	0/6	1	

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-15 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均					
北潟湖	北潟湖北部	1	B	7.3	8.6	1/12	7.9	11	0/6	9.6	1.8	4.7	1/6	3.7	4.7	1	8	0/12	5					
	北潟湖末端	2	B	7.3	8.6	1/6	8.3	12	0/6	9.5	2.0	5.3	1/6	3.5	4.8	1	8	0/6	4					
	北潟湖水路	3	B	7.4	8.8	4/6	8.4	12	0/6	10	2.4	7.5	5/6	5.6	7.1	1	10	0/6	7					
	北潟湖心	4	B	7.4	8.7	2/12	8.3	13	0/6	10	2.9	7.9	5/6	5.8	6.7	1	31	3/12	12					
	北潟湖南部	5	B	7.3	8.8	1/12	6.9	12	0/6	9.9	4.4	9.5	5/6	7.3	8.9	2	54	9/12	30					
	塩尻橋	6	B	7.3	9.1	1/6	7.4	13	0/6	10	3.1	8.2	5/6	6.4	8.1	7	32	4/6	19					
	日之出橋	7	B	7.2	8.5	0/6	6.3	12	0/6	9.6	2.2	8.5	5/6	6.6	7.9	2	32	4/6	17					
	観音川(崎田橋)	8	-	7.0	7.9	-/6	9.0	12	-/6	10	1.7	6.6	-/6	3.6	5.4	< 1	25	-/6	6					

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1	IV	0.55	0.71	5/6	0.65	0.025	0.066	4/6	0.050
	北潟湖末端	2	IV	0.54	0.96	5/6	0.71	0.023	0.067	3/6	0.048
	北潟湖水路	3	IV	0.52	0.73	4/6	0.63	0.016	0.10	5/6	0.066
	北潟湖心	4	IV	0.56	0.83	4/6	0.68	0.017	0.11	5/6	0.072
	北潟湖南部	5	IV	1.3	1.5	6/6	1.4	0.042	0.18	5/6	0.14
	塩尻橋	6	IV	0.99	2.1	6/6	1.4	0.044	0.14	5/6	0.10
	日之出橋	7	IV	0.91	1.2	6/6	1.0	0.027	0.14	5/6	0.099
	観音川(崎田橋)	8	-	0.67	1.2	-/6	0.93	0.021	0.13	-/6	0.052

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-16 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



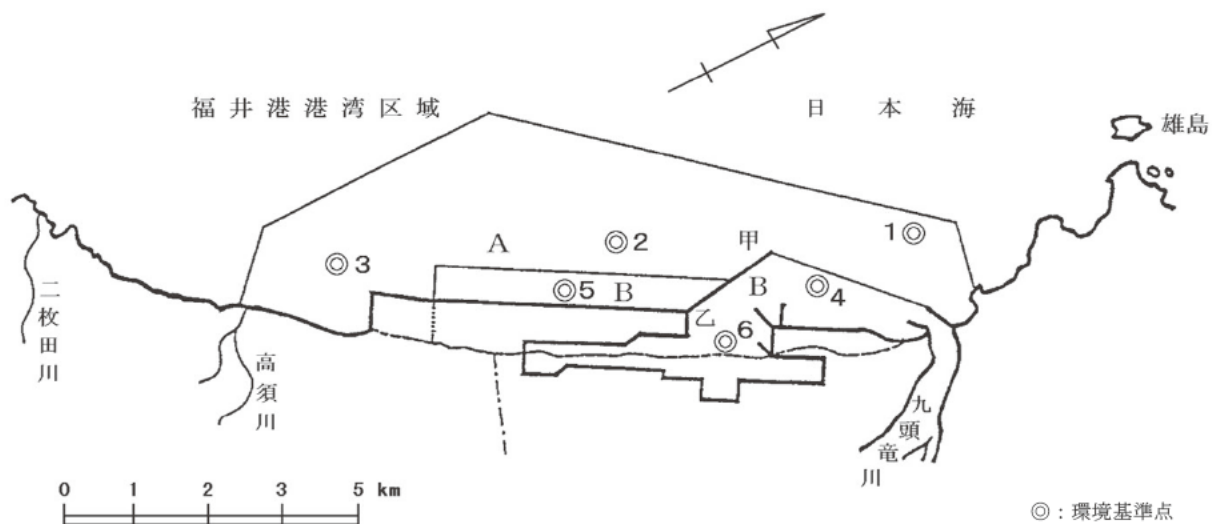
湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	A	8.0	8.2	0/6	7.1	9.0	3/6	7.9	1.0	2.9	0/6	1.7	1.7	< 1	1	0/6	1
	日向湖南部	2	A	8.0	8.3	0/6	7.1	9.1	3/6	7.9	0.9	2.7	0/6	1.6	1.7	< 1	1	0/6	1
	久々子湖北部	3	B	7.8	8.8	1/6	8.8	14	0/6	10	2.8	4.3	0/6	3.6	4.1	< 1	4	0/6	3
	久々子湖南部	4	B	7.7	8.8	2/12	8.4	14	0/6	9.8	3.4	5.2	2/6	4.2	5.2	1	11	0/12	4
	水月湖北部	5	B	7.9	9.0	3/6	9.1	14	0/6	11	2.9	6.1	2/6	4.6	5.3	2	6	0/6	3
	水月湖南部	6	B	7.3	9.0	4/12	<0.5	15	6/12	5.8	4.1	6.1	4/6	5.1	5.5	< 1	5	0/12	3
	菅湖	7	B	7.6	8.8	3/6	8.4	15	0/6	10	2.9	5.1	1/6	4.2	4.8	1	3	0/6	2
	三方湖西部	8	B	7.8	9.3	4/6	10	14	0/6	12	2.3	7.7	3/6	5.4	6.9	3	11	0/6	8
	三方湖東部	9	B	7.2	9.2	6/12	5.1	14	0/6	11	2.4	8.6	4/6	5.6	6.6	3	23	3/12	11
	はす川(上口橋)	10	-	6.7	8.1	-/6	8.2	13	-/6	10	0.7	6.8	-/6	3.1	5.3	< 1	39	-/6	10

湖沼名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.13	0.31	-/6	0.21	0.011	0.040	-/6	0.020
	日向湖南部	2	-	0.11	0.32	-/6	0.19	0.011	0.039	-/6	0.018
	久々子湖北部	3	IV	0.39	1.7	2/6	0.75	0.041	0.13	3/6	0.064
	久々子湖南部	4	IV	0.35	1.9	2/6	0.79	0.038	0.18	3/6	0.077
	水月湖北部	5	IV	0.35	1.7	2/6	0.80	0.038	0.12	3/6	0.070
	水月湖南部	6	IV	0.36	2.0	3/6	0.83	0.038	0.17	3/6	0.078
	菅湖	7	IV	0.34	1.9	2/6	0.81	0.039	0.14	2/6	0.075
	三方湖西部	8	IV	0.45	1.1	4/6	0.72	0.047	0.13	5/6	0.074
	三方湖東部	9	IV	0.44	1.0	4/6	0.76	0.052	0.10	6/6	0.076
	はす川(上口橋)	10	-	0.69	0.98	-/6	0.83	0.020	0.22	-/6	0.081

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-17 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）

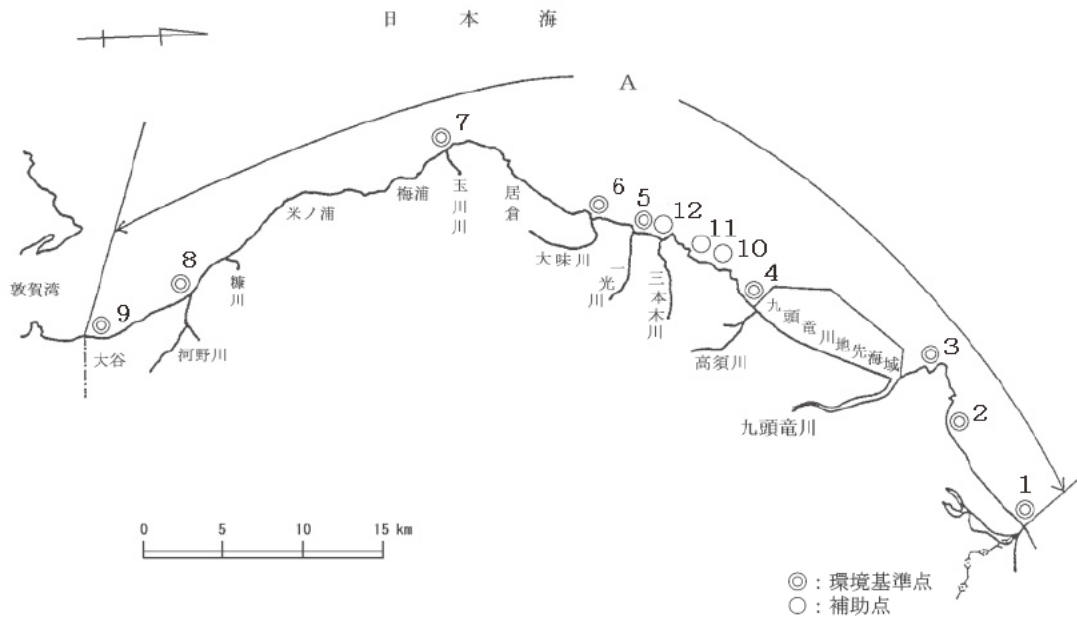


海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D			O			COD				油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.1	8.2	0/4	7.0	9.4	1/4	8.0	1.2	2.1	1/4	1.6	1.8	ND	ND	0/4				
	黒目地先	2	A	8.1	8.2	0/4	6.7	10	1/4	8.3	< 0.5	1.5	0/4	1.2	1.5	ND	ND	0/4				
	石橋地先	3	A	8.1	8.2	0/4	6.9	9.4	2/4	7.8	< 0.5	1.3	0/4	1.0	1.2	ND	ND	0/4				
	福井火力地先	4	B	8.1	8.3	0/4	7.9	10	0/4	8.6	1.5	2.7	0/4	2.1	2.3	ND	ND	0/4				
	米納津地先	5	B	8.1	8.2	0/4	6.8	9.0	0/4	7.9	0.5	1.4	0/4	1.1	1.3	ND	ND	0/4				
	福井港内	6	B	8.1	8.3	0/4	7.8	10	0/4	8.6	1.3	2.7	0/4	2.0	2.5	ND	ND	0/4				

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-18 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）

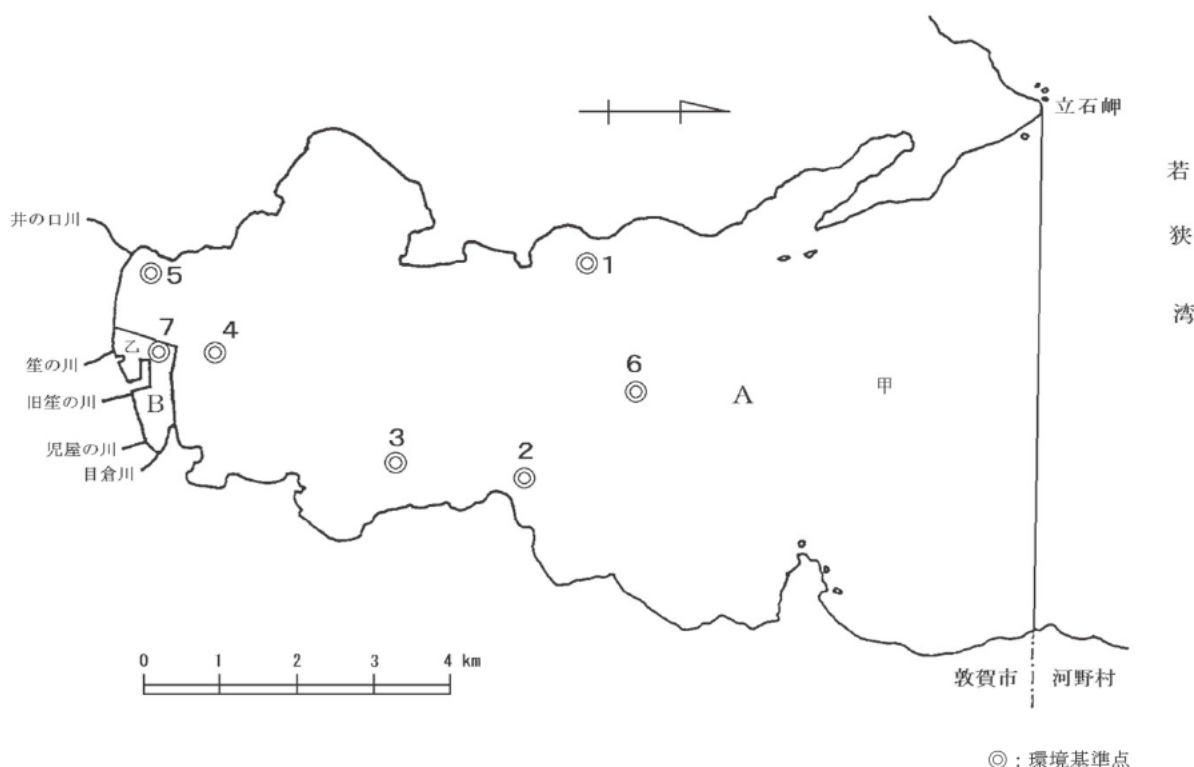


海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n			
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	1	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.3	1/4	8.0	0.9	1.5	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4			
	浜地地先	2	A	8.1	8.2	0/4	6.7	8.7	1/4	7.9	0.9	2.1	1/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4			
	東尋坊地先	3	A	8.1	8.2	0/4	7.6	9.1	0/4	8.3	1.0	2.4	1/4	1.8	1.9	ND	ND	0/4			
	浜住地先	4	A	8.1	8.2	0/4	6.8	9.3	2/4	7.7	< 0.5	1.4	0/4	1.0	1.0	ND	ND	0/4			
	一光川地先	5	A	8.1	8.2	0/4	6.8	9.2	2/4	7.6	< 0.5	1.1	0/4	0.9	1.0	ND	ND	0/4			
	大味川地先	6	A	8.1	8.2	0/4	6.9	9.4	2/4	7.7	0.5	1.4	0/4	1.1	1.2	ND	ND	0/4			
	玉川川地先	7	A	8.1	8.2	0/4	6.6	10	1/4	8.1	0.7	1.8	0/4	1.3	1.6	ND	ND	0/4			
	河野川地先	8	A	8.1	8.2	0/4	6.5	9.3	2/4	7.8	0.8	1.6	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4			
	大谷地先	9	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.3	1/4	8.0	1.2	1.5	0/4	1.3	1.4	ND	ND	0/4			
	亀島地先	10	A	8.1	8.2	0/4	6.8	9.4	2/4	7.7	< 0.5	1.3	0/4	1.0	1.1	ND	ND	0/4			
	菅生地先	11	A	8.1	8.1	0/4	6.8	9.4	3/4	7.7	< 0.5	1.2	0/4	1.0	1.2	ND	ND	0/4			
	三本木川地先	12	A	8.1	8.1	0/4	6.8	9.1	2/4	7.6	0.5	1.4	0/4	1.1	1.3	ND	ND	0/4			

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-19 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



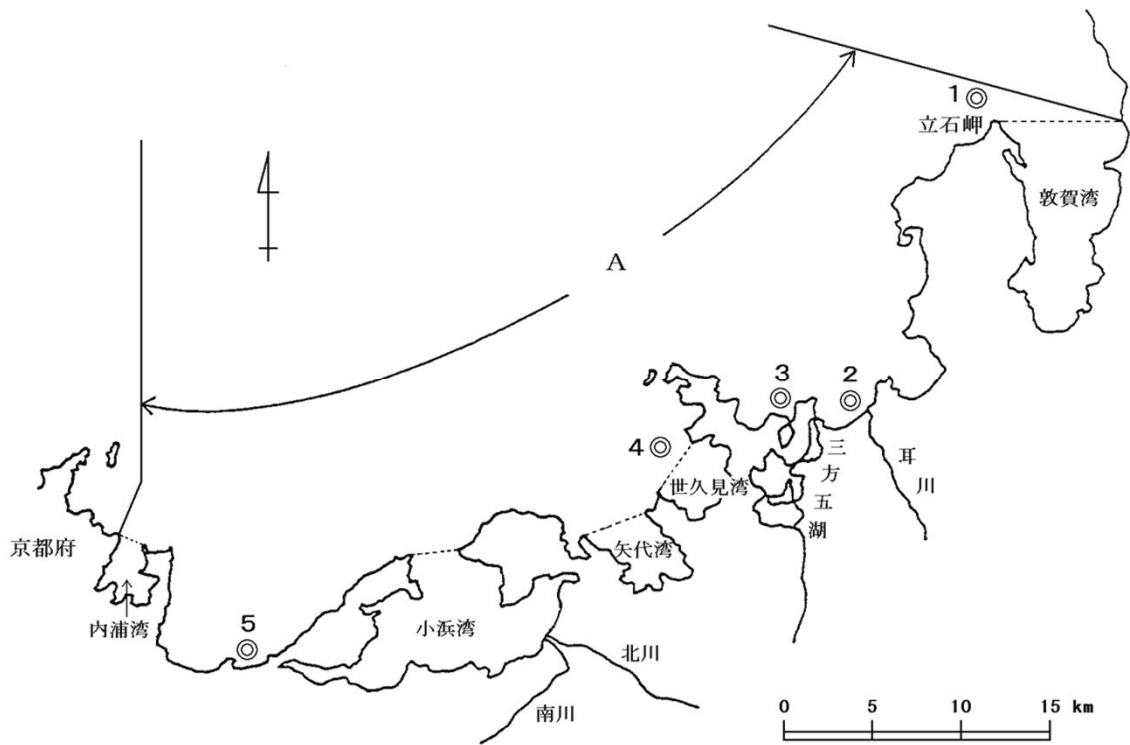
海域名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O			COD					油分			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦賀湾海域	手の浦地先	1	A	8.1	8.2	0/4	6.8	8.9	2/4	7.8	1.1	1.7	0/4	1.3	1.2	ND	ND	0/4
	松ヶ崎地先	2	A	8.2	8.2	0/4	6.9	9.2	1/4	8.1	1.3	2.0	0/4	1.5	1.4	ND	ND	0/4
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.2	0/4	6.9	9.2	1/4	8.1	1.2	2.1	1/4	1.5	1.3	ND	ND	0/4
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/4	6.7	9.2	2/4	8.0	1.2	2.2	1/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	井の口川地先	5	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.2	2/4	7.9	1.2	2.1	1/4	1.6	1.7	ND	ND	0/4
	敦賀湾中央	6	A	8.2	8.2	0/4	6.9	9.2	2/4	8.0	1.0	1.7	0/4	1.4	1.6	ND	ND	0/4
	笹の川地先	7	B	8.1	8.2	0/4	7.0	9.5	0/4	8.2	1.4	1.9	0/4	1.7	1.7	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	1	II	0.08	0.12	0/4	0.10	0.012	0.014	0/4	0.013
	松ヶ崎地先	2	II	0.08	0.11	0/4	0.10	0.012	0.014	0/4	0.013
	ナスビ鼻地先	3	II	0.10	0.11	0/4	0.11	0.011	0.015	0/4	0.013
	白灯台地先	4	II	0.11	0.21	0/4	0.17	0.016	0.033	1/4	0.023
	井の口川地先	5	II	0.10	0.22	0/4	0.15	0.012	0.020	0/4	0.016
	敦賀湾中央	6	II	0.08	0.11	0/4	0.09	0.009	0.014	0/4	0.012
	笹の川地先	7	III	0.12	0.27	0/4	0.18	0.015	0.024	0/4	0.020

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-20 若狭湾东部海域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



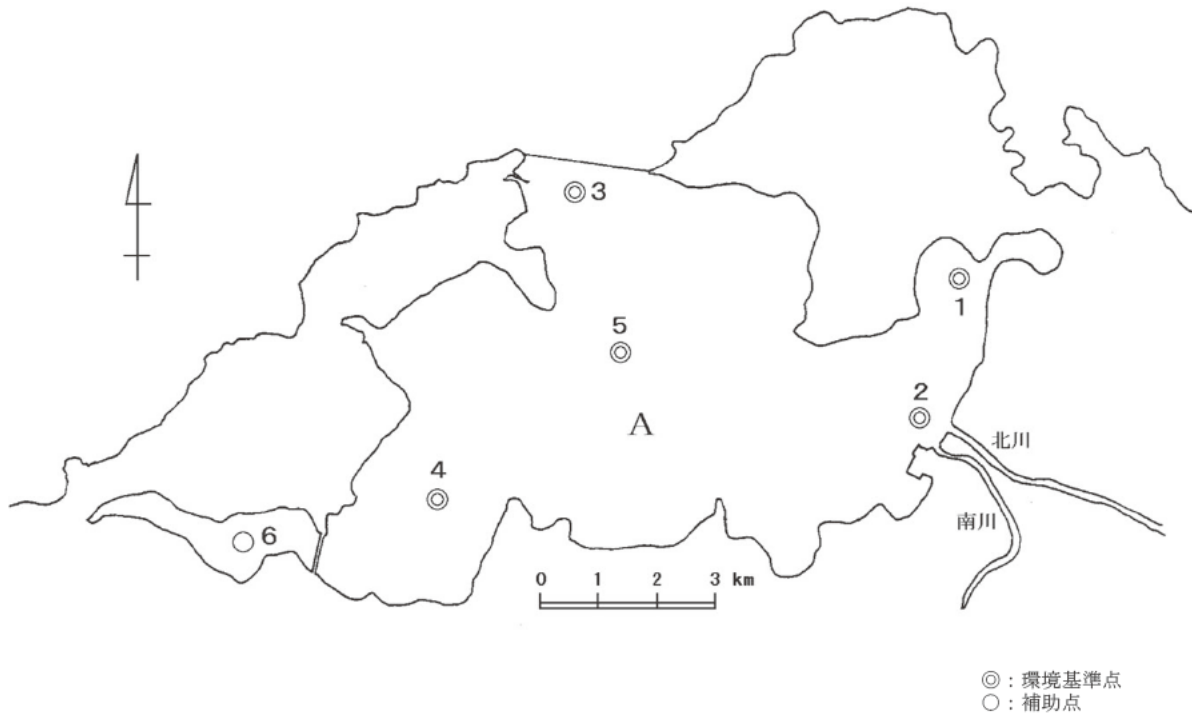
◎：環境基準点

海域名	測定地点名	地点No.	類型	p			H			D				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n			
若狭湾东部海域	立石岬地先	1	A	8.1	8.2	0/4	6.7	9.0	2/4	7.8	1.1	1.4	0/4	1.3	1.4	ND	ND	0/4			
	耳川地先	2	A	8.1	8.1	0/4	6.4	9.5	2/4	8.0	1.2	2.4	1/4	1.7	1.6	ND	ND	0/4			
	日向地先	3	A	8.1	8.2	0/4	6.4	9.7	2/4	8.0	1.1	1.4	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4			
	海中公園	4	A	8.2	8.2	0/4	6.3	9.8	2/4	8.0	1.1	1.7	0/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4			
	高浜地先	5	A	8.1	8.2	0/4	6.5	9.5	2/4	8.0	1.1	1.9	0/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4			

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-21 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



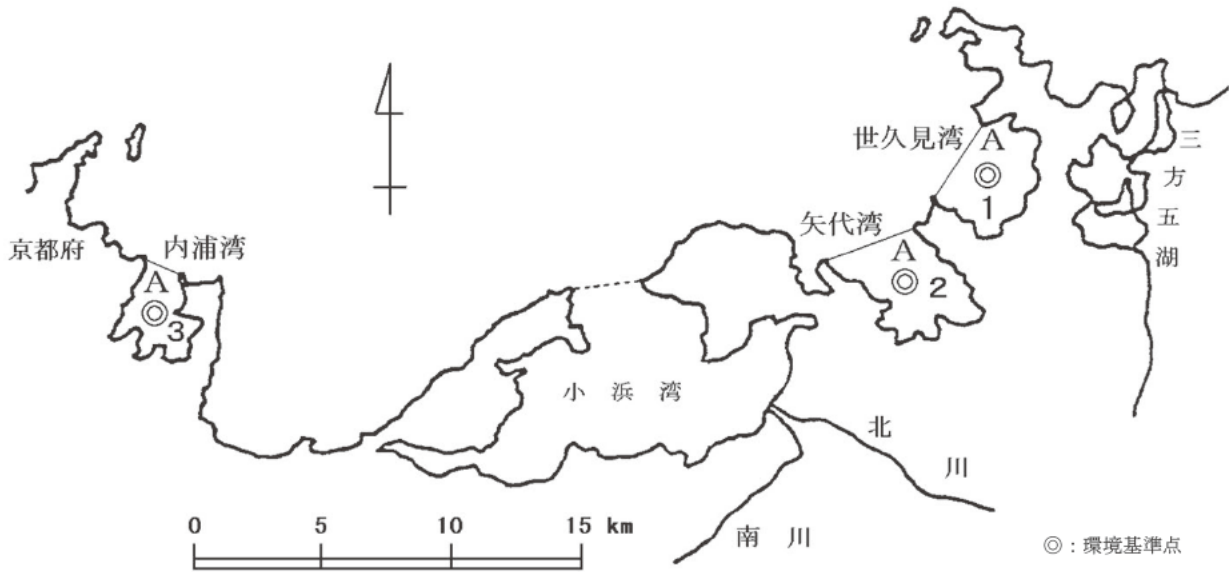
海域名	測定地点名	地点No.	類型	p H			D O				COD				油分			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	A	8.2	8.2	0/4	6.4	10	2/4	8.1	1.5	2.2	1/4	1.9	1.9	ND	ND	0/4
	雲浜地先	2	A	8.2	8.2	0/4	6.9	10	2/4	8.1	1.4	1.9	0/4	1.6	1.6	ND	ND	0/4
	大飯原発地先	3	A	8.2	8.2	0/4	6.7	10	2/4	8.1	1.5	1.8	0/4	1.6	1.5	ND	ND	0/4
	和田港湾	4	A	8.2	8.2	0/4	6.8	10	1/4	8.2	1.4	1.9	0/4	1.7	1.7	ND	ND	0/4
	小浜湾中央	5	A	8.2	8.2	0/4	6.8	10	2/4	8.2	1.3	1.8	0/4	1.5	1.4	ND	ND	0/4
	青戸入江	6	A	8.2	8.2	0/4	7.0	10	1/4	8.4	1.5	2.3	1/4	1.8	1.6	ND	ND	0/4

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小浜湾海域	甲ヶ崎地先	1	II	0.12	0.15	0/4	0.14	0.011	0.020	0/4	0.016
	雲浜地先	2	II	0.12	0.14	0/4	0.13	0.011	0.019	0/4	0.014
	大飯原発地先	3	II	0.07	0.11	0/4	0.10	0.009	0.012	0/4	0.011
	和田港湾	4	II	0.08	0.11	0/4	0.10	0.010	0.020	0/4	0.014
	小浜湾中央	5	II	0.07	0.09	0/4	0.08	0.008	0.012	0/4	0.010
	青戸入江	6	II	0.09	0.14	0/4	0.12	0.012	0.018	0/4	0.015

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表 3-22 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（令和4年度）



海域名	測定地点名	地点No.	類型	p		H		D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n			
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.2	8.2	0/4	6.3	9.8	2/4	7.9	1.1	1.4	0/4	1.3	1.3	ND	ND	0/4			
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.2	8.2	0/4	6.6	9.8	2/4	8.1	1.2	1.7	0/4	1.4	1.4	ND	ND	0/4			
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.1	8.2	0/4	6.2	8.7	2/4	7.7	1.0	1.3	0/4	1.2	1.2	ND	ND	0/4			

海域名	測定地点名	地点No.	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1	II	0.07	0.11	0/4	0.09	0.008	0.011	0/4	0.010
矢代湾海域	矢代湾	2	II	0.09	0.11	0/4	0.10	0.010	0.010	0/4	0.010
内浦湾海域	内浦湾	3	II	0.08	0.13	0/4	0.10	0.009	0.015	0/4	0.012

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3-23-1 海水浴場水質判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界：2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m未満 ～50cm 以上
不 適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

表 3-23-2 海水浴場の水質検査結果 (令和 5 年度)

市町名	海水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の 有無	COD (mg/L)	透明度	判定	病原性大腸菌 O157
坂井市	浜地	2	なし	1.8	全透	適 (A)	不検出
	三国サンセットビーチ	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)	〃
福井市	鷹巣	<2	〃	1.5	〃	〃 (AA)	〃
	鮎川	<2	〃	1.4	〃	〃 (AA)	〃
	越廼	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
越前町	くりや長須浜	<2	〃	1.6	〃	〃 (AA)	〃
敦賀市	田結	<2	〃	1.9	〃	〃 (AA)	〃
	気比の松原	5	〃	1.8	〃	〃 (A)	〃
	水島	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
美浜町	丹生	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
	水晶浜	<2	〃	1.8	〃	〃 (AA)	〃
	菅浜 (ダイヤ浜)	2	〃	1.7	〃	〃 (A)	〃
おおい町	長井浜	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
高浜町	若狭和田	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃
	三松	<2	〃	1.7	〃	〃 (AA)	〃

(資料：環境政策課)

- (備考) 1 調査日 令和 5 年 4 月 25 日、5 月 2 日
 2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間 (ただし、O157 は 4 月 25 日の 1 日)
 3 調査地点 水深 1.0～1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
 4 採取位置 表層 0.5m
 5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値

表3-24 特定事業場市町別届出状況（水質汚濁防止法）

（令和5年3月31日現在）

施設の 種類	排水量区分	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	美浜町	おおい町	高浜町	若狭町	合計	
1の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満	4	2		3	5		2	2	17					1				3	39
	うち有害物質使用																			
2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2							1	2										5
	50m ³ /日未満	1															2	1	1	1
	うち有害物質使用	4						1												9
3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1	1																	2
	50m ³ /日未満	1		4				1	1	3			1	6	3					20
	うち有害物質使用																			
4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用									1						1				2
	50m ³ /日未満					1	1						1			1	1	2		10
	うち有害物質使用									3										
5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用								1											1
	50m ³ /日未満	7		2	6	4	3	1	2	3			1	1					1	31
	うち有害物質使用																			
8	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		1	1
	50m ³ /日未満	3			1				3					1						8
	うち有害物質使用																			
9	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満				2		2		2											6
	うち有害物質使用																			
10	50m ³ /日以上 うち有害物質使用													1						1
	50m ³ /日未満	14	1		5	3	4	1	4	5	5		4	3	1				2	52
	うち有害物質使用																			
11	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満				1				1	1										3
	うち有害物質使用									1										1
16	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1																		1
	50m ³ /日未満	1		1				1	3	1					2					9
	うち有害物質使用																			
17	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	1									1									2
	50m ³ /日未満	7	8	2	8	3	5	4	5	7				14					2	65
	うち有害物質使用																			
18の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満																			
	うち有害物質使用																			
19	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	17				4	5		2	12										40
	50m ³ /日未満	1					1		6	12										2
	うち有害物質使用	9					7		7	9										43
21	50m ³ /日以上 うち有害物質使用						1													1
	50m ³ /日未満																			
	うち有害物質使用																			
21の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																			
	50m ³ /日未満								1											1
	うち有害物質使用																			
21の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																	1
	50m ³ /日未満								1											1
	うち有害物質使用																			

施設の 種類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
22	50m ³ /日以上	1																	1
	うち有害物質使用	1																1	1
	50m ³ /日未満	2								2									5
23	50m ³ /日以上								17										19
	うち有害物質使用								47										47
	50m ³ /日未満																		
23の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用						2	1	2	1									17
	50m ³ /日未満	9	1	1															2
27	50m ³ /日以上	2							1										3
	うち有害物質使用	2							1										3
	50m ³ /日未満	1								3									4
32	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満								1	2									3
33	50m ³ /日以上	1	1						1	1									4
	うち有害物質使用								1	1									1
	50m ³ /日未満		1							4									5
46	50m ³ /日以上	6					1		2	2								1	12
	うち有害物質使用	6							1	1								1	9
	50m ³ /日未満	3		1						6								1	11
47	50m ³ /日以上	1	1			1													2
	うち有害物質使用	1	1																1
	50m ³ /日未満							2	1	2									5
51の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	1																	1
51の3	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用													1					1
	50m ³ /日未満																		
52	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満									1									1
54	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	2	2			2		4		7					2				19
55	50m ³ /日以上				5		1		2			3	1	1					13
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	7	6	2	4	1	4	3	3	4	1	4		2	3	1	2	1	48
56	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	1																	1
59	50m ³ /日以上										1								1
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	4	4		2	2			3	2	1	2	1				1	2	24
60	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	1					1	7				1			1				11

施設の 種類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
62	50m ³ /日以上		1		2					2									5
	うち有害物質使用				1					2									3
	50m ³ /日未満	1	1			1				1									4
63	50m ³ /日以上	1																	1
	うち有害物質使用																	1	6
	50m ³ /日未満	1				1		1	1	1									1
63の3	50m ³ /日以上		1																1
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満																		
64の2	50m ³ /日以上						1		1	1									3
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満	2																	2
65	50m ³ /日以上	1	1	1	1			1	4	2		1						1	13
	うち有害物質使用	1	1	1	1				3									1	9
	50m ³ /日未満	4	1		1	4	13	2	5	4	2	1		2		1			40
66	50m ³ /日以上	1					5	1	2	1						1			12
	うち有害物質使用	3				1	4	1	1					2					11
	50m ³ /日未満	3				1	4	1	1					2					11
66の3	50m ³ /日以上	7			1		10			1				2					21
	うち有害物質使用	7			1		7			1				2					18
	50m ³ /日未満	6	2				1	9	1			1				1	1		22
66の4	50m ³ /日以上	38	85	184	26	12	13	67	36	89	3	6	42	58	81	22	55	124	941
	うち有害物質使用	1								1									2
	50m ³ /日未満		1					1		3				2			1	1	9
66の5	50m ³ /日以上	4	1																5
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満						2	1			1								4
66の6	50m ³ /日以上							1											1
	うち有害物質使用								1										1
	50m ³ /日未満																		
67	50m ³ /日以上	3	1							1	1								6
	うち有害物質使用	20	10	3	14	5	5	7	7	18	3			1	2	1		3	99
	50m ³ /日未満	3								3									6
68	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用	9	4	2	2	1				3				1				1	23
	50m ³ /日未満	3				1			1										5
68の2	50m ³ /日以上	2																	2
	うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満		1	1															2
70	50m ³ /日以上																		1
	うち有害物質使用		1																
	50m ³ /日未満																		
70の2	50m ³ /日以上																		
	うち有害物質使用	5	1																6
	50m ³ /日未満																		
71	50m ³ /日以上		1																1
	うち有害物質使用	100	25	13	21	6	19	7	36	38	5	1	2	4	2	4	4	9	296
	50m ³ /日未満																		

施設の 種類	排水量区分	福 井 市	敦 賀 市	小 浜 市	大 野 市	勝 山 市	鯖 江 市	あ わ ら 市	越 前 市	坂 井 市	永 平 寺 町	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	美 浜 町	お お い 町	高 浜 町	若 狭 町	合 計
71の2	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	2	1	4															7
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1		2															3
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	13	6	3	2		3	2	2	6	2			1	1				41
71の3	50m ³ /日以上 うち有害物質使用							1											1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用												1				1	1	9
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	1	1	1	1														
71の4	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1	1									2
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用								1										1
71の5	50m ³ /日以上 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						2		1										5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	2					2		1										5
71の6	50m ³ /日以上 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1																1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用						1												1
72	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	31	15	13	14	4	7	4	11	1	4		5	6	9	12	2	13	151
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用		1						1	1			1	1					5
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
73	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	6	1	1	1	1	1		3	3	1	1	2	3	1	1	1	4	31
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
74	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	3	1	3	1		1	1								1			11
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用							1											1
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用			1															1
計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	97	31	22	24	11	23	17	48	29	8	5	9	13	10	15	4	21	387
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	16	3	3	2	1	5	1	7	4			2	2				2	46
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	284	163	221	100	51	98	122	188	246	23	15	54	99	100	33	66	156	2019
合計	50m ³ /日以上 うち有害物質使用	26	5	4	1	2	16	4	6	21	2	1		3	1	1			93
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用																		
	50m ³ /日未満 うち有害物質使用	381	194	243	124	62	121	139	236	275	31	20	63	112	110	48	70	177	2,406

(資料：環境政策課)

表 3-25 特定工場届出状況（排水量関係）（県公害防止条例）

（令和5年3月31日現在）

市町名	工場数
福井市	11
敦賀市	8
小浜市	2
大野市	1
勝山市	2
鯖江市	4
あわら市	1
越前市	4
坂井市	4
越前町	1
美浜町	1
高浜町	2
おおい町	1
合計	42

（資料：環境政策課）

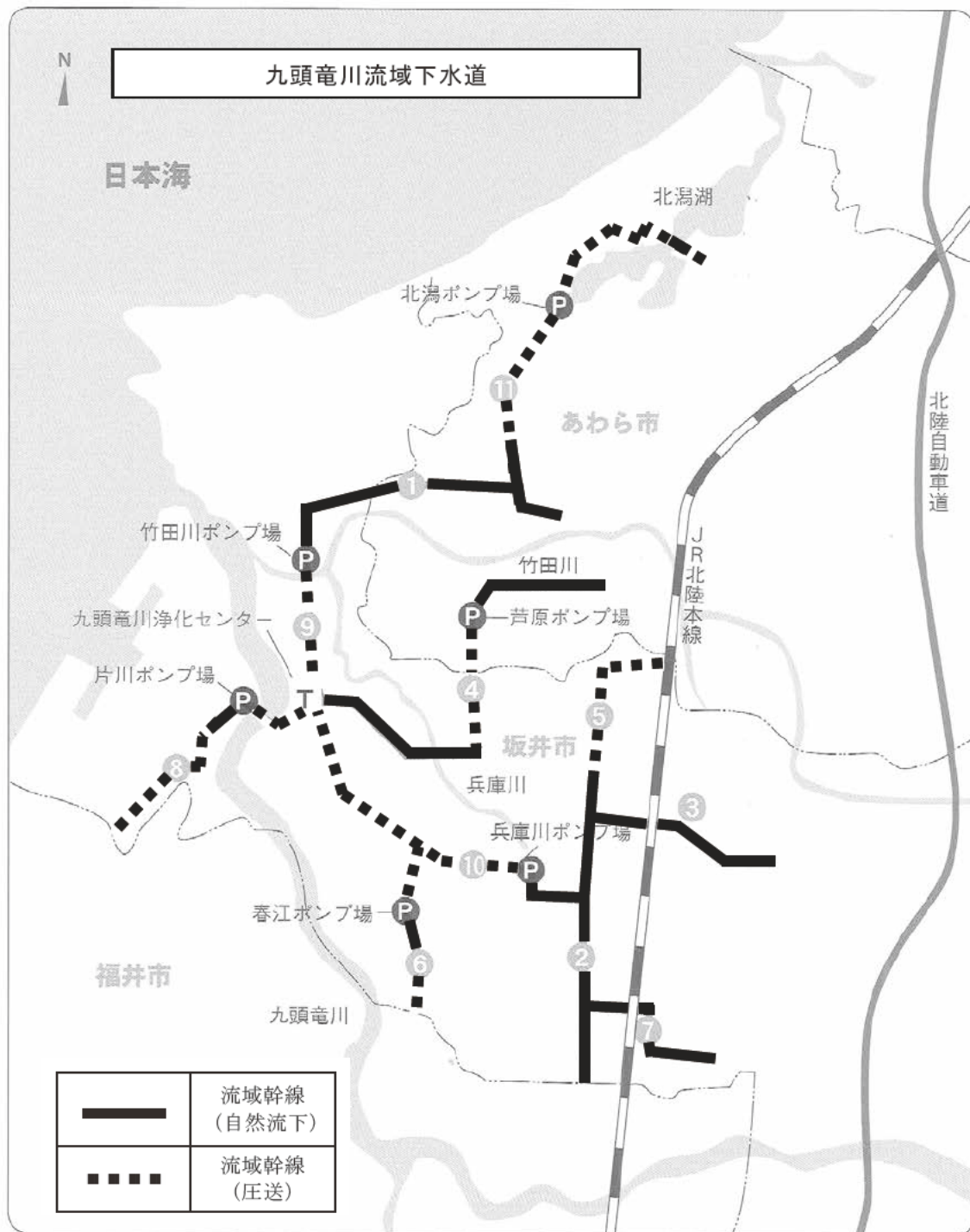
表 3-26 汚水および廃液に係る特定施設届出状況（県公害防止条例）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	1	12	13	合計
市町名	反応施設	廃ガス洗浄施設	洗浄施設	
福井市			3	3
鯖江市			1	1
越前市	1			1
坂井市		4		4
若狭町	15			15
合計	16	4	4	24

（資料：環境政策課）

図 3-27 九頭竜川流域下水道計画図



① 北部幹線	⑤ 金津幹線	⑨ 北部圧送幹線
② 南部幹線	⑥ 春江幹線	⑩ 南部圧送幹線
③ 坂井幹線	⑦ 丸岡幹線	⑪ 北潟幹線
④ 荻原幹線	⑧ 西部幹線	

(資料：河川課)

表 3-28 福井県の公共下水道の現況（令和5年3月31日現在）

団体名	処 理 場 名	排除方式	供用開始面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
福井市	境浄化センター	合 流	839.7	256,435	43,462	90.0	S34.4
	日野川浄化センター	分 流 一部合流	3,518.2		156,859		S60.10
	鷹巣浄化センター	分 流	97.8		2,382		H10.4
	美山浄化センター	分 流	49.4		1,235		H20.6
	清水東部環境センター	分 流	146.4		3,458		S48.8
	清水西部環境センター	分 流	96.0		3,110		H6.3
	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	556.9		20,285		-
	計		5,304.4		230,791		
敦賀市	天筒浄化センター	分 流	1,320.1	63,068	55,662	88.3	S58.7
小浜市	小浜浄化センター	分 流	722.6	28,189	19,607	69.6	H3.3
大野市	大野市下水処理センター	分 流	619.6	30,767	17,799	57.9	H15.4
勝山市	勝山浄化センター	分 流	822.0	21,698	18,725	86.3	S60.6
鯖江市	鯖江市環境衛生センター	分 流	1,831.9	68,646	50,751	73.9	S58.6
	東工汚水処理場	分 流	12.0		-		S49.10
	計		1,843.9		50,751		
あわら市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	1,251.4	26,725	25,780	96.5	-
越前市	家久浄化センター	分 流 一部合流	1,226.3	80,337	44,732	81.3	S55.8
	今立浄化センター	分 流	242.5		7,578		H17.3
	水循環センター	分 流	448.1		13,002		H21.9
	計		1,916.9		65,312		
坂井市	(九頭竜川浄化センターへ流入)	分 流	2,826.4	89,102	85,182	99.3	-
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	156.0		3,264		-
	計		2,982.4		88,446		

団体名	処 理 場 名	排除方式	供用開始面積 (ha)	行政人口 a(人)	処理人口 b(人)	下水道処理 人口普及率 b/a(%)	処理開始 (予定)年月
永平寺町	中央浄化センター	分 流	180.5	17,962	4,463	80.8	S62.4
	(五領川浄化センターへ流入)	分 流	311.7		10,059		-
	計		492.2		14,522		
池田町	池田水処理センター	分 流	127.0	2,295	1,967	85.7	H11.3
南越前町	南条浄化センター	分 流	87.0	9,763	2,835	39.8	H5.3
	河野浄化センター	分 流	38.6		1,049		H12.3
	計		125.6		3,884		
越前町	朝日浄化センター	分 流	410.8	20,229	8,244	67.3	S61.3
	織田浄化センター	分 流	226.2		3,802		H6.10
	宮崎浄化センター	分 流	58.0		1,568		H1.4
	計		695.0		13,614		
美浜町	美浜町浄化センター	分 流	332.7	8,936	5,478	61.3	H7.4
高浜町	高浜町せらぎランド	分 流	432.6	9,783	7,884	80.6	H11.4
おおい町	名田庄東部浄化センター	分 流	53.0	7,823	1,284	16.4	H12.7
若狭町	三方浄化センター	分 流	103.0	13,751	3,355	41.9	H12.3
	海越浄化センター	分 流	7.0		142		H19.4
	三宅浄化センター	分 流	114.0		1,691		H11.4
	熊川浄化センター	分 流	24.0		577		H9.4
	計		248.0		5,765		
五領川公共下水道事務組合	五領川浄化センター	分 流	467.7	-	13,323	-	S58.4
福井県	九頭竜川浄化センター	分 流	4,634.7	-	131,247	-	S57.7
	テクノポート福井浄化センター	分 流	776.0	-	-	-	H5.12
県計			20,065.4	755,509	627,271	83.0	

(資料：河川課)

表3-29 浄化槽設置届出基数（人槽別）

（令和5年3月31日現在）

市町名	単独処理化槽					併処理化槽					合計				
	5~10	11~20	21~50	51~200	201~500	501~	小計	5~10	11~20	21~50		51~200	201~500	501~	小計
福井市	4,020	390	550	63	9	0	5,032	4,143	121	197	161	54	27	4,703	
敦賀市	947	112	170	36	3	0	1,268	1,575	51	84	69	27	16	1,822	
小浜市	158	43	50	6	2	0	259	277	17	14	15	9	11	343	
大野市	3,309	232	300	28	1	0	3,870	1,620	69	64	51	21	13	1,838	
勝山市	279	43	47	8	0	0	377	112	2	10	6	5	2	137	
鯖江市	962	65	57	7	0	0	1,091	935	18	12	5	5	6	981	
あわら市	555	32	67	7	0	0	661	169	17	19	12	3	3	223	
越前市	3,171	243	288	27	2	0	3,731	4,540	96	136	82	18	14	4,886	
坂井市	1,641	135	136	22	1	0	1,935	411	38	58	38	8	3	556	
永平寺町	140	12	11	0	0	0	163	39	2	6	7	2	5	61	
池田町	12	0	0	0	0	0	12	47	1	6	0	1	0	55	
南越前町	66	9	22	3	0	0	100	164	7	8	7	13	7	206	
越前町	251	34	51	8	1	0	345	78	5	4	12	3	7	109	
美浜町	60	8	13	2	2	0	85	66	7	7	12	8	7	107	
高浜町	44	9	15	6	0	0	74	34	9	14	16	8	2	83	
おおい町	10	9	7	0	0	0	26	72	8	10	28	21	14	153	
若狭町	37	7	19	2	0	0	65	34	6	18	16	5	12	91	
合計	15,662	1,383	1,803	225	21	0	19,094	14,316	474	667	537	211	149	16,354	
															35,448

（資料：医薬食品・衛生課）

表3-30 年度別し尿処理状況

(単位：人、kL)

区 分		年 度												
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
県 内 総 人 口		808,494	805,694	801,940	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		808,494	805,694	801,940	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	
内 訳	水洗化人口	下 水 道 人 口	537,412	549,002	559,022	553,664	560,839	569,149	573,402	581,243	581,258	582,210	585,503	583,844
		集 落 排 水 施 設 等 人 口 (※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58,085
		浄 化 槽 人 口	216,433	210,102	211,739	218,067	206,791	199,071	189,820	179,754	175,351	165,781	155,930	96,854
		合 計	753,845	759,104	770,761	771,731	767,630	768,220	763,222	760,997	756,609	747,991	741,433	738,783
内 訳	非水洗化人口	計 画 収 集 人 口	53,255	45,487	41,842	36,395	34,796	31,528	31,140	28,927	28,523	31,555	33,473	29,635
		自 家 処 理 人 口	1,394	1,103	1,031	870	1,803	662	1,041	1,581	1,777	1,359	934	558
		合 計	54,649	46,590	42,873	37,265	36,599	32,190	32,181	30,508	30,300	32,914	34,407	30,193
計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水 洗 化 率 (%)		93.2	94.2	96.1	95.4	95.4	96.0	96.0	96.1	96.1	95.8	95.6	96.1	
衛 生 処 理 率 (%)		99.8	99.9	99.9	99.9	99.8	99.9	99.9	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	
原 単 位	一人一日平均排出量 (ℓ) (し尿)	1.85	2.00	2.01	2.12	2.05	2.09	2.00	2.09	2.02	1.63	1.49	1.66	
	一人一日平均排出量 (ℓ) (浄化槽汚泥)	1.61	1.70	1.63	1.59	1.64	1.70	1.73	1.74	1.78	1.86	1.96	1.91	
計 画 収 集 量		162,746	163,325	156,729	154,385	149,548	148,041	142,797	136,455	135,405	131,189	129,456	126,018	
内 訳	し 尿	35,882	33,218	30,637	28,201	25,989	24,160	22,766	22,126	21,049	18,811	18,152	17,988	
	浄 化 槽 汚 泥	126,864	130,107	126,092	126,184	123,559	123,881	120,031	114,329	114,356	112,378	111,304	108,030	
収 集 形 態 別 内 訳	委 託	し 尿	108	104	94	88	86	77	81	80	98	114	121	308
		浄 化 槽 汚 泥	3,753	3,780	3,652	3,314	4,088	3,690	3,696	3,404	3,513	3,340	3,574	3,491
		合 計	3,861	3,884	3,746	3,402	4,174	3,767	3,777	3,484	3,611	3,454	3,695	3,799
	許 可	し 尿	35,774	33,114	30,543	28,113	25,903	24,083	22,685	22,046	20,951	18,697	18,031	17,680
		浄 化 槽 汚 泥	123,111	126,327	122,440	122,870	119,471	120,191	116,335	110,925	110,843	109,038	107,730	104,539
		合 計	158,885	159,441	152,983	150,983	145,374	144,274	139,020	132,971	131,794	127,735	125,761	122,219
計 画 処 理 量		164,466	160,541	156,736	154,385	149,514	148,041	142,797	136,455	135,405	131,189	129,456	126,018	
処 理 内 訳	し尿処理施設	し 尿	24,028	20,506	19,941	24,667	22,715	21,123	13,118	16,846	15,976	15,419	14,753	14,747
		浄 化 槽 汚 泥	65,950	64,882	63,462	113,677	110,884	110,944	59,970	71,106	70,792	77,752	77,455	77,593
		合 計	89,978	85,388	83,403	138,344	133,599	132,067	73,088	87,952	86,768	93,171	92,208	92,340
	下水道投入等	し 尿	12,457	11,844	10,687	3,534	3,266	3,028	9,644	5,275	5,070	3,389	3,396	3,238
		浄 化 槽 汚 泥	62,031	63,309	62,646	12,507	12,649	12,896	60,045	43,198	43,545	34,605	33,821	30,407
		合 計	74,488	75,153	73,333	16,041	15,915	15,924	69,689	48,473	48,615	37,994	37,217	33,645
自 家 処 理 量		921	851	730	584	1,085	463	636	943	1,054	707	511	842	
し 尿 等 の 総 処 理 量		165,387	161,392	157,466	154,969	150,599	148,504	143,433	137,398	136,459	131,896	129,967	126,860	

※令和3年度から集落排水施設等人口と浄化槽人口を別で計上。

(資料：循環社会推進課)

表3-31 農業集落排水事業整備状況

(令和5年3月31日現在)

市町村名	住民基本 台帳人口 (R4年度末)	全体計画		令和4年度までに完了		
		整備対象人口	整備計画 処理区数	整備人口	処理区数	対市町村 対集排
福井市	256,435	11,582	24	11,582	24	4.5% 100.0%
敦賀市	63,068	1,780	5	1,780	5	2.8% 100.0%
小浜市	28,189	7,010	11	7,010	11	24.8% 100.0%
大野市	30,767	5,900	15	5,900	15	19.1% 100.0%
勝山市	21,698	2,564	5	2,564	5	11.8% 100.0%
鯖江市	68,646	12,164	6	12,164	6	17.7% 100.0%
あわら市	26,275	—	—	—	—	— —
越前市	80,337	3,442	6	3,442	6	4.2% 100.0%
坂井市	89,102	275	1	275	1	0.3% 100.0%
永平寺町	17,962	2,795	3	2,795	3	15.5% 100.0%
池田町	2,295	234	1	234	1	10.1% 100.0%
南越前町	9,763	5,400	13	5,400	13	55.3% 100.0%
越前町	20,229	2,612	7	2,612	7	12.9% 100.0%
美浜町	8,936	2,044	6	2,044	6	22.8% 100.0%
高浜町	9,783	1,673	6	1,673	6	17.1% 100.0%
おおい町	7,823	6,128	27	6,128	27	78.3% 100.0%
若狭町	13,751	7,443	9	7,443	9	54.1% 100.0%
県 合計	755,059	73,046	145	73,046	145	9.6% 100.0%

※あわら市は、農業集落排水区域なし

(資料：農地保全整備課)

表3-32 漁業集落排水施設の整備状況

(令和5年3月31日現在)

地区名	事業主体	漁港名	処理開始年度	地区人口
福井市 蒲生・茱崎	福井市	茱崎漁港	H 16	642人
越前町 梅浦・厨	越前町	越前漁港	H 16	2,953人
越前町 米ノ	越前町	米の浦漁港 茂原漁港 白浜(城崎)漁港	H 19	830人
敦賀市 立石	敦賀市	立石漁港	H 18	46人
敦賀市 白木	敦賀市	白木漁港	H 6	62人
敦賀市 浦底	敦賀市	浦底漁港	H 8	54人
美浜町 日向	美浜町	日向漁港	H 3	507人
美浜町 菅浜	美浜町	菅浜漁港	H 5	381人
美浜町 丹生	美浜町	丹生漁港	S 62	289人
若狭町 世久見	若狭町	世久見漁港	S 63	120人
若狭町 神子	若狭町	神子漁港	H 4	99人
若狭町 小川	若狭町	小川漁港	H 11	143人
若狭町 常神	若狭町	常神漁港	H 18	110人
小浜市 阿納・犬熊	小浜市	内外海漁港	H 元	115人
小浜市 志積	小浜市	内外海漁港	H 元	46人
小浜市 矢代	小浜市	内外海漁港	H 2	42人
小浜市 泊	小浜市	内外海漁港	H 4	88人
小浜市 宇久	小浜市	内外海漁港	H 5	40人
小浜市 加尾・西小川	小浜市	内外海漁港	H 5	71人
小浜市 田鳥	小浜市	田鳥漁港	H 8	322人
小浜市 仏谷	小浜市	小浜漁港	H 11	44人
高浜町 音海	高浜町	音海漁港	H 14	92人
高浜町 上瀬	高浜町	上瀬漁港	H 17	60人
高浜町 日引	高浜町	上瀬漁港	H 18	71人

(資料：水産課)

表3-33 林業集落排水施設の整備状況

(令和5年3月31日現在)

地区名	事業主体	処理開始年度	地区人口
越前市 中山	越前市	H 11	46人
福井市 間戸	福井市	H 15	167人
福井市 天田	福井市	H 21	

(資料：森づくり課)

4 地下水・土壌・地盤関係資料

表 4-1 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

表 4-2 要監視項目および指針値（地下水）

（単位：mg/L）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
E P N	0.006 以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 以下
クロルニトロフェン（CNP）	—（注1）
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	—（注2）
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 以下 （暫定）

（注1）胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

（注2）毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

表 4-3 概況調査の結果（令和 4 年度）

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003	0.001	30	0	0	
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0	
	鉛	0.01	0.005	30	0	0	
	六価クロム	0.02	0.01	30	0	0	
	砒素	0.01	0.005	30	2(2)	0	
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0	
	P C B	不検出	0.0005	30	0	0	
	ジクロロメタン	0.02	0.002	30	0	0	
	四塩化炭素	0.002	0.0002	30	0	0	
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002	0.0002	30	0	0	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	30	0	0	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	30	0	0	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	30	0	0	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	30	0	0	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	30	0	0	
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	30	0	0	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	30	0	0	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	30	0	0	
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0	
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0	
	ベンゼン	0.01	0.001	30	0	0	
	セレン	0.01	0.002	30	0	0	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	26(0)	0	
	ふっ素	0.8	0.1	30	22(2)	0	
	ほう素	1	0.02	30	11(0)	0	
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	30	0	0	
	要 監 視 項 目	クロロホルム	[0.06]	0.003	2	0	[0]
		1,2-ジクロロプロパン	[0.06]	0.006	2	0	[0]
		p-ジクロロベンゼン	[0.2]	0.02	2	0	[0]
イソキサチオン		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
ダイアジノン		[0.005]	0.0005	2	0	[0]	
フェニトロチオン（MEP）		[0.003]	0.0003	2	0	[0]	
イソプロチオラン		[0.04]	0.004	2	0	[0]	
オキシ銅（有機銅）		[0.04]	0.004	2	0	[0]	
クロロタロニル（TPN）		[0.05]	0.005	2	0	[0]	
プロピザミド		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
E P N		[0.006]	0.0006	2	0	[0]	
ジクロロボス（DDVP）		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
フェノブカルブ（BPMC）		[0.03]	0.003	2	0	[0]	
イプロベンホス（IBP）		[0.008]	0.0008	2	0	[0]	
トルエン		[0.6]	0.06	2	0	[0]	
キシレン		[0.4]	0.04	2	0	[0]	
フタル酸ジエチルヘキシル	[0.06]	0.006	2	0	[0]		

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数
要 監 視 項 目	ニッケル	-	0.005	2	0	[0]
	モリブデン	[0.07]	0.01	2	0	[0]
	アンチモン	[0.02]	0.001	2	0	[0]
	エビクロロヒドリン	[0.0004]	0.0001	2	0	[0]
	全マンガン	[0.2]	0.02	2	0	[0]
	ウラン	[0.002]	0.0002	2	0	[0]
	P F O S 及び P F O A	[0.00005] (暫定)	0.000005	8	1	[0]

(資料：環境政策課)

- (備考) 1 調査地点数は、1地区1地点である。
2 福井市実施分を含む。
3 要監視項目については、指針値を [] 内に示す。
4 検出地区数の()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数(内数)を示す。
【汚染判断基準は、砒素 0.005mg/L、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、ふっ素 0.4mg/L、
ほう素 0.5mg/L】
5 環境基準超過地区数の [] 内は、要監視項目について指針値超過地区数を示す。

表 4 - 4 汚染井戸周辺地区調査の結果(令和4年度)

調査実施地区		美浜町竹波	環境基準：0.8 mg/L 以下 汚染判断基準：0.4 mg/L 以上 報告下限値：0.1 mg/L
調査地点数		2	
汚染物質名		ふっ素	
調査 結果	検出地点数	2	
	環境基準超過地点数	1	
	濃度範囲(mg/L)	0.5~1.1	

表 4 - 5 継続監視の調査結果

(単位 : mg/L)

調査実施地区	汚 染 発見年	汚 染 物 質	過去の 最高濃度 (注 1)	令和 2 年度測定結果		令和 3 年度測定結果		令和 4 年度測定結果		環 境 基準値	
				年平均値 (濃度範囲)	m/n (注 2)	年平均値 (濃度範囲)	m/n (注 2)	年平均値 (濃度範囲)	m/n (注 2)		
福井市	石橋町 (注 3)	H10	トリクロロエチレン	0.017	0.001	0/1	0.001	0/1	<0.001	0/1	0.01
	新田塚 (注 3)	H18	トリクロロエチレン	0.012	<0.001	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/1	0.01
		H11	テトラクロロエチレン	0.049	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	0.01
	麻生津	H16	砒 素	0.082	<0.005	0/1	0.008	0/1	0.013	1/1	0.01
美山町	H19	テトラクロロエチレン	0.019	0.0066	0/1	0.0063	0/1	0.0061	0/1	0.01	
敦賀市	布田町	H11	テトラクロロエチレン	0.021	0.0044 ~ 0.0049	0/2 (注 5)	0.0045 ~ 0.0053	0/2	0.0041 ~ 0.0050	0/2	0.01
小浜市	駅前町 (注 3)	H20	1,2-ジクロロエチレン (注 4)	0.022	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	0.04
	下竹原町	H17	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	45	1.5 ~ 5.2	0/2	1.7 ~ 5.1	0/2	1.8 ~ 4.4	0/2	10
大野市	新町	H元	テトラクロロエチレン	0.065	0.0014 ~ 0.0045	0/3	0.0013 ~ 0.0030	0/3	0.0013 ~ 0.0028	0/3	0.01
鯖江市	豊	H 2	トリクロロエチレン	0.064	0.002	0/1 (注 5)	0.003	0/1 (注 5)	0.003	0/1 (注 5)	0.01
	神明南部	H 4	トリクロロエチレン	0.37	0.001 ~ 0.10	2/3	0.001 ~ 0.11	2/3	<0.001 ~ 0.11	2/3	0.01
		H 6	1,2-ジクロロエチレン (注 4)	0.14	<0.004 ~ 0.006	0/3	<0.004 ~ 0.007	0/3	<0.004 ~ 0.007	0/3	0.04
	本町	H 5	テトラクロロエチレン	0.38	0.0050 ~ 0.097	2/3	0.0047 ~ 0.084	1/3	0.0035 ~ 0.083	1/3	0.01
	立待南部	H 7	トリクロロエチレン	0.054	0.016	1/1	0.002	0/1	0.002	0/1	0.01
	立待東部	H 7	トリクロロエチレン	0.099	0.002	0/1	0.005	0/1	0.005	0/1	0.01
		H 7	1,1-ジクロロエチレン	0.13	0.003	0/1	0.010	0/1	0.006	0/1	0.1
	立待北部	H 8	トリクロロエチレン	0.12	0.002 ~ 0.007	0/4 (注 5)	0.002 ~ 0.005	0/4 (注 5)	0.002 ~ 0.005	0/4 (注 5)	0.01
	立待西部	H 8	トリクロロエチレン	0.16	<0.001 ~ 0.002	0/5	<0.001 ~ 0.002	0/5	<0.001 ~ 0.001	0/5	0.01
	水落町	H12	六価クロム	0.54	0.16	1/1	0.11	1/1	0.20	1/1	0.02 (注 7)
越前市	吉野	H元	トリクロロエチレン	0.11	<0.001 ~ 0.012	2/6 (注 5)	<0.001 ~ 0.010	0/6	<0.001 ~ 0.011	1/6	0.01
	北府	H元	テトラクロロエチレン	0.030	0.0008 ~ 0.0096	0/2	0.0010 ~ 0.0094	0/2	0.0008 ~ 0.0073	0/2	0.01
	大虫	H 2	トリクロロエチレン	0.12	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01
	王子保	H 2	トリクロロエチレン	0.11	<0.001 ~ 0.002	0/4 (注 5)	<0.001 ~ 0.001	0/4	<0.001 ~ 0.001	0/4	0.01
		H 6	1,2-ジクロロエチレン (注 4)	0.097	0.006 ~ 0.032	0/4 (注 5)	0.007 ~ 0.032	0/4	0.005 ~ 0.031	0/4	0.04
	米口町	H10	トリクロロエチレン	0.17	<0.001 ~ 0.013	1/2	<0.001 ~ 0.012	1/3	<0.001	0/2	0.01
		H10	1,2-ジクロロエチレン (注 4)	0.087	<0.004 ~ 0.038	0/2	<0.004 ~ 0.059	1/3	<0.004	0/2	0.04
	長尾町・ 戸谷町	H12	砒 素	0.018	0.011	1/1	0.015	1/1	0.014	1/1	0.01
	塚町・ 三ツ屋町	H12	砒 素	0.031	0.018 ~ 0.020	2/2	0.021 ~ 0.024	2/2	0.020 ~ 0.024	2/2	0.01

(単位：mg/L)

調査実施地区	汚染発見年	汚染物質	過去の最高濃度 (注1)	令和2年度測定結果		令和3年度測定結果		令和4年度測定結果		環境基準値	
				年平均値 (濃度範囲)	m/n (注2)	年平均値 (濃度範囲)	m/n (注2)	年平均値 (濃度範囲)	m/n (注2)		
越前市	家久町	砒素	0.018	<0.005 ~ 0.010	0/7	<0.005 ~ 0.011	1/7	<0.005 ~ 0.013	0/7	0.01	
		総水銀	0.033	<0.0005 ~ 0.015	1/7	<0.0005 ~ 0.014	1/7	<0.0005 ~ 0.015	1/7	0.0005	
		ベンゼン	0.11	<0.001 ~ 0.051	1/7	<0.001 ~ 0.063	1/7	<0.001 ~ 0.059	1/7	0.01	
	H21	クロロエチレン	0.032	<0.0002 ~ 0.018	2/7	<0.0002 ~ 0.0055	1/7	<0.0002 ~ 0.0049	1/7	0.002	
	R2	PFOS及びPFOA	0.00021	—	—	—	—	0.00021	1/1	0.00005 (注8)	
池ノ上	H30	砒素	0.15	0.15	1/1	0.18	1/1	0.18	1/1	0.01	
永平寺町	牧福島	H4 (注6)	テトラクロロエチレン	0.087	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	0.01
越前町	小曾原 (南部)	H10	トリクロロエチレン	10	<0.001 ~ 0.008	0/5	<0.001 ~ 0.003	0/5	<0.001 ~ 0.003	0/4	0.01
		H24	1,2-ジクロロエチレン	0.30	<0.004	0/5	<0.004	0/5	<0.004	0/4	0.04
		H25	クロロエチレン	0.0070	<0.0002	0/5	<0.0002	0/5	<0.0002	0/4	0.002
小曾原 (北部) (注3)	H10	トリクロロエチレン	<0.002	<0.001	0/1 (注5)	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01	
高浜町	菌部	H2	砒素	0.044	0.037	1/1	0.045	1/1	0.047	1/1	0.01
	東三松	H12	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	51	10	0/1	25	1/1	11	1/1	10
	立石	H15	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	48	1.3	0/1 (注5)	1.2	0/1	1.1	0/1	10
合計	31地区										

(資料：環境政策課)

(注1) 地区内で検出された最高濃度(実測値)

(注2) m：地区内の環境基準超過地点数 n：地区内の総地点数

(注3) 環境基準の超過が工場敷地内に限定された地区

(注4) 1,2-ジクロロエチレンは、平成21年11月にそれまで環境基準項目であったシ体と、要監視項目であったトランス体と合わせて環境基準項目とされたため、汚染発見年の結果はシ体だけの濃度

(注5) 欠測地点あり

(注6) 基準超過が確認されたのは平成6年度調査時

(注7) 令和4年3月31日までは、0.05mg/L

(注8) 暫定指針値

表4-6 汚染状況詳細調査の結果(令和4年度)

調査実施地区		越前市米口町	環境基準：0.01 mg/L 以下
調査地点数		2	
汚染物質名		トリクロロエチレン	
調査結果	検出地点数	0	報告下限値：0.001 mg/L
	環境基準超過地点数	0	
	濃度範囲(mg/L)	<0.001	

調査実施地区		越前市米口町	環境基準：0.04 mg/L 以下
調査地点数		2	
汚染物質名		1,2-ジクロロエチレン	
調査結果	検出地点数	0	報告下限値：0.004 mg/L
	環境基準超過地点数	0	
	濃度範囲(mg/L)	<0.004	

(資料：環境政策課)

表 4-7 土壤の汚染に係る環境基準

(単位：mg/検液 1L)

項 目	基 準
カドミウム	0.003 以下 農用地：0.4mg 以下/米 1kg
全シアン	不 検 出
有機磷	不 検 出
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下 田：15mg 未 満 / 土 壤 1kg
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	不 検 出
PCB	不 検 出
銅	田：125mg 未 満 / 土 壤 1kg
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

表 4-8 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質および区域の指定に係る基準

	特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 <地下水等の摂取によるリスク> (mg/L)	土壌含有量基準 <直接摂取によるリスク> (mg/kg)
1	クロロエチレン	第1種特定有害物質 揮発性有機化合物	0.002 以下	
2	四塩化炭素		0.002 以下	
3	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	
4	1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	
5	1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	
6	1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	
7	ジクロロメタン		0.02 以下	
8	テトラクロロエチレン		0.01 以下	
9	1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	
10	1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	
11	トリクロロエチレン		0.01 以下	
12	ベンゼン		0.01 以下	
13	カドミウム及びその化合物		第2種特定有害物質 重金属等	0.003 以下
14	六価クロム化合物	0.05 以下		250 以下
15	シアン化合物	検出されないこと		50 以下*
16	水銀及びその化合物	0.0005 以下		15 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと		
17	セレン及びその化合物	0.01 以下		150 以下
18	鉛及びその化合物	0.01 以下		150 以下
19	砒素及びその化合物	0.01 以下		150 以下
20	ふっ素及びその化合物	0.8 以下		4,000 以下
21	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	
22	シマジン	第3種特定有害物質 農薬等	0.003 以下	
23	チウラム		0.006 以下	
24	チオベンカルブ		0.02 以下	
25	PCB		検出されないこと	
26	有機りん化合物		検出されないこと	

(注) * : 遊離シアン

表 4-9 土壤汚染対策法に基づく区域指定

(1) 要措置区域

(令和 5 年 12 月 1 日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
要措置区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12号流田1番24、13号柳原1番21、14号茶木1番17および17号千軒1番4の各一部	2, 217. 88	第 3 条	クロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ほう素及びその化合物
要措置区域	R5. 3. 13	福井市山奥町54字4番の一部	151. 67	第 3 条	テトラクロロエチレン
要措置区域	R5. 9. 26	越前市北府二丁目26字西中島2番1、8番の各一部	200	第 3 条	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

(2) 形質変更時要届出区域

(令和 5 年 12 月 1 日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H18. 11. 1	福井市坂下町 7 字向棚田 6 番地ほかの一部	5, 393	第 3 条	1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
形質変更時 要届出区域	H22. 11. 29	鯖江市御幸町 1 丁目 216-3、216-4 の各一部	64	第 3 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H23. 10. 21	敦賀市鉄輪町 1 丁目 6 番 8 および 6 番 63 の各一部	174. 3	第 4 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H25. 10. 11 H26. 9. 26 (一部追加)	大飯郡高浜町菌部 41 字中奥田 2 番 2、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番 1、42 字水泓 2 番 1、3 番 1、4 番 1 および 5 番 1	9, 516. 43	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25. 12. 13	勝山市村岡町三谷 32 字 11-1 および 11-5 の各一部	111. 9	第 4 条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 6. 6	大飯郡高浜町宮崎 64 字草無 7 番 1、8 番 1、9 番	2, 710. 96	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26. 7. 18	大飯郡高浜町宮崎 86 号 16 番 1、16 番地 5、23 番地 2、23 番地 5、23 番地 6、26 番地 2、37 番地 1 の一部、59 番地 1	7, 650	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27. 10. 19 H31. 2. 28 (一部解除)	福井市文京 4 丁目 2301-1、2301-2、2302-1、2302-2、2303、2327 の各一部	400	第 3 条	砒素及びその化合物

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H27. 11. 18	福井市松本1丁目239番	312.97	第3条	六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 6. 8 H31. 1. 29 (一部解除)	鯖江市神中町2丁目501番9 の一部	100	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 6. 8 H31. 1. 29 (一部解除)	鯖江市神中町2丁目501番25 の一部	321.57	第14条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28. 7. 27	福井市花堂東1丁目101番地 の一部	400	第14条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H29. 7. 4	三方上中郡若狭町鳥浜55号渡 川34番1、34番2、34番3、 35番、36番、37番、62番、 79番	3,585.42	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H29. 11. 17 H30. 11. 16 (一部追加)	敦賀市若泉町22番の一部、24 番、25番の一部、30番、31番 、36番、37番の一部、39番の 一部、43番の一部、44番の一 部、45番の一部、46番の一部 、47番の一部、51番の一部、 57番の一部、58番の一部およ び59番の一部	4,638.14	第14条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12 号流田1番24、17号千軒1番4お よび8号伊原1番18の各一部	443.99	第3条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R1. 11. 8	大飯郡高浜町菌部40字西奥田1 番1の一部、2番1の一部、3番1、 4番1、5番1、6番1、7番1、8番1 、9番1、10番1、11番1、12番1、 13番1、14番1、15番1、16番1、 17番1、18番1、19番1および20番 1	18,801	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R2. 3. 19	鯖江市御幸町1丁目 201-1の一部	50	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 3. 27	大飯郡高浜町宮崎50字南祢端 13番の一部、51字中橋1番2、2番 2、3番2、4番1、7番、7番地先道 路敷、8番、9番、10番1、10番3 の一部、12番1の一部、15番、16 番の一部、17番の一部、17番地 先道路敷の一部、18番の一部、 18番地先道路敷の一部	5,370.21	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 5. 12	大飯郡高浜町宮崎49字北祢端1 番1の一部、1番6、2番1の一部、 2番5、3番1の一部、4番1の一部 、4番5、5番1の一部、5番2の一 部、14番1の一部、15番1の一部 、15番2の一部、16番1の一部、 17番1の一部、29番1の一部、30 番の一部、35番の一部、4番1地 先道の一部、15番2地先道の一 部	1,836.26	第4条	砒素及びその化合物

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	R2. 8. 11	敦賀市泉165号唐子崎6番3なら びに敦賀市泉165号唐子崎6番2 、6番5、9番3、11番および12番 の2の各一部	4, 983. 3	第 14 条	鉛及びその化合物、砒素及び その化合物、ふっ素及びその 化合物、ほう素及びその化合 物
形質変更時 要届出区域* (一部)	R3. 3. 9	敦賀市若泉町3番、674番2およ び676番2の各一部、敦賀市津内 59号四町田東2番1、26番およ び27番の各一部、敦賀市津内74号 深川10番および18番の各一部	13, 464	第 4 条	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R3. 3. 23	敦賀市若泉町3番の一部	2, 366	第 14 条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R3. 9. 14	大飯郡高浜町宮崎63字東丁田2 番1、3番1、4番1の一部、22番1 、23番1	4, 059. 35	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R4. 5. 6	越前市北府2丁目203字東中島 53番の一部、58番の一部、65番 の一部、74番の一部	311. 24	第 3 条	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R4. 11. 15	越前市北府2丁目205字西榎新 田1番1の一部、21番の一部、24 番の一部、33番1の一部、33番2 の一部、33番3の一部、43番の一 部	400	第 3 条	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R5. 9. 26	越前市北府二丁目25字南堂ノ 本62番1、26字西中島2番1、8番 および203字東中島1番1の各一 部	686. 43	第 3 条	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物

(注) * : 自然由来特例区域

(資料 : 環境政策課)

表 4-10-1 観測井における地下水位の経年変化

(単位:管頭下m)

観測井	水位	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5
木田 (28m井)	最高	15.74	13.85	14.02	13.65	13.14	13.78	13.54	13.19	12.33	12.51	11.74	11.86	10.23	10.74	10.55
	最低	21.00	23.30	25.06	20.42	21.39	24.67	23.42	24.68	20.08	19.02	17.14	20.02	20.27	17.10	16.95
	変動差	5.26	9.45	11.04	6.77	8.25	10.89	9.88	11.49	7.75	6.51	5.40	8.16	10.04	6.36	6.40
	年平均	17.81	16.82	17.80	16.36	16.52	17.05	17.25	16.82	15.28	14.82	14.24	14.78	14.34	13.88	12.97
木田 (130m井)	最高	15.00	13.10	13.80	12.75	12.20	13.35	12.70	12.26	11.50	11.62	10.99	11.18	9.78	10.26	9.74
	最低	26.20	31.45	35.60	27.00	26.80	33.00	28.70	33.42	25.26	23.60	20.36	28.74	27.10	20.54	21.08
	変動差	11.20	18.35	21.80	14.25	14.60	19.65	16.00	21.16	13.76	11.98	9.37	17.56	17.32	10.28	11.34
	年平均	19.72	18.88	19.75	17.97	17.95	18.76	18.33	18.03	16.63	15.91	15.35	15.75	15.52	14.90	13.86
下荒井 (51m井)	最高	12.09	10.19	10.31	8.80	8.93	8.71	9.07	8.30	7.32	7.20	6.49	5.72	4.76	5.16	5.12
	最低	17.80	23.19	26.38	18.80	18.30	23.88	20.36	23.09	17.30	14.90	11.95	15.97	15.96	10.56	11.76
	変動差	5.71	13.00	16.07	10.00	9.37	15.17	11.29	14.79	9.98	7.70	5.46	10.25	11.20	5.40	6.64
	年平均	14.55	13.54	13.91	11.72	11.29	11.88	11.87	11.47	9.39	8.86	8.26	7.84	7.41	7.40	6.86

(単位:管頭下m)

観測井	水位	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
木田 (28m井)	最高	10.15	8.86	9.79	9.40	9.04	8.56	8.28	8.08	9.68	9.56	8.20	8.16	7.00	6.50	6.23
	最低	19.67	20.02	20.27	16.77	17.70	17.24	16.48	20.34	16.36	17.88	20.28	22.38	19.69	11.15	15.47
	変動差	9.52	11.16	10.48	7.37	8.66	8.68	8.20	12.26	6.68	8.32	12.08	14.22	12.69	4.65	9.24
	年平均	13.49	12.42	12.91	12.16	11.04	11.21	10.69	11.78	11.67	11.32	10.92	10.85	9.10	7.73	7.91
木田 (130m井)	最高	9.62	8.32	9.22	8.80	8.32	7.84	8.00	7.68	7.28	7.36	6.56	7.34	6.70	6.46	6.36
	最低	24.50	24.90	27.12	20.86	22.20	22.40	21.92	28.32	16.88	22.00	23.68	25.38	24.42	15.92	21.38
	変動差	14.88	16.58	17.90	12.06	13.88	14.56	13.92	20.64	9.60	14.64	17.12	18.04	17.72	9.46	15.02
	年平均	14.38	13.20	13.77	12.97	11.62	11.93	11.24	10.77	10.18	9.85	9.95	10.89	9.84	8.46	8.75
下荒井 (51m井)	最高	4.84	4.04	3.60	4.28	3.84	3.44	3.12	2.84	2.48	2.64	2.16	2.28	3.08	2.68	2.44
	最低	13.56	16.34	15.92	10.60	11.40	12.00	10.64	13.28	10.96	10.20	12.64	13.08	12.72	6.24	9.48
	変動差	8.72	12.30	12.32	6.32	7.56	8.56	7.52	10.44	8.48	7.56	10.48	10.80	9.64	3.56	7.04
	年平均	7.24	6.52	6.79	6.35	5.46	5.41	4.49	4.09	3.85	3.88	3.61	4.67	4.59	3.57	3.52

(単位:管頭下m)

観測井	水位	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
木田 (28m井)	最高	5.23	5.34	5.44	5.69	5.51	5.35	5.07	4.42	4.31	4.09	3.77	3.20	3.73	3.98
	最低	13.77	16.10	21.48	18.02	13.41	15.57	15.69	15.20	15.40	23.02	8.83	9.41	17.67	16.36
	変動差	8.54	10.76	16.04	12.33	7.90	10.22	10.62	10.78	11.09	18.93	5.06	6.21	13.94	12.38
	年平均	6.80	7.32	7.95	7.73	7.24	7.06	6.74	6.25	6.37	7.30	4.78	4.15	5.90	6.24
木田 (130m井)	最高	5.50	5.50	5.58	5.46	5.84	5.62	5.32	4.70	4.80	4.12	3.56	2.96	1.77	3.03
	最低	18.86	22.26	29.64	23.98	19.96	20.40	20.70	21.84	20.96	31.42	14.42	13.52	22.10	19.92
	変動差	13.36	16.76	24.06	18.52	14.12	14.78	15.38	17.14	16.16	27.30	10.86	10.56	20.33	16.89
	年平均	7.41	8.32	8.37	8.44	8.02	7.77	7.57	7.59	7.59	8.49	5.10	4.88	6.33	5.70
下荒井 (51m井)	最高	2.08	2.02	2.29	2.02	1.72	1.75	1.50	1.33	1.13	1.16	1.15	0.93	0.76	1.00
	最低	7.76	9.50	12.76	10.70	7.20	8.19	9.23	8.71	9.42	14.01	5.27	5.23	10.49	8.45
	変動差	5.68	7.48	10.47	8.68	5.48	6.44	7.73	7.38	8.29	12.85	4.12	4.30	9.73	7.45
	年平均	2.88	3.06	3.66	3.19	2.75	2.64	2.57	2.29	2.23	2.92	1.69	1.75	1.85	2.45

(資料:環境政策課)

表 4-10-2 観測井における経年沈下量

(単位:mm)

観測井	収縮量	S54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5
木田 (28m井)	年総量	1.46	2.10	1.70	0.86	1.06	5.19	1.48	1.19	1.69	0.38	0.31	1.13	0.93	0.78	-0.19
	累積	6.80	8.90	10.60	11.46	12.52	17.71	19.19	20.38	22.07	22.45	22.76	23.89	24.82	25.60	25.41
木田 (130m井)	年総量	-4.04	13.11	-1.43	-0.39	4.07	18.97	-2.48	-5.12	1.17	1.86	2.07	0.29	3.58	0.23	-2.24
	累積	11.99	25.10	23.67	23.28	27.35	46.32	43.84	38.72	39.89	41.75	43.82	44.11	47.69	47.92	45.68
下荒井 (51m井)	年総量	1.23	6.65	3.70	2.91	2.66	11.93	0.12	2.05	2.22	0.56	0.12	0.84	3.67	2.40	-0.60
	累積	36.03	42.68	46.38	49.29	51.95	63.88	64.00	66.05	68.27	68.83	68.95	69.79	73.46	75.86	75.26

(単位:mm)

観測井	収縮量	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
木田 (28m井)	年総量	1.27	0.47	0.41	0.25	-0.16	0.88	-0.12	0.60	0.18	0.38	-0.56	3.88	-2.22	-0.33	0.79
	累積	26.68	27.15	27.56	27.81	27.65	28.53	30.92	31.52	31.70	32.08	31.52	35.40	33.18	32.85	33.64
木田 (130m井)	年総量	0.89	1.87	-0.80	-1.36	-2.88	6.12	-4.76	-0.64	1.27	-1.31	-1.08	24.96	-20.38	-1.59	-1.21
	累積	46.57	48.44	47.64	46.28	43.40	49.52	50.64	50.00	51.27	49.96	48.88	73.84	53.46	51.87	50.66
下荒井 (51m井)	年総量	3.28	4.16	-1.08	0.56	-0.36	2.32	-0.20	0.64	2.88	1.08	-0.72	9.88	-5.24	-0.88	0.60
	累積	78.54	82.70	81.62	82.18	81.82	84.14	93.96	94.60	97.48	98.56	97.84	107.72	102.48	101.60	102.20

(単位:mm)

観測井	収縮量	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
木田 (28m井)	年総量	0.54	0.33	1.03	0.13	0.03	1.55	-0.82	0.74	0.50	1.02	-0.31	0.62	0.90	0.30
	累積	34.18	34.51	35.54	35.67	35.70	37.25	36.43	37.17	37.67	38.69	38.38	39.00	39.90	40.20
木田 (130m井)	年総量	3.91	3.83	-4.33	-0.30	-0.02	8.39	-11.20	1.41	3.45	-0.29	-4.83	5.24	8.16	-3.84
	累積	54.57	58.40	54.07	53.77	53.75	62.14	50.94	52.35	55.80	55.51	50.68	55.92	64.08	60.24
下荒井 (51m井)	年総量	1.84	1.04	1.51	0.49	-0.14	3.79	-2.94	1.74	0.88	2.65	-1.16	2.44	2.60	-0.84
	累積	104.04	105.08	106.59	107.08	106.94	110.73	107.79	109.53	110.41	113.06	111.90	114.34	116.94	116.10

備考 年総量は1月～12月までの観測の結果である。

(資料:環境政策課)

(注) 年総量の一は隆起

表 4-11-1 福井平野における水準測量結果

水準点番号	水準点所在地	変 動 量													年間変動	累積 (S50~H28)	対象測地	測 定 機 関	
		S51	S52	S53	S54	S54~S56	S56~S60	S60~S63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24					H24~H28
1 (1) 一級水準測量路線(旧国道8号線(基15から910-1))																			
基 15	あわら市熊坂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
008-390	熊坂	1.7	0.2	0.0	1.4	▲0.7													(2.6)
008-391	熊坂	1.0	3.0	▲1.6	2.4	▲0.8			34.3			1.3	1.5	3.9	0.8	0.2			45.8
893	熊坂	▲0.7	1.0	▲2.7	1.4	▲1.1			2.9	2.5	▲0.3	▲0.6	▲0.1	▲0.2	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	3.9
008-392	熊坂	▲1.3	5.5	▲3.6	0.4	▲0.1			4.7	3.3	0.2	▲0.9	0.8	▲0.5	2.2	▲0.6	▲0.2		10.1
894	中川	▲2.8	8.1	▲2.7	▲1.2				0.5	2.8	▲0.8	▲2.1	0.5	▲0.5	▲1.1	▲0.4	▲0.2		▲1.1
895	瓜生	▲2.2	6.3	▲2.0	▲9.2	11.8			▲0.6	4.4	1.0	1.4	11.1	3.6	▲1.2	▲3.2	▲0.8		21.2
008-395	坂井市坪江					事故			再設	3.8	亡失								(3.8)
008-396	長畝	▲0.2	7.8	▲1.5	▲4.9	5.2					亡失								(6.4)
896	長畝	▲0.8	7.7	▲3.1	▲6.8	0.2			5.8	5.0	1.9	▲1.9	▲0.2	3.0	2.3	▲0.8	▲0.2		13.9
008-398	谷町1丁目	▲1.8	5.1	▲0.4	▲7.1	1.0			7.1	4.0	3.3	▲2.3	0.6						12.6
950257A																			設置
897	谷町3丁目	▲1.3	5.1	▲0.4	▲7.6	0.5	▲0.1	5.7	3.9	3.5	▲2.1	▲0.3	1.2	2.0	▲1.5	▲0.4			8.6
008-399	共栄	設置	6.2	▲0.3	▲6.7	2.6	3.5	6.9	4.0	3.3	3.0	0.8	2.0	2.8	▲0.9	▲0.2			27.2
008-400	吉政	▲0.7	7.2	▲2.1	▲7.8	1.4	2.4	4.3	1.9	2.5	▲5.0	亡失							(4.1)
898	高柳	0.4	8.1	▲1.7	▲6.9	3.5	9.6	6.3	4.0	3.6	▲0.8	0.1	1.8	2.6	▲1.5	▲0.4			29.0
008-401	北横地	▲1.2	9.0	▲1.3	▲6.4	1.7	3.6	5.9	3.6	2.8	▲1.5	1.5	2.8	1.0	▲1.3	▲0.3			19.2
899	番安	0.1	11.2	▲4.4	▲5.6	2.0	2.6	4.7	2.5	1.5	▲2.3	0.5	2.1	▲1.3	▲2.5	▲0.6			11.1
900	福井市下森田桜町	2.8	12.1	▲4.2	▲5.5	2.5	8.2	5.6	10.0	5.0	▲0.7	0.6	5.0	1.1	▲0.9	▲0.2			41.6
901	高木北1丁目	0.3	9.2	▲1.4	▲5.3	4.3	9.5	5.3	4.6	4.1	1.9	▲0.9	5.4	▲0.1	1.6	0.4			38.5
902	文京1丁目	▲3.1	11.3	▲3.3	▲6.4	6.4	15.1	4.2	3.3	2.1	▲1.5	▲3.2	4.3	0.1	0.1	0.0			29.4
交5258	松本2丁目	▲3.4	11.3	▲1.4	▲4.0	5.0	13.0	4.1	3.9	6.7	▲2.3	▲3.6	6.0	▲1.3	▲0.6	▲0.2			33.4
903	大手3丁目	▲3.8	15.2	6.0	0.0	18.8	16.8	4.4	11.0	7.8	0.0	▲4.0	7.6	▲3.0	▲0.8	▲0.2			76.0
008-410	大手3丁目	▲4.4	11.0	▲0.7	▲0.2	14.8	17.0	5.1	19.6	亡失									(62.2)
008-411	毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9	亡失											(13.4)
904	西本1丁目	▲3.7	11.2	▲1.8	▲4.6	4.6	19.8	5.7	4.4	0.7	▲3.5	▲0.5	8.1	▲2.7	▲1.8	▲0.3			39.4
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	亡失									(30.3)
125	みのり1丁目									設置	▲1	2	3	2	0.5	0.1			6.6
905	花堂北2丁目	▲2.6	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	▲1.0	▲0.3			▲11.5
008-413	花堂中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	—	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	1.4	0.4			39.5
906	下福井町	▲2.6	23.6	8.4	▲1.6	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.4	2.0	▲1.0	▲0.0			62.6
008-415	今市町	▲9.2	26.1	10.1	事故	再設	27.7	8.3	再設			▲1.2	0.6	1.8	12.4	3.1			82.4
008-416	今市町	▲4.8	8.4	1.5	▲6.5	▲2.6	7.5	亡失											(3.5)
907	今市町	▲7.0	3.4	0.8	▲5.0	▲1.5	8.2	3.2	3.5	0.3	▲2.3	0.9	1.2	▲2.1	2.4	0.6			6.0
008-417	真木町	設置	11.6	3.3	▲0.7	1.9	8.8	9.4	13.7	▲1.3	▲0.6	▲0.8	亡失						(45.3)
008-418	浅水1日町	▲3.7	15.6	5.1	6.3	13.2	16.7	16.8	17.4	4.3	5.7	▲1.6	4.3	▲0.5	▲3.1	▲0.8			108.1
908	下江尻町	▲1.2	11.2	▲1.9	1.5	1.2	▲1.7	6.1	4.3	3.8	▲1.5	▲1.2	▲1.6	▲1.6	▲0.7	▲0.2			▲1.4
909	鯖江市神明町	▲3.1	▲1.2	0.2	2.1	▲1.5	2.1	3.9	4.7	▲2.0	▲1.5	▲1.2	▲1.6	▲1.6	▲0.7	▲0.2			▲1.4
960579A																			設置
910	水落町	▲5.3	▲2.3	▲1.4	2.4	▲1.3	1.4	0.7	3.1	▲1.1	▲0.8	0.8	▲3.4	▲2.1	▲0.4	▲1.1			▲9.7
38	上河端町	▲2.2	0.0	▲0.1	1.8	1.0	1.7	0.9	9.0			2.0	▲4.0	▲2.1	▲0.1	▲0.1			▲8.0
910-1 坂不動点	坂不動点	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲2.4	0.0	0.0	0.0			▲2.4
1 (2) 一級水準測量路線(九頭竜川左岸附(附21から15))																			
付21 坂不動点	坂井市梶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
44012-006	安島	▲0.1	▲0.6	0.2	1.3	8.9	1.0	再設	0.3	▲0.2	1.7	▲0.3	1.0	0.6	0.5	0.1			14.3
44012-004	安島	1.4	▲2.3	0.0	1.2	3.1	▲1.5	▲0.8	1.1	▲1.1	事故	▲0.4	2.0	0.0	0.6	0.2			(3.3)
44012-002	米ヶ脇	事故	2.4	▲1.0	3.4	3.9	67.3	3.4	1.5	3.8	1.6	3.1	1.6						(91.0)
44012-002																			再設
44012-000	元新	5.0	▲0.3	▲0.1	4.9	7.5	7.6	5.8	3.8	7	亡失	2.4	1.0	0.1	2.1	0.5			46.8
3244	新保	1.9	3.4	▲6.3	3.7	1.2	▲0.9	2.8	▲1.9	2.1	1.8	0.2	2.8	▲2.2	1.7	0.4			10.3
3245	下野	20.6	34.6	16.0	22.4	27.6	52.0	30.2	24.5	24.6	16.1	14.7	19.1	6.0	64.6	16.2			373.0
41	下野	設置	2.0	18.2	19.0	29.4	13.0	5.5	7.3	4.7	▲1.2	6.8	▲3.2	▲3.2	0.8	0.8			102.7
3246	福井市砂子田町	13.8	29.7	3.6	15.0	15.3	28.5	18.7	10.8	16.8	9.8	6.5	13.1	0.2	亡失				(181.8)
42	昭和新町	設置	▲10.0	7.5	2.6	8.0	7.2	▲2.4	5.7	1.0	▲1.8	5.7	▲7.1	3.0	0.8				19.4
43	三宅町	設置	▲16.0	1.1	▲1.5	0.7	4.0	▲2.8	4.6	0.0	0.7	5.4	▲3.9	4.3	1.1	▲7.3			▲7.3
3247	布施田町	1.9	21.9	▲1.2	3.3	7.6	21.2	11.0	3.9	11.1	3.7	6.2	11.4	▲3.9	6.8	1.7			104.9
3248	江上町	▲2.2	9.7	▲5.1	▲3.2	2.1	2.2	7.3	2.8	5.7	7.4	4.1	9.3	▲2.2	6.7	1.7			44.6
3249	田ノ谷町	0.7	10.8	1.8	▲1.9	4.0	17.4	7.5	3.8	9.8	4.8	1.7	11.6	▲1.1	5.1	1.3			76.0
3250	地藏堂町	▲0.6	12.1	1.4	▲1.2	9.7	17.4	9.8	18.6	10.1	4.6	4.5	亡失						(86.4)
3250																			再設
3251	文京6丁目	▲9.2	15.3	10.5	▲3.3	7.5	15.9	再設	6.2	4.1	▲0.7	▲1.7	4.5	▲1.1	19.4	▲0.0			45.5
15	乾徳2丁目	▲4.4	17.6	8.3	0.4	13.2	69.7	36.7	32.7	19.7	12.7	14.1	21.4	4.7	4.5	▲1.1			251.3
2 (1) 福井平野北部(坂井郡)-----三国町梶からあわら市矢地(44012-008から44032-002)																			
44012-008	坂井市梶	3	0	▲1	1	0	3	2	再設	2	▲2	1	1	▲2	1	0.3			9.0
44012-010	平山	3	0	0	1	1	6	0	▲1	1	▲2	2	1	▲2	3	0.8			13.0
44012-012	加戸	6	7	3	▲2	3	23	6	▲1	1	1	3	2	3	4	1.0			59.0
44012-014	あわら市田中々	6	8	4	0	7	22	6	4	再設	4	3	4	2	3	0.8			73.0
44013-000	国影	3	9	8				13	▲5	3	1	1	5	0	3	0.8			41.0
44013-002	あわら市坂の下	4	8	1					再設	▲1	2	2	2	2	2	0.5			9.0
44032-000	菅野	▲4	4	▲6				5	再設	▲3	2	2	▲6	▲1	0	0.0			▲7.0
44032-0																			

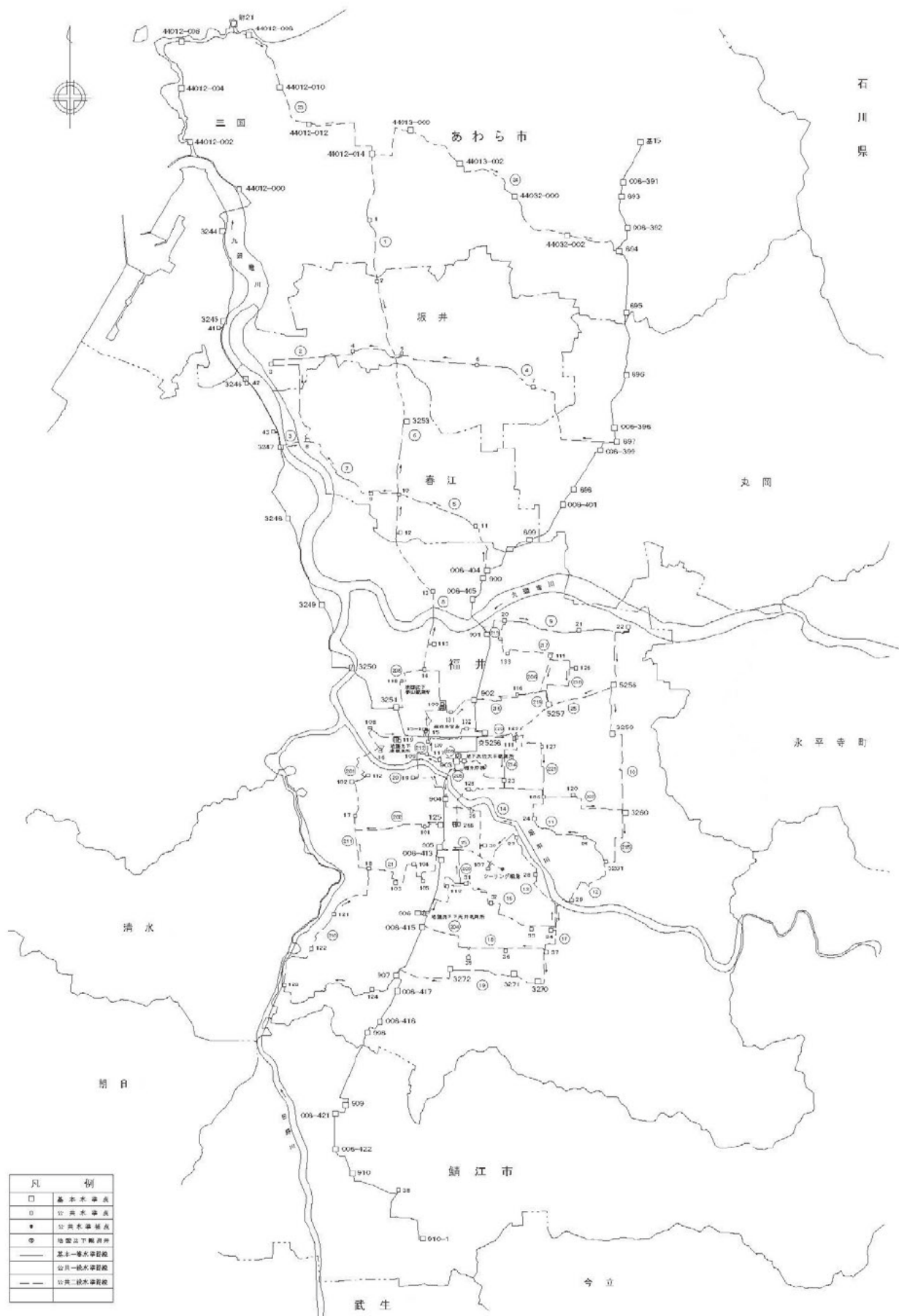
(単位: mm、▲: 隆起)

水準点番号	水準点所在地	変 動 量													年間変動 (S50~H28)	累 積 地 域	対 象 測 定 機 関		
		S51	S52	S53	S54	S54~S56	S56~S60	S60~S63	S63~H4	H4~H8	H8~H12	H12~H16	H16~H20	H20~H24				H24~H28	
2 (3) 福井平野北部(坂井郡).....坂井町宮領~春江町江留上(7から11)																			
8	坂井市布施田新	4	21	0	▲3	5	14	6	2	4	▲2	0	7	▲7	3	0.8	54.0	県	
9	高江	0	17	▲3	▲4	5	4	5	1	10	▲2	0	4	▲5	2	0.5	30.0	#	
10	西太郎	3	17	▲5	▲1	7	19	5	7	10	▲3	1	6	▲10	0	0.0	43.0	#	
11	江留上	4	11	▲7	▲3	5	3	8	2	5	▲2	0	11	▲2	1	0.3	36.0	#	
3 福井市南部地域(対象地域)																			
008-411	福井市毛矢1丁目	▲3.8	6.9	▲2.4	▲3.0	2.8	12.9	亡失									(13.4)	○ 国	
904	西木田1丁目	▲3.7	11.2	1.9	▲1.7	4.6	19.8	5.7	10.4	0.7	▲3.5	▲9.5	8.1	▲2.7	▲1.9	▲1.1	6.5	○ 市	
26	春日3丁目	▲6	9	1	▲4	3	18	5	8	8	▲4	▲3	5	7	7	1.8	54	○ 市	
101	月見4丁目							設置	16	16	10	13	4	10	3	2	0.5	74	#
008-412	みのり1丁目	▲0.3	4.4	▲0.3	4.6	▲0.4	14.1	4.2	4.0	亡失							(30.3)	○ 国	
125	みのり1丁目							設置			▲1	2	3	2	0.5	0.1	6.5	○ 市	
26-1	木田1丁目	設置	13	1	▲2	2	22	2	7	0	▲8	▲6	6	7	0	0.0	45	○ 市	
26-2	木田1丁目	設置	12	1	▲2	1	24	2	7	1	▲9	▲6	5	▲1	0	0.0	34	#	
27	下馬町	▲5	6	▲3	▲2	▲2	17	▲1	10	8	0	▲7	5	▲2	0	0.0	24	○ 市	
905	花堂北2丁目	▲2.2	▲1.6	▲4.0	0.7	▲6.9	3.5	1.6	0.2	0.4	▲1.2	▲1.2	0.3	0.2	▲1.0	▲0.3	▲11.6	○ 市	
30	羽水1丁目	▲6	5	▲5	▲1	6	11	再設	14	8	▲1	0	9	0	2	0.5	42	○ 市	
008-413	花堂中1丁目	▲1.2	12.7	1.7	▲2.2	1.7	12.8	事故	再設	1.5	0.6	▲1.2	8.4	3.3	1.4	0.4	39.5	○ 国	
107	下六条町							設置	19	20	12	6	▲2	9	1	4	1.0	69	○ 市
28	小稲津町	▲5	2	▲1	0	▲3	11	0	0	5	▲1	▲3	2	▲1	0	0.0	6	○ 市	
103	江守中町							設置	5	10	0	3	▲4	2	2	0.5	19	○ 市	
104	西谷2丁目							設置	7	14	2	5	▲2	6	5	1	0.3	38	○ 市
105	大島町							設置	5	7	1	0	▲1	4	0	0.0	16	○ 市	
110	江端町							設置		11	7	▲2	1	4	1	▲1	▲0.3	21	○ 市
31	大町	▲2	8	1	▲2	1	13	2	6	3	1	▲2	3	0	▲1	▲0.3	31	○ 市	
32	下六条町	▲5	7	3	▲2	▲1	15	5	10	12	4	3	6	6	2	0.5	65	○ 市	
40	下荒井町	設置	31	11	▲3	6	22	6	7	6	1	0	5	5	6	1.5	87	○ 市	
906	下荒井町	6.4	23.6	8.4	▲1.8	2.6	14.5	2.2	3.6	3.0	▲2.3	▲2.0	1.1	1.3	2.0	0.5	62.6	○ 国	
4 (1) 対象地域を除く福井市.....北西部																			
113	福井市灯明寺2丁目							設置	5	3	1	7	▲2	0	0.0	14	市		
14	新田塚町	▲2	10	2	▲1	1	11	12	10	5	▲5	▲1					(42)	#	
14	八ツ島町							設置	15	0	0	7	▲2	▲2	▲0.5	▲4	#		
100-1	文京3丁目							設置	0	6	6	2	▲5	5	▲1	▲1	▲0.3	12	#
100-2	文京3丁目							設置	8	3	3	3	▲2	▲2	▲0.2	0.0	22	#	
15-1	乾徳2丁目							設置	14	13	3	▲2	10	▲2	4	1.0	40	#	
108	菅谷2丁目							設置	11	12	7	5	10	1	1	0.3	47	#	
119	学園1丁目							設置	14	6	▲1	1	10	2	4	1.0	35	#	
16	光陽4丁目		22	3	0	19	再設	14	10	11	3	▲1	3	▲2	4	0.8	105	#	
109	照手2丁目							設置	11	8	2	▲5	8	▲1	1	0.3	24	#	
117	順化2丁目							設置	5	0	▲3	8	▲1	0	0.0	9	#		
4 (2) 対象地域を除く福井市.....北東部																			
20	福井市高木町	2	6	▲2	▲4	2	再設	10	6	13	▲3	1	6	0	1	0.3	38	市	
21	大和田町	10	8	▲1	0	1	11	3	2	5	▲5	3	4	0	1	0.3	42	#	
22	北野上町	5	0	▲4	▲2	▲6	9	▲1	2	3	▲8	5	3	▲1	0	0.0	5	#	
114	高柳町							設置	10	4	8	亡失					(22)	#	
115	和町							設置	9	2	1	1	▲1				6	#	
116	開発4丁目							設置	8	0	0	6	▲1	0	0.0	13	#		
111	四ッ井2丁目							設置	3	2	▲6	0	亡失				(▲1)	#	
5257	新保1丁目	2	7	▲4	0	▲7	13	0	3	1	▲1	0	5	▲2	0	0.0	17	#	
525	上甲町	0	3	▲3	▲2	▲2	6	▲2	3	2	▲9	3	3	▲2	▲2	0.0	▲6	#	
3259	原目町	▲1	3	▲3	▲1	▲2	12	▲5	3	3	▲5	1	4	▲3	0	0.0	6	#	
	福井原標							再設	9	6	4	▲2	▲2	8	2	0.0	21	#	
23	御幸2丁目	▲4	12	8	▲6	5	19	4	6	4	▲4	3	5	25	0	0.0	77	#	
106	成和2丁目							設置	5	8	6	▲2	▲1	5	▲1	1	0.3	21	#
120	間屋2丁目							設置	7	▲5	▲2	6	▲4	▲1	▲0.3	1	#		
3260	河水町	▲5	3	▲4	0	▲2	11	▲1	2	5	▲7	▲1	5	▲3	▲2	▲0.5	1	#	
24	和田東町	▲6	8	▲1	▲5	▲2	20	1	再設	1	▲3	▲1	4	▲1	0	0.0	15	#	
25	曾万布町	▲3	7	▲3	▲3	▲8	13	再設	3	6	▲3	▲4	3	▲2	▲1	▲0.3	▲9	#	
3261	荒木町	▲8	▲1	▲5	1	▲6	5	▲3	1	2	▲4	▲2	3	▲3	▲2	▲0.5	▲22	#	
29	稲津町	▲5	0	▲1	3	▲5	6	1	2	5	▲4	▲1	4	▲2	▲2	▲0.5	1	#	
4 (3) 対象地域を除く福井市.....南西部																			
112	福井市加茂河原2丁目							設置	5	3	▲3	▲3	4	0	▲1	▲0.3	5	市	
19	足羽2丁目	0	16	7	4	▲4	27	2	6	2	4	▲13	6	▲2	4	1.0	59	#	
44	足羽1丁目							設置										#	
102	若杉町							設置	10	14	7	2	1	8	4	2	0.3	48	#
17	福新町	2	15	0	▲4	4	16	10	10	4	1	0	8	3	1	0.3	70	#	
18	種池町	▲1	6	2	▲2	7	6	6	11	5	4	1	29	8	2	0.5	84	#	
121	合谷町							設置	3	3	1	3	1	1	0.3	12	#		
122	南居町							設置	30	21	10	10	8	5	4	1.0	78	#	
123	三尾野町							設置	12	15	4	8	5	4	1.0	48	#		
124	中野町							設置	4	3	0	4	▲1	2	0.5	12	#		
4 (4) 対象地域を除く福井市.....南東部																			
33	福井市下郷江町	▲8	1	▲2	1	▲6	3	1	3	8	▲3	▲1	1	▲1	▲2	▲0.5	▲5	市	
34	稲津町	▲6	2	▲4	2	▲4	10	8	再設	17	▲1	▲1	4	▲2	0	0.0	25	#	
35	新開町	▲5	8	4	事故	6	12	0	4	3	▲2	▲2	2	0	8	2.0	38	#	
36	上河北町	▲5	3	▲1	▲4	▲4	4	0	2	3	▲3	▲3	2	▲1	▲1	▲0.3	▲8	#	
37	上郷江町	▲5	2	▲1	▲1	▲5	3	0	3	6	▲3	▲3	2	▲2	0	0.0	▲3	#	
3272	半田町	1	9	5	▲4	6	8	3	5	▲1	事故	10	9	▲1	11	2.8	61	#	
3271	太田町	▲2	0	▲1	▲3	▲4	5	0	3	▲2	▲1	▲1	1	▲2	▲1	▲0.3	▲8	#	
3270	徳光町	▲5	0	▲1	▲2	▲5	8	0	2	1	1	1	2	▲1	1	0.3	2	#	

注: 1) 累積の()は最終測定年までの累積である。
 2) 年間変動はH24~H28の変動量の年平均値である。
 3) 水準点125はH24年度までは市が測量を行い、H28年度は国が測量を行った。

(資料: 環境政策課)

图 4-1 1-2 福井平野水準測量経路図



5 化学物質関係資料

表 5-1 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	適用範囲	達成期間
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準が達成されていない地域または水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 環境基準が達成されている地域または水域にあっては、その維持に努めること。 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域および地下水について適用する。	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。	
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	

- (備考) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気および水質の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設

1	鉄鋼業焼結施設	焼結鋳(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼または鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収(原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉および乾燥炉であって、焙焼炉および乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあっては容量が1t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計。)が0.5m ² 以上または焼却能力(二以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計。)が1時間当たり50kg以上のもの

表 5-3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準

(単位: ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類の		新設施設基準	既設施設基準 (平成12年1月14日以前に設置のもの)
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/時以上	0.1	1
	2~4t/時	1	5
	2 t/時未満	5	10

- (備考) 既設施設のうち、平成9年12月2日以降に設置の工事に着手した廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上または焼却能力200kg/h以上)および製鋼用電気炉については、新設基準が適用される。

表 5-4 ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用施設と水質排出基準

	特定施設の種類		排出基準
1	パルプ等製造業の漂白施設	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）または亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設	10pg-TEQ/L
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒製造業の廃ガス洗浄施設	担体付き触媒（塩素または塩素化合物を使用するものに限る。）の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設等	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	クロロベンゼンまたはジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	ナフトキノン製造業のろ過施設等	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設および還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設および還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	アルミニウムまたはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉または乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛回収業の精製施設等	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒の金属回収に係るろ過施設等	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する場合およびアルカリにより抽出する場合であって、かつ、焙焼炉で処理しない場合を除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	大気基準適用特定施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、および当該廃棄物焼却炉において発生する灰の貯留施設で汚水または廃液を排出するもの	
16	廃PCB等処理施設	廃棄物処理法により規定されている、廃PCB等またはPCB処理物の分解施設およびPCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設および分離施設	
17	フロン類の破壊に係るプラズマ反応施設等	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設	上記の1～17, 19に掲げる施設に係る汚水または廃液を含む下水を処理する施設	
19	工場・事業場からの排水処理施設	上記の1～17に掲げる施設を設置する工場・事業場から排出される水（上記の1～14に掲げる施設からの汚水または廃液を含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）を処理する施設	

表5-5-1 特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・大気基準適用施設）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	4 項		5 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
市 町 名						
福井市	1	3	13	18	14	21
敦賀市			6	7	6	7
小浜市			1	2	1	2
大野市			2	3	2	3
勝山市			1	2	1	2
鯖江市			4	7	4	7
あわら市			5	7	5	7
越前市			6	6	6	6
坂井市	1	9	4	4	5	13
永平寺町			1	1	1	1
池田町						
南越前町			1	2	1	2
越前町						
美浜町						
高浜町			3	4	3	4
おおい町			1	2	1	2
若狭町			5	5	5	5
合 計	2	12	53	70	55	82

（資料：環境政策課）

表5-5-2 特定施設届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法・水質基準適用施設）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	12 項	15 項	18 項	合 計
	工場数	工場数	工場数	
市 町 名				
福井市			3	3
敦賀市				
小浜市				
大野市				
勝山市				
鯖江市		1		1
あわら市		1		1
越前市				
坂井市	1	1	1	3
永平寺町				
池田町				
南越前町		1		1
越前町				
美浜町				
高浜町		1		1
おおい町		1		1
若狭町				
合 計	1	9	1	11

（資料：環境政策課）

表5-6 ダイオキシン類測定結果(令和4年度)

1 大気

No	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	対象施設等
1		福井市豊島 (大気汚染常時監視測定局 福井局)	令和4年5月17日 ~ 5月24日	0.031	定点(豊島東公園内)
			令和4年8月2日 ~ 8月9日	0.017	
			令和4年11月8日 ~ 11月15日	0.025	
			令和5年2月1日 ~ 2月8日	0.046	
			年平均値	0.030	
2	一般地域	坂井市坂井町 (大気汚染常時監視測定局 坂井局)	令和4年5月20日 ~ 5月27日	0.010	定点(坂井中学校敷地内)
			令和4年8月23日 ~ 8月30日	0.0087	
			令和4年11月15日 ~ 11月22日	0.017	
			令和5年2月9日 ~ 2月16日	0.015	
			年平均値	0.0127	
3		大野市水落町 (大気汚染常時監視測定局 大野局)	令和4年5月20日 ~ 5月27日	0.0067	定点(大野市交通公園敷地内)
			令和4年8月23日 ~ 8月30日	0.0066	
			令和4年11月15日 ~ 11月22日	0.0049	
			令和5年2月9日 ~ 2月16日	0.0062	
			年平均値	0.0061	
4		福井市河水町 (福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館)	令和4年5月17日 ~ 5月24日	0.22	トータルクリーンセンター福屋
			令和4年8月2日 ~ 8月9日	0.14	
			令和4年11月8日 ~ 11月15日	0.17	
			令和5年2月1日 ~ 2月8日	0.18	
			年平均値	0.18	
5	廃棄物焼却施設周辺地域	大野市堂本 (白山神社)	令和4年5月20日 ~ 5月27日	0.0066	大野市浄化センター周辺
			令和4年8月23日 ~ 8月30日	0.012	
			令和4年11月15日 ~ 11月22日	0.0075	
			令和5年2月9日 ~ 2月16日	0.011	
			年平均値	0.0093	
6		南越前町杣山 (阿久和地区農業集落排水処理施設)	令和4年5月20日 ~ 5月27日	0.0065	南越清掃組合新ごみ処理施設周辺
			令和4年8月23日 ~ 8月30日	0.0046	
			令和4年11月15日 ~ 11月22日	0.0044	
			令和5年2月9日 ~ 2月16日	0.0029	
			年平均値	0.0046	
7		小浜市谷田部 (梅千代会館)	令和4年5月20日 ~ 5月27日	0.065	小浜市クリーンセンター周辺
			令和4年8月23日 ~ 8月30日	0.0023	
			令和4年11月15日 ~ 11月22日	0.0023	
			令和5年2月9日 ~ 2月16日	0.0018	
			年平均値	0.018	
平均値			一般地域	0.016	
			廃棄物焼却施設周辺地域	0.053	
			全地域	0.037	
環境基準				0.6	

(資料：環境政策課)

2 水質・底質

No	区分	水域名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度	
					水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
1	河川	九頭竜川	荒鹿橋	令和4年10月3日	0.056	0.097
2			中角橋*	令和4年10月28日	0.068	0.21
3		日野川	清水山橋	令和4年11月10日	0.071	0.46
4		足羽川	水越橋	令和4年11月11日	0.10	0.30
5		竹田川	栄橋	令和4年10月3日	0.12	17
6		兵庫川	新野中橋	令和4年10月3日	0.41	19
7		田島川	長屋橋	令和4年10月11日	0.19	2.1
8		五領川	熊堂橋	令和4年10月3日	0.058	0.20
9		笙の川	三島橋	令和4年10月31日	0.058	0.21
10			木の芽橋	令和4年10月31日	0.057	0.12
11		深川	木の芽橋	令和4年10月31日	0.15	2.5
12		井の口川	穴地藏橋	令和4年10月31日	0.15	3.3
13		北川	高塚橋*	令和4年10月28日	0.077	0.36
14		荒川	水門	令和4年11月11日	0.31	0.58
15		天王川	末端	令和4年11月10日	0.11	0.36
16		底喰川	西野橋	令和4年11月11日	0.067	0.65
17		狐川	狐橋	令和4年11月10日	0.078	3.4
18		八ヶ川	高江橋	令和4年11月11日	0.085	1.5
19		馬渡川	末端	令和4年5月18日	0.48	-
				令和4年11月11日	0.074	0.85
20	江端川	江守橋	令和4年11月10日	0.089	0.42	
21	湖沼	北潟湖	北潟湖心	令和4年10月11日	0.32	29
平均値		河川			0.14	2.7
		湖沼			0.32	29
		全体			0.14	3.9
環境基準					1	150

* : 国土交通省調査実施

(資料 : 環境政策課)

3 地下水質

No	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/L)	備 考
1	福井市笹谷町	令和4年8月3日	0.044	吉勝重建(安定型最終処分場)
2	大野市角野	令和4年8月3日	0.055	大野市桑島埋立地周辺
3	敦賀市檜曲	令和4年8月18日	0.057	キンキクリーンセンター(株)(安定・管理型最終処分場)
4	敦賀市赤崎	令和4年8月18日	0.081	敦賀市赤崎最終処分場周辺
5	敦賀市市橋	令和4年8月18日	0.059	(株)ホクリク(安定型最終処分場)周辺
6	美浜町佐野	令和4年8月18日	0.10	美浜町・三方環境衛生組合一般廃棄物最終処分場周辺
7	若狭町下タ中	令和4年7月27日	0.073	クリーンセンターかみなか周辺
平均値			0.067	/
環境基準			1	

(資料:環境政策課)

4 土壌

No.	区分	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	備考
1	発 生 源 周 辺 状 況 調 査	少彦名神社(福井市白滝町)	令和4年8月3日	9.5	北陸環境サービス
2-1		堂本ふれあい広場(大野市堂本)	令和4年7月20日	0.14	大野市浄化センター
2-2		白山神社(大野市下麻生嶋)		2.1	
3-1		安土山公園(高浜町和田)	令和4年7月20日	4.7	高浜町清掃センター
3-2		和田球場(高浜町高森)		0.39	
4-1		副ヶ裏ふれあいセンター(おおい町本郷)	令和4年7月20日	0.062	おおい町エコターミナル
4-2		さぶり川公園(おおい町万願寺)		0.10	
平均値				2.4	/
環境基準				1000	

(資料:環境政策課)

表5-7 P R T R法に基づく市町別届出集計結果（令和3年度排出量・移動量実績）

市町	届出事業所数	排出量 (kg/年)					移動量 (kg/年)			排出・移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	小計	下水道	廃棄物	小計	
福井市	89	302,447	18,791	0	0	321,238	4,668	1,122,790	1,127,458	1,448,696
敦賀市	23	8,836	3,165	0	0	12,001	0	36,354	36,354	48,355
小浜市	13	8,254	180	0	0	8,434	0	279,000	279,000	287,434
大野市	12	3,614	9,624	0	0	13,238	0	9,590	9,590	22,828
勝山市	11	1,527	1,570	0	0	3,097	0	8,600	8,600	11,697
鯖江市	29	226,225	3,694	0	0	229,919	2,751	248,684	251,435	481,354
あわら市	10	14,442	52	0	0	14,494	0	2,237	2,237	16,731
越前市	41	759,364	7,078	0	0	766,442	0	1,280,427	1,280,427	2,046,869
坂井市	50	375,264	18,213	0	0	393,477	19,777	1,750,712	1,770,489	2,163,966
永平寺町	4	325	0	0	0	325	0	0	0	325
池田町	3	9	58	0	0	67	0	0	0	67
南越前町	6	288	73	0	0	361	0	0	0	361
越前町	10	11,761	986	0	0	12,747	0	2,071	2,071	14,818
美浜町	3	3,098	160	0	0	3,258	0	1,900	1,900	5,158
高浜町	5	4,391	743	0	0	5,134	0	3,200	3,200	8,334
おおい町	5	36	96	0	0	132	0	4,960	4,960	5,092
若狭町	13	10,135	63	0	0	10,198	0	1,938,310	1,938,310	1,948,508
合計	327	1,730,016	64,546	0	0	1,794,562	27,196	6,688,835	6,716,031	8,510,593

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域、田園住居地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6-1-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	当該地域
I	70 デシベル 以下	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域(以下「用途地域」という。)の定めのある地域については、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域、用途地域の定めのない地域については、主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル 以下	沿線区域のうち、用途地域の定めのある地域については、近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域、用途地域の定めのない地域については、主として商工業の用に供される地域

(注) 沿線区域のうち、次の区域については該当区域から除くものとする。

- (1) トンネル区間(ただし、トンネルの出入口からトンネル中央方向150メートルの区間は除く。)
- (2) 河川区域
- (3) 用途地域の定めのない地域のうち、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要のない地域

表 6-2 騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

- (注) (区域の区分) a : おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 b : おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 c : おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 (時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6-3 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

- (注) (区域の区分) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。
 (おおむね都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。)
 第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(おおむね都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。)
 第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域)
 第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく工業地域。)
 (時間の区分) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで
 夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
 (そ の 他) 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表 6-4 騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1日 の作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで 第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間 第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日 間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
② びょう打機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
③ さく岩機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
④ 空気圧縮機を使用する作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。 (モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業						原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
⑥ バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
⑦ トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。
⑧ ブルドーザーを使用する作業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。
第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。
2 6から8の作業にあつては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

表 6-5 福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または田園住居地域。
 第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
 第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
 第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。
 第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。
 その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
 夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6-6 福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種 区 域 お よ び 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 お よ び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものおよび祭礼その他地域の慣習となっている行事における営業を除く。）」、「ボーリング場営業」、「カラオケボックス営業」および「車両洗浄装置を使用または使用させる営業」。
- 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6-7 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種 区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域
 第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域
 (時間の区分) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6-8 振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第 1 種 区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。

表6-9 振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の 大きさ	夜間または 深夜作業 の禁止	1日の 作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使用する作 業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打 くい抜機を除く。
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業		第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第2号区域 1日につき 14時間			作業地点が連続的に移 動する作業にあつて は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。
 第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。
 (その他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

表6-10 自動車交通騒音測定結果(令和4年度)

No.	調査路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日	騒音測定結果 Leq(dB)		車線 数	評価 区間 距離 (km)	住居 戸数 (戸)	環境基準達成率(%)			実施機関
					昼(dB)	夜(dB)				昼間・夜間 とも	昼間に ついて	夜間に ついて	
1	一般国道29号線 福井金津線	あわら市 大溝～上番	あわら市 大溝	R4.6.16	65	58	2	1.7	12	12	100	100	あわら市
2	一般国道8号	坂井市 丸岡町堀水～丸岡町玄女	坂井市 丸岡町堀水	R4.11.7	58	50	2	1.2	8	8	100	100	坂井市
3	一般国道8号	坂井市 丸岡町玄女～丸岡町一本田福所	坂井市 丸岡町玄女	R4.11.7	69	67	4	1.1	50	50	100	100	坂井市
4	一般国道157号	勝山市 狩野～長山町	勝山市 片瀬町2丁目	R4.10.3	64	57	4	2.9	256	256	100	100	勝山市
5	一般国道8号	福井市 新田本町～新保町	福井市 大和田2丁目	R4.10.12	71	69	4	2.4	2	2	100	100	福井市
6	一般国道416号	福井市 八ツ島町～二の宮5丁目	福井市 大宮2丁目(準用)	R4.10.12	66	61	2	0.2	75	75	100	100	福井市
7	一般国道416号	福井市 二の宮5丁目～二の宮2丁目	福井市 大宮2丁目	R4.10.12	66	61	2	1.5	331	331	100	100	福井市
8	一般国道416号	福井市 二の宮2丁目～新保町	福井市 開泰5丁目	R4.10.12	70	65	4	1.9	65	65	100	100	福井市
9	一般国道416号	福井市 新保町～重立町	福井市 開泰5丁目(準用)	R4.10.12	70	65	4	3.2	80	80	100	100	福井市
10	一般国道179号線 洲上志比口線	福井市 勝見3丁目～志比口1丁目	福井市 城東1丁目	R4.10.12	64	56	2	2.2	551	551	100	100	福井市
11	一般国道32号線 清水美山線	福井市 太田町～脇三ヶ町	-	-	-	-	2	8.4	389	389	100	100	福井市
12	県道178号線 篠尾出作線	福井市 和田中町～勝見3丁目	福井市 和田3丁目	R4.10.12	62	57	2	2.2	411	411	100	100	福井市
13	一般国道8号	鯖江市 御幸町～柳町	鯖江市 水落町2丁目	R4.10.25	72	69	4	3.0	151	134	88.7	98.0	鯖江市
14	一般国道8号	鯖江市 柳町～五郎丸	鯖江市 水落町2丁目(準用)	R4.10.25	72	69	4	1.2	97	76	78.4	88.7	鯖江市
15	市道 有定鳥羽線	鯖江市 桜町2丁目～三六町	鯖江市 神町1丁目	R4.10.25	64	58	2	3.7	341	341	100	100	小浜市
16	一般国道365号	越前市 行松町～元町	越前市 礪町	R4.9.15	61	54	2	2.9	496	496	100	100	越前市
17	一般国道27号線	小浜市 平野～太興寺	小浜市 伏原(準用)	R4.11.8	69	67	2	1.7	38	38	100	100	小浜市
18	一般国道27号線	小浜市 東市場～湯岡	小浜市 伏原(準用)	R4.11.8	69	67	2	3.9	177	177	100	100	小浜市
19	一般国道27号線	小浜市 湯岡～岡津	小浜市 伏原	R4.11.8	69	67	2	8.8	204	204	100	98.5	小浜市
20	一般国道225号線 敦賀美浜線	敦賀市 野神～関	敦賀市 市野々町1丁目	R4.10.31	68	59	2	4.9	465	465	100	100	敦賀市
21	一般国道27号線	大飯郡高浜町 和田～園部	高浜町 和田	R4.12.8	35	32	2	2.3	85	84	98.8	100	福井県
22	一般国道27号線	大飯郡高浜町 園部～宮崎	高浜町 和田(準用)	R4.12.8	35	32	2	0.9	53	52	98.1	100	福井県
23	一般国道27号線	大飯郡高浜町 宮崎～畑	高浜町 鐘寄(準用)	R4.12.8	47	47	2	0.9	74	73	98.6	100	福井県
24	一般国道27号線	大飯郡高浜町 畑～鐘寄	高浜町 鐘寄	R4.12.8	47	47	2	0.9	14	11	78.6	78.6	福井県
25	一般国道27号線	大飯郡高浜町 鐘寄～青	高浜町 鐘寄(準用)	R4.12.8	47	47	2	1.9	64	64	100	100	福井県
									4,489	4,442	99.6	99.0	
									評価範囲全体(25区間)				

備考 No.6.9.14,17,18,22,23,25は、他路線の測定結果の準用により評価している。

No.11は、道路交通センサスの結果を基に推計している。

(資料:環境政策課)

表6-1-1 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数
(令和5年3月31日現在)

施設種類 市町名	1 項 金属加工機械 工場数	2 項 空気圧縮機・送風機 工場数	3 項 土石用破砕機・ふるい等 工場数	4 項 織機 工場数	5 項 建設用資材製造機械 工場数	7 項 木材加工機械 工場数	8 項 抄紙機 工場数	9 項 印刷機械 工場数	10 項 合成樹脂射出成形機 工場数	11 項 鋳造型機 工場数	合計
福井市	75	220	5	17	4	74	180	1	90	326	703
敦賀市	24	95	0	0	2	15	37	1	14	67	99
小浜市	2	40	0	0	0	3	13	0	7	17	25
大野市	1	1	0	0	0	26	39	0	5	24	45
勝山市	0	32	4	20	0	6	30	0	0	0	122
鯖江市	22	158	39	130	1	4	145	7,346	5	8	236
あわら市	4	52	12	88	2	2	33	1,035	0	0	57
越前市	76	490	51	819	2	12	116	3,560	6	8	340
坂井市	5	20	11	24	0	0	438	6,526	2	2	475
永平寺町	2	7	7	52	0	0	46	1,452	0	0	61
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4
高浜町	1	3	10	41	2	0	0	0	0	0	14
合計	212	1,118	422	2,724	16	57	1,101	31,226	20	29	2,181

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

表6-1-2 騒音に係る特定建設作業届出状況
(令和4年度)

施設種類 市町名	1 項 くい打機等を使用する作業	2 項 びょう打機を使用する作業	3 項 さく岩機を使用する作業	4 項 空気圧縮機を使用する作業	5 項 コンクリートプラント等を設けて行う作業	6 項 バックホウを使用する作業	7 項 トラクター・ショベルを使用する作業	8 項 ブルドーザーを使用する作業	合計
福井市	3	0	71	2	0	5	0	0	81
敦賀市	0	0	13	5	0	6	0	0	24
小浜市	0	0	0	0	0	2	0	0	2
大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝山市	0	0	0	0	0	2	0	1	3
鯖江市	1	0	2	0	0	2	0	0	5
あわら市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前市	1	0	5	4	0	5	0	0	15
坂井市	0	0	1	0	0	3	0	0	4
越前町	0	0	0	0	0	1	0	0	1
美浜町	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	5	0	92	13	0	26	0	1	137

(資料：環境政策課)

表6-1-3 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(令和5年3月31日現在)

施設種類	(令和5年3月31日現在)										合計						
	1 項 金属加工機械 工場数施設数	2 項 圧縮機 工場数施設数	3 項 土石用破砕機・ ふるい等 工場数施設数	4 項 織機 工場数施設数	5 項 コンクリートブ ロックマシン等 工場数施設数	6 項 木材加工機械 工場数施設数	7 項 印刷機械 工場数施設数	8 項 ゴム練等用 のローラー機 工場数施設数	9 項 合成樹脂用 射出成形機 工場数施設数	10 項 鋳造型機 工場数施設数		合計					
市町名	53	147	640	87	2,164	6	7	27	76	0	1	9	118	2	2	347	3,169
福井市	18	92	24	1	48	3	3	6	28	0	0	1	52	0	0	55	371
敦賀市	2	65	7	0	0	1	1	1	1	0	0	1	7	0	0	12	108
小浜市	0	0	1	10	897	2	2	3	19	0	0	0	0	1	1	17	940
大野市	1	7	7	66	4,298	0	0	0	0	0	0	4	6	0	1	81	4,406
勝山市	26	294	23	57	2,606	0	0	5	13	0	5	3	13	1	5	117	3,022
鯖江市	1	1	6	10	315	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	19	347
あわら市	64	347	44	95	2,952	0	4	12	28	1	13	4	30	0	0	227	3,737
越前市	2	11	8	248	4,539	0	1	2	4	0	0	1	22	0	0	261	4,594
坂井市	0	0	3	51	1,274	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
永平寺町	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
美浜町	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	20
高浜町	168	967	288	625	19,093	20	29	59	180	1	19	25	255	4	66	1,204	22,015
合計	168	967	288	625	19,093	20	29	59	180	1	19	25	255	4	66	1,204	22,015

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項Iか所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-1-4 振動に係る市町別特定建設作業届出状況

(令和4年度)

作業種類	(令和4年度)										合計	
	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市		越前町
1 項 くい打機等を使用 する作業	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
2 項 鋼球を使用して破 壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項 舗装版破砕機を使 用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 項 プレーカーを使用 する作業	63	13	2	0	1	3	0	5	3	1	2	93
合計	65	13	2	0	1	4	0	6	3	1	2	97

(資料：環境政策課)

表6-15 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規制基準	
	A区域	B区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表6-16 福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数 18
------	---------

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表6-17 福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	牛、豚（生後2月未満のものを除く。）または鶏（生後30日未満のものを除く。）の飼養場（牛にあつては10頭以上、豚にあつては50頭（繁殖豚にあつては5頭）以上、鶏にあつては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 飼養施設 ② 飼料調理施設（加熱して調理するものに限る。） ③ ふん尿処理施設
2	けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 乾燥施設 ② 焼却施設
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設であつて、次のいずれかに該当するもの ① 解体室 ② 汚物処理施設 ③ 焼却炉
4	化製場（魚介類または鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であつて次のいずれかに該当するもの ① 原料処理施設（原料貯蔵室および化製室を含む。） ② 煮熟施設 ③ 圧搾施設 ④ 汚物処理施設 ⑤ 乾燥施設

表6-18 悪臭に係る特定施設届出状況（福井県公害防止条例）

（令和5年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの			
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福井市	11	44	0	0	0	0	0	0	11	44
敦賀市	10	17	0	0	0	0	0	0	10	17
大野市	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11
勝山市	4	16	0	0	0	0	0	0	4	16
あわら市	6	16	1	2	0	0	0	0	6	18
越前市	7	19	1	1	0	0	0	0	8	20
坂井市	25	108	0	0	0	0	0	0	25	108
池田町	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11
南越前町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
越前町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美浜町	4	5	0	0	0	0	0	0	4	5
おおい町	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3
若狭町	5	10	0	0	0	0	0	0	5	10
合 計	82	261	3	4	0	0	0	0	84	265

（資料：環境政策課）

7 公害苦情関係資料

表7-1 公害の種類別・発生源別苦情件数（令和4年度）

公害の種類 発生源		典型7公害						典型7公害 小計	典型7公害以外	計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下				悪臭
会社・事業所	農業・林業	15	0	0	3	0	0	2	20	6	26
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	1	0	0	1	3	1	4
	建設業	20	5	2	19	1	0	2	49	12	61
	製造業	12	12	1	5	0	0	5	35	2	37
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	0	0	1	5	0	5
	情報通信業	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3
	運輸業、郵便業	0	6	0	7	0	0	0	13	2	15
	卸売業、小売業	0	2	1	6	0	0	0	9	0	9
	金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	1	2	0	9	0	0	3	15	0	15
	生活関連サービス業・娯楽業	1	0	0	0	0	0	1	2	0	2
	教育、学習支援事業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	医療、福祉	0	1	0	7	0	0	1	9	0	9
	複合サービス事業	0	1	0	0	0	0	1	2	1	3
	サービス業(他に分類されないもの)	3	2	1	11	0	0	3	20	3	23
	公務(他に分類されないもの)	1	0	0	2	0	0	0	3	1	4
	分類不能の産業	2	1	0	4	0	0	0	7	2	9
会社・事業所 小計	58	33	6	79	1	0	20	197	30	227	
個人	334	18	4	42	0	0	16	414	104	518	
その他	8	11	1	6	0	0	2	28	7	35	
不明	40	31	3	75	1	0	11	161	368	529	
計	440	93	14	202	2	0	49	800	509	1309	

(資料：環境政策課)

表 7-2 市町別公害苦情件数（令和 4 年度）

種 類 市町名	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	以 典 型 7 公 害 外 害	計
福 井 市	54	21	0	31	0	0	17	41	164
敦 賀 市	7	0	0	7	0	0	1	5	20
小 浜 市	0	0	0	1	0	0	11	6	18
大 野 市	6	2	0	0	0	0	1	3	12
勝 山 市	9	1	1	1	0	0	2	13	27
鯖 江 市	27	3	0	10	0	0	2	7	49
あ わ ら 市	0	0	0	5	1	0	0	0	6
越 前 市	57	12	0	2	0	0	1	1	73
坂 井 市	37	18	0	12	0	0	7	14	88
永 平 寺 町	7	1	0	0	0	0	0	1	9
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越 前 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お お い 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若 狭 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 町 村 計	204	58	1	69	1	0	42	91	466
警 察	223	16	11	133	1	0	5	413	802
県	13	19	2	0	0	0	2	5	41
総 計	440	93	14	202	2	0	49	509	1309

(資料：環境政策課)

表 7 - 3 公害紛争処理件数（令和 4 年度）

受付件数				終結件数				年度末 継続件数
あつせん	調停	仲裁	合計	あつせん	調停	仲裁	合計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

（資料：環境政策課）

表 7 - 4 公害事犯の検挙件数（令和 4 年度）

法令	件数
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	39
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	3
合計	42

（資料：環境政策課）

8 環境影響評価関係資料

表8-1 福井県環境影響評価条例の対象事業

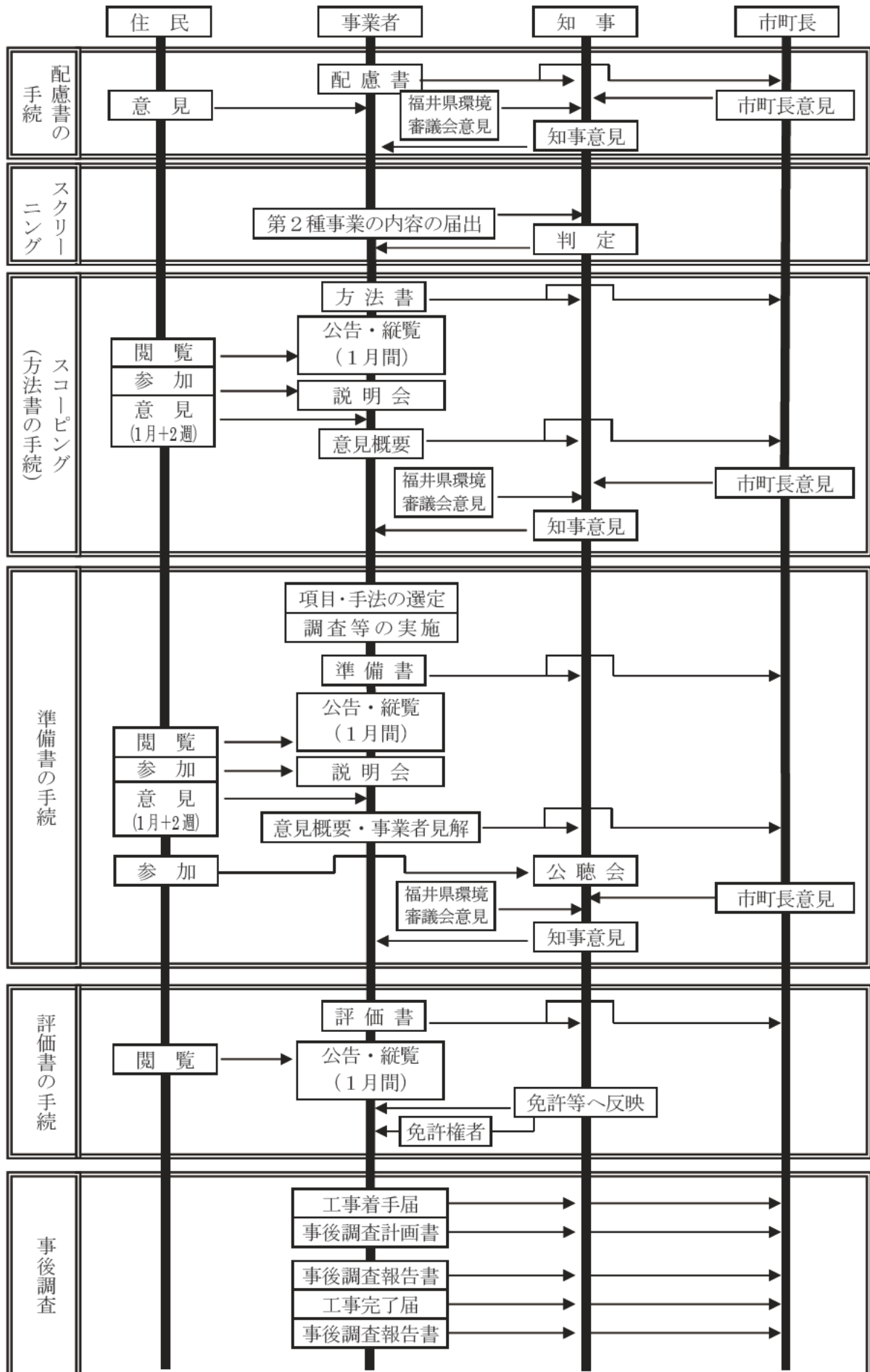
事業の種類	福井県環境影響評価条例	
	第1種事業(注1)の要件	第2種事業(注2)の要件
1 道路の建設		
高速自動車国道	全て	—————
一般国道・縣市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満
放水路・湖沼開発	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上 100ha未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道	全て	—————
普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,000m以上	滑走路長 1,500m以上 2,000m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	全て	—————
風力発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上 1万kW未満
6 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満
廃棄物焼却施設	処理能力 100t/日以上	処理能力 75t/日以上 100t/日未満
し尿処理施設	処理能力 100kL/日以上	処理能力 75kL/日以上 100kL/日未満
7 公有水面埋立・干拓	面積 50ha超	面積 40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
9 住宅用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
10 工業用地造成	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
11 流通業務用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
12 農用地の造成	面積 500ha以上	面積 400ha以上 500ha未満
13 工場等の建設	燃料使用量 10kL/時以上 排水量 1万m ³ /日以上	燃料使用量 7.5kL/時以上 10kL/時未満 排水量 7,500m ³ /日以上 1万m ³ /日未満
14 レクリエーション施設の建設		
ゴルフ場・スキー場	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
運動・レジャー施設	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
15 自然公園事業	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
16 土石採取	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満

(注1) 「第1種事業」：必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業

(注2) 「第2種事業」：第1種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する事業

(資料：環境政策課)

図8-2 福井県環境影響評価条例の手続の流れ



9 その他資料

表9-1 福井県環境アドバイザー名簿

令和6年1月12日現在

分野	氏名	公職等
自然環境	野生動植物の観察、里山里海湖の保全	榎本 博之 環境省第5次レッドリスト作成のための福井県調査員（ラン科植物担当）、農業専門技術員（花き）
	野生動植物の観察	小林 しのぶ 福井自然観察指導員、きのこアドバイザー
	野鳥の観察、里山里海湖の保全	高橋 繁応 日本鳥類保護連盟会員、福井県コウノトリ定着推進委員、年縞博物館ナビゲーター、自然観察指導員
	福井の山と自然	増永 迪男 山岳エッセイスト
	鳥獣、水生昆虫、森林	山崎 秀雄 環境省環境カウンセラー
エコライフ	お片付け術、ごみ問題、3R	大塚 澄枝 福井市環境アドバイザー、鯖江市環境まちづくり委員、整理収納アドバイザー、整理収納教育士
	エコクッキング	清水 瑠美子 福井県栄養士会 名誉会長
	生ごみ堆肥化	藤田 久子 鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク事務局長
	地球温暖化、自然エネルギー、省エネなど	増田 頼保 福井小水力利用推進協議会会長、NPO法人森のエネルギーフォーラム副理事長、福井県アースサポーター
	ダンボールコンポスト	宮田 宏美 福井市環境アドバイザー、NPO法人循環生活研究所認定ダンボールコンポストアドバイザー
	環境家計簿	宮本 京子 家の光協会 専門講師
	環境マネジメント	宮本 俊 元EMS主任審査員
省エネルギー、自然エネルギー	由田 昭治 福井市環境アドバイザー、環境カウンセラー、1級建築士	
環境汚染	国際環境問題	井上 義一 スマートエネルギー福井会 会長
	環境衛生工学、水環境学	奥村 充司 福井工業高等専門学校准教授
	環境問題一般、リスクマネジメント	坪内 彰 福井大学医学部非常勤講師、福井市環境アドバイザー
環境管理	アメニティ	朝日 恵子 福井文化服装学院 理事長
	省エネ建築	酒井 良雄 環境省環境カウンセラー、1級建築士
環境教育	水環境（ビオトープ）	井上 哲夫 1級ビオトープ施工管理士
		茅田 照代 日本ビオトープ管理士会福井県支部所属（2級ビオトープ計画管理士）
		森田 ともえ （有）下西農園 所属（2級ビオトープ計画・施工管理士）
		山下 征夫 一級建築士、防災士、ホテルの生態と生育環境、ビオトープ製造経験談
	自然観察・自然体験	浅野 晴也 あわらの自然を愛する会会員、森林インストラクター
		井草 貴男 自然観察指導員、プロジェクトワイルドエデュケーター
		井上 美代子 自然観察指導員、八幡山ウォッチングクラブ、豊地区まちづくり活動
		遠藤 典子 NEAL自然体験活動インストラクター、ネイチャーゲームリーダー
		大石橋 節子 自然観察指導員、森林インストラクター、ネイチャーゲームインストラクター
		大西 五十二 日本野鳥の会 福井県、自然観察指導員、あわら市エコ市民会議、北潟湖自然再生協議会委員
		納村 力 日本野鳥の会 福井県、日本鳥類連盟
		川上 一馬 自然観察指導員
		河田 勝治 北潟の森協議会 会長
		神田 美樹 ネイチャーゲームリーダー
		北川 博正 自然観察指導員
		組頭 五十夫 自然観察指導員、日本野鳥の会 福井県 副会長
		黒田 美早 ネイチャーゲームリーダー

分	野	氏 名	公 職 等
環境教育	自然観察・自然体験	源野 みね子	自然観察指導員
		河野 きえ子	日本野鳥の会 福井県、吉川小学校講師
		小嶋 明男	環境省自然公園指導員、日本野鳥の会 福井県 代表
		近藤 邦憲	あわら市生涯学習地区推進員、あわらの自然を愛する会会員
		斎藤 寿子	自然観察指導員
		酒井 敬治	日本野鳥の会 福井県 理事（会代表）、福井県鳥獣保護員
		坂本 均	ノーム自然環境教育事務所 代表
		櫻井 知栄子	自然観察指導員
		須本 一郎	日本野鳥の会 福井県
		高津 琴博	田んぼの学校越前大野学校長、真名川水辺の楽校ビオフレズ 会長
		武田 真澄美	日本野鳥の会 福井県 理事
		多田 雅充	自然観察指導員
		田中 喜美枝	自然観察指導員
		田中 謙次	環境文化研究所CRO、日野川流域交流会監事
		谷 美沙希	ネイチャーゲームリーダー、RACインストラクター、プロジェクトWETエデュケーター
		田淵 千鶴子	自然観察指導員、ネイチャーゲームリーダー
		玉木 のり子	ネイチャーゲームリーダー
		辻 義次	日本野鳥の会 福井県 理事
		日野岡 金治	県フォレストサポーターの会 副会長、NPO法人月尾くらし工房 理事長
		藤井 貴子	福井県子どもNPOセンター事務局長、ネイチャーゲームリーダー
		藤野 勇馬	自然観察指導員
		藤本 尚子	日本野鳥の会 福井県 理事（副代表・丹南ブロック長）
		古橋 照夫	あわらの自然を愛する会会員、元北潟公民館長
		平城 常雄	日本野鳥の会 福井県 理事
		榎田 靖憲	自然観察指導員、畜産環境アドバイザー
		松村 俊幸	日本野鳥の会 福井県
		三田村 佳政	元越前市農政課里地里山保全再生推進員、合同会社ローカルSDクリエーションCEO
		村上 重明	県アースサポーター、越前市循環社会推進員
		森 和恵	ネイチャーゲームリーダー、福井市環境アドバイザー
		矢尾 政士	自然観察指導員
		山岸 登美子	自然観察指導員、シェアリングネイチャーゲームリーダー、天文指導員、ジオパークガイド
		山下 美佐子	日本野鳥の会 福井県
		山田 儀一	自然観察指導員、田んぼの学校指導員
		矢村 健一	自然観察指導員、森林インストラクター、2級ビオトープ計画管理士
横山 大八	日本野鳥の会 福井県、日本鳥学会		
吉田 一朗	自然観察指導員、日本野鳥の会		
吉田 真美子	自然観察指導員、ネイチャーゲームインストラクター		
吉田 麻里子	野鳥の会福井県、緑と花の文化士1級		
若杵 三恵	日本シェアリングネイチャー協会指導員、プロジェクトワイルドエデュケーター		

分野	氏名	公職等
環境教育	水辺の生き物観察会、昆虫の観察会	浅利 裕太 自然観察指導員、2級ビオトープ施工管理士
	野生動植物の観察	浅利 裕美 福井県地球温暖化防止活動推進センター事務局長、2級ビオトープ施工管理士、2級こども環境管理士、自然再生士補
	昆虫採集、自然観察・自然体験	伊藤 勝幸 福井市自然史博物館非常勤職員、環境プランナーベーシック、自然体験活動指導者、自然観察指導員、グリーンツーリズムインストラクター
	野生動植物の観察、希少種保全や外来種の駆除など	八木 健爾 1級ビオトープ施工管理士、自然観察指導員
	水環境（自然観察）	山本 久大 大野地球科学研究会、NPO-OASIS協会 講師・指導員
	ホテルの再生活動と環境保全	草桶 秀夫 特定非営利活動法人日本ホテル再生ねっと 理事長、北陸新幹線中池見湿地調査フォローアップ委員会委員（鉄道・運輸機構）
	ふるさとの自然、コウノトリ、外来種問題、ホテルの不思議	野村 みゆき 越前市エコビレッジ交流センター 主任、越前市食と農の創造審議委員
	昆虫（トンボ）・希少種昆虫等・外来生物駆除	福田 健 北潟湖自然再生協議会員、環境省希少野生動植物種保存推進員、日本昆虫学会員、日本応用動物昆虫学会員、日本トンボ学会員
	福井の植物、みのまわりの植物（外来種）、スイセンの秘密、変形菌など	松本 淳 越前町職員（プラントピア園長）
	両生爬虫類、里地里山の希少種、生態系の紹介と保全の方法など	長谷川 巖 福井県両生爬虫類研究会会長、環境省国内希少野生動植物種保存推進員、国土交通省河川水辺の国勢調査アドバイザー
	アベサンショウウオの環境保全活動	奥野 宏樹 元小学校教諭
	ナチュラルクラフト	笹木 智恵子 自然観察指導員、NPO法人ウエットランド中池見 理事長
	3R推進・海洋プラごみ問題	高島 直子 自然観察指導員、漂着物学会会員
	地球温暖化・3R推進	畑中 雅博 エコネットさばえ事務局長、NPO法人エコプラザさばえ事務局長
	エコライフ・自然エネルギー	藤原 一功 県アースサポーター、県フォレストサポーターの会
	自然体験・地球温暖化・自然エネルギー	坂本 道子 ノーム自然環境教育事務所、福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）、RAC（川に学ぶ体験活動）リーダー
	地球温暖化・フードマイレージ	鈴木 早苗 土曜塾塾長、NPO法人さばえNPOサポート理事、県アースサポーター
地球温暖化・気候変動教育プログラム	水上 聡子 福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）、PLT（Project Learning Tree）ファシリテーター	
海の野生動植物の観察、里山里海湖の保全・再生・活用、エシカル消費など	前田 和代 一般社団法人うみから理事、合同会社NaviPen代表、アンダーウォーターインタープリター（海の自然観察指導） スノーケリングインストラクター、潜水士、ファシリテーター	
地域活動	地域の環境づくり	立野 久夫 神山壮年有志グループ代表
	省エネ事業活動	高井 健史 福井県民生活協同組合 組織ネットワーク支援部課長 吉川 守秋 環境省環境カウンセラー、NPO法人エコプランふくい理事（事務局長）
その他		楳原 秀典 エコネットさばえ事務局、NPO法人エコプラザさばえ事務局、カードゲーム「2030SDGs」ファシリテーター
		木下 和彦 ファシリテーター
		田畑 勲 環境保全実践活動

計99名

※EMS・・・環境マネジメントシステム

表9-2 公害防止協定等の締結状況

(令和5年12月1日現在)

No	企業・工場名	製造品等	締結年月日	立地場所
1	北陸電力(株)福井火力発電所	電 力	S51. 1. 23 基本協定 S51. 1. 23 細目協定	テクノポート福井
2	(株)UACJ 板事業本部福井製造所	ア ル ミ 圧 延 製 品	S51. 1. 23 基本協定 R5. 9. 14 細目協定改正 H30. 9. 11 覚 書	テクノポート福井
3	宇野酸素(株)グループ	液体酸素、液体窒素	H17. 7. 11	テクノポート福井
4	(財)福井県産業廃棄物処理公社	廃棄物の中間処理および埋立処分	H6. 7. 18 全部改正	テクノポート福井
5	福井石油備蓄(株)石油備蓄基地	石 油 備 蓄	S58. 3. 10	テクノポート福井
6	丸杉福井鋼材(株)三国工場	鉄 鋼 材 加 工 品	S58. 4. 20	テクノポート福井
7	(株)KANZACC 福井工場	電気メッキ線・被覆電線	S58. 6. 27	テクノポート福井
8	小野薬品工業(株)福井研究所	医薬品の安全性試験 研究および合成研究	H5. 4. 1 全部改正	テクノポート福井
9	福井山田化学工業(株)	感圧、感熱色素およびその中間体 光ディスク用色素・医薬中間体	S59. 4. 26	テクノポート福井
10	新中村化学工業(株)福井工場	アクリル酸エステル・メタクリル酸エステル	S60. 8. 29	テクノポート福井
11	(株)マスタースチール	鉄屑・鋼材加工品・銅再生品	S61. 2. 10	テクノポート福井
12	(株)大阪合金工業所 福井工場	りん銅地金・非鉄中間合金	S62. 4. 24	テクノポート福井
13	北陸電力(株)敦賀火力発電所	電 力	S62. 10. 15 基本協定 H22. 10. 4 細目協定全部改正	敦 賀 市
14	(株)田中化学研究所 福井工場	無機金属塩類等	S63. 3. 16	テクノポート福井
15	三星化学工業(株)福井工場	染料・有機顔料・農薬の中間物	S63. 3. 16	テクノポート福井
16	淀化学(株)福井三国工場	医薬品の中間物等	S63. 3. 30	テクノポート福井
17	大研化学工業(株)福井工場	導電性銀ペースト・パラジウム粉 および電子部品材料等	H23. 7. 12 全部改正	テクノポート福井
18	日本真空包装機械(株)福井工場	塩ビケース・成型品	S63. 11. 17	テクノポート福井
19	日本純良薬品(株)福井事業所	染料、医薬品等の中間体	R元. 8. 5 全部改正	テクノポート福井
20	太 陽 鈦 工 業 (株)	モリブデン化合物・希土類化合物	H19. 10. 10 全部改正	テクノポート福井
21	福井太陽テント(株)	帆 布 製 品	S63. 12. 15	テクノポート福井
22	三和化工(株)福井工場	ポリエチレン発泡体	H5. 12. 24 全部改正	テクノポート福井
23	(株)淀川製鋼所 福井工場	家 庭 日 用 品	H元. 3. 29	テクノポート福井
24	光生アルミニウム工業(株)福井工場	アルミホイール・その他自動車部品	H元. 6. 8	テクノポート福井
25	イワタニ理化(株)	台所洗剤・シャンプー	H元. 6. 8	テクノポート福井
26	セーレン(株)TPF事業所	ハイファッション高級デザイン製品	H元. 11. 18	テクノポート福井
27	セーレン電子(株)TPF工場	高 性 能 繊 維 機 械	H元. 11. 18	テクノポート福井
28	旭化学工業(株)福井工場	医薬品、染料等の中間物	H2. 3. 30	テクノポート福井
29	三星化学研究所(株)福井工場	医薬品、染料等の中間物	H2. 3. 30	テクノポート福井
30	シプロ化成(株)	紫外線吸収剤・酸化防止剤	H12. 12. 18 全部改正	テクノポート福井
31	五二化学工業(株)福井工場	染料中間物・農薬中間物	H2. 6. 14	テクノポート福井
32	大道製薬(株)福井工場	無機燐化合物	H2. 9. 12	テクノポート福井
33	福井キャノンマテリアル(株)	複写機用現像液・OPC感光体材料等	H2. 12. 27	テクノポート福井
34	スガイ化学工業(株)福井工場	染料中間物・農薬中間物等	H2. 12. 27	テクノポート福井
35	大同化成工業(株)福井製造所	合 成 樹 脂 溶 液	H2. 12. 27	テクノポート福井
36	(株)成和化成 福井工場	化 粧 品 原 料	H3. 9. 17	テクノポート福井
37	敦賀セメント(株)三国PC工場	コンクリート二次製品	H3. 9. 17	テクノポート福井
38	互応化学工業(株)福井工場	合成樹脂溶液・繊維用油剤	H3. 11. 16	テクノポート福井

No	企業・工場名	製造品等	締結年月日	立地場所
39	桜川ポンプ製作所(株)福井工場	水中ポンプ等	H4.3.30	テクノポート福井
40	テクノポート福井浄化センター	排水処理	H4.3.31	テクノポート福井
41	大八化学工業(株)福井工場	難燃性可塑剤等	H4.6.29	テクノポート福井
42	ペトロケミカルス(株)福井工場	エポキシ樹脂床剤	H4.9.17	テクノポート福井
43	根岸運送(株)福井工場	硫酸・水酸化ナトリウム	H4.10.16	テクノポート福井
44	(株)文京精練	ニット生地染色整理	H21.5.14 承継	テクノポート福井
45	三菱電線工業(株)福井工場	高周波ケーブル・LED製品	H6.1.10	テクノポート福井
46	大阪塗料工業(株)福井工場	塗料製品	H7.2.22	テクノポート福井
47	吉岡幸(株)テクノ三国事業所	鋼材製品	H7.7.24	テクノポート福井
48	(株)三景 T P F 事業所	衣料用テープ・染色整理	H23.12.12 全部改正	テクノポート福井
49	ダイトーケミックス(株)福井工場	感光性材料等	H8.12.13	テクノポート福井
50	サンヨーファイン(株)福井工場	医薬品粗原料	H9.1.13	テクノポート福井
51	中央合成化学(株)福井工場	合成染料	H9.3.13	テクノポート福井
52	塩野フィネス(株)福井事業所	医薬品等	H9.3.13	テクノポート福井
53	(株)三 国	鋼材加工品	H11.2.12	テクノポート福井
54	(株)比良セラミックス 福井工場	セラミックスボール	H11.2.12	テクノポート福井
55	古河物流(株)木材加工センター	木材加工	H14.10.30	テクノポート福井
56	大東化成工業(株)福井工場	化粧品原料	H15.7.16	テクノポート福井
57	日本エコカ工業(株)	自動車部品	H15.10.24	テクノポート福井
58	第一稀元素化学工業(株)福井工場	ジルコニウム化合物	H18.2.24	テクノポート福井
59	ファーストウッド(株)	木造住宅用構造材	H18.6.9	テクノポート福井
60	信越化学工業(株)福井工場	レア・アース	H19.8.10	テクノポート福井
61	山崎金属産業(株)福井工場	非鉄金属	H20.3.27	テクノポート福井
62	安積濾紙(株)福井工場	濾紙	H23.9.29	テクノポート福井
63	小西化学工業(株)福井工場	エポキシ樹脂	H24.11.21	テクノポート福井
64	山南合成化学(株)福井工場	アクリル樹脂	H26.9.9	テクノポート福井
65	福井環境プラスチック(株)	樹脂パレット	H26.9.9	テクノポート福井
66	根上工業(株)福井工場	紫外線硬化樹脂	H26.11.13	テクノポート福井
67	長瀬フィルター(株)福井工場	ポリマーフィルター組立・洗浄	H27.3.31	テクノポート福井
68	(株)大阪合金工業所 坂井工場	りん銅合金	H27.3.31	テクノポート福井
69	エム・ネットワーク(株)	硫 酸	R3.5.31	テクノポート福井
70	(株)ジャパンパワーボトラーズ	P E T 樹脂パレット	R4.3.28	テクノポート福井
71	淀化学(株) 福井三国事業所	医薬品中間物等	R5.3.16	テクノポート福井
72	アルテック新材料(株)	PET ボトル用プリフォーム	R5.5.16	テクノポート福井

(資料：環境政策課)

表9-3 市町における公害防止協定等の締結状況

(令和5年3月31日現在)

市町名	当事者		市町長		区長等		計	市町名	当事者		市町長		区長等		計
	種別		協定	覚書	協定	覚書			種別		協定	覚書	協定	覚書	
福井市			30	2	4	0	36	越前市			62	5	0	0	67
敦賀市			5	0	0	0	5	坂井市			149	5	14	2	170
小浜市			1	0	9	1	11	南越前町			1	0	0	0	1
大野市			13	1	3	0	17	越前町			7	2	6	0	15
勝山市			8	2	0	1	11	美浜町			3	0	0	0	3
鯖江市			21	0	0	0	21	若狭町			20	0	4	0	24
あわら市			44	1	4	3	52	合計			364	18	44	7	433

表9-4 市町公害防止融資(助成)制度

(令和5年3月31日現在)

市町名	制度の名称	融資助成の別	融資等 限度額	融資等 期間	4年度 実績
大野市	経営向上支援資金 (労働環境改善・環境設備整備資金)	融資	20,000千円	10年以内	1件
勝山市	勝山市公害防止施設等整備資金融資要綱	融資	10,000千円	5年以内 7年以内	0件

表 9-6 緑化に関する行事の実施状況（令和 4 年度）

1 令和 4 年度 主な緑化行事

主 体	行 事 名	期 間	場 所 等
福 井 県	緑と花の相談	常駐（休館日除く）	県総合グリーンセンター
	緑の教室	通年（年 9 回）	〃
(公社)福井県緑化推進委員会	緑の募金運動	春 3/22～ 5/31 秋 9/ 1～10/31	県内一円で募金活動実施
	緑化意識高揚運動 ポスター募集	7～8 月	児童・生徒を対象に緑化に対する意識の高揚を図るため緑化運動ポスターコンクールを実施
福 井 県 緑と花の県民運動推進委員会	第 12 回みどりと花の県民運動大会	6/5	県総合グリーンセンター ・参加者 約 6,000 人

2 令和 4 年度 森林体験学習

地区名	場 所	回 数	体 験 内 容	参 加 者
福 井	一条小学校 他	11 回	間伐体験、キノコ栽培体験 等	297 人
坂 井	三国コミュニティセンター 他	29 回	木工体験、キノコ栽培体験 等	1,055 人
奥 越	阪谷小学校 他	20 回	木工体験、キノコ栽培体験 等	883 人
丹 南	杓見児童館 他	25 回	森林整備体験、キノコ栽培体験 等	546 人
嶺 南	西津小学校 他	30 回	木工体験、キノコ栽培体験 等	1,368 人

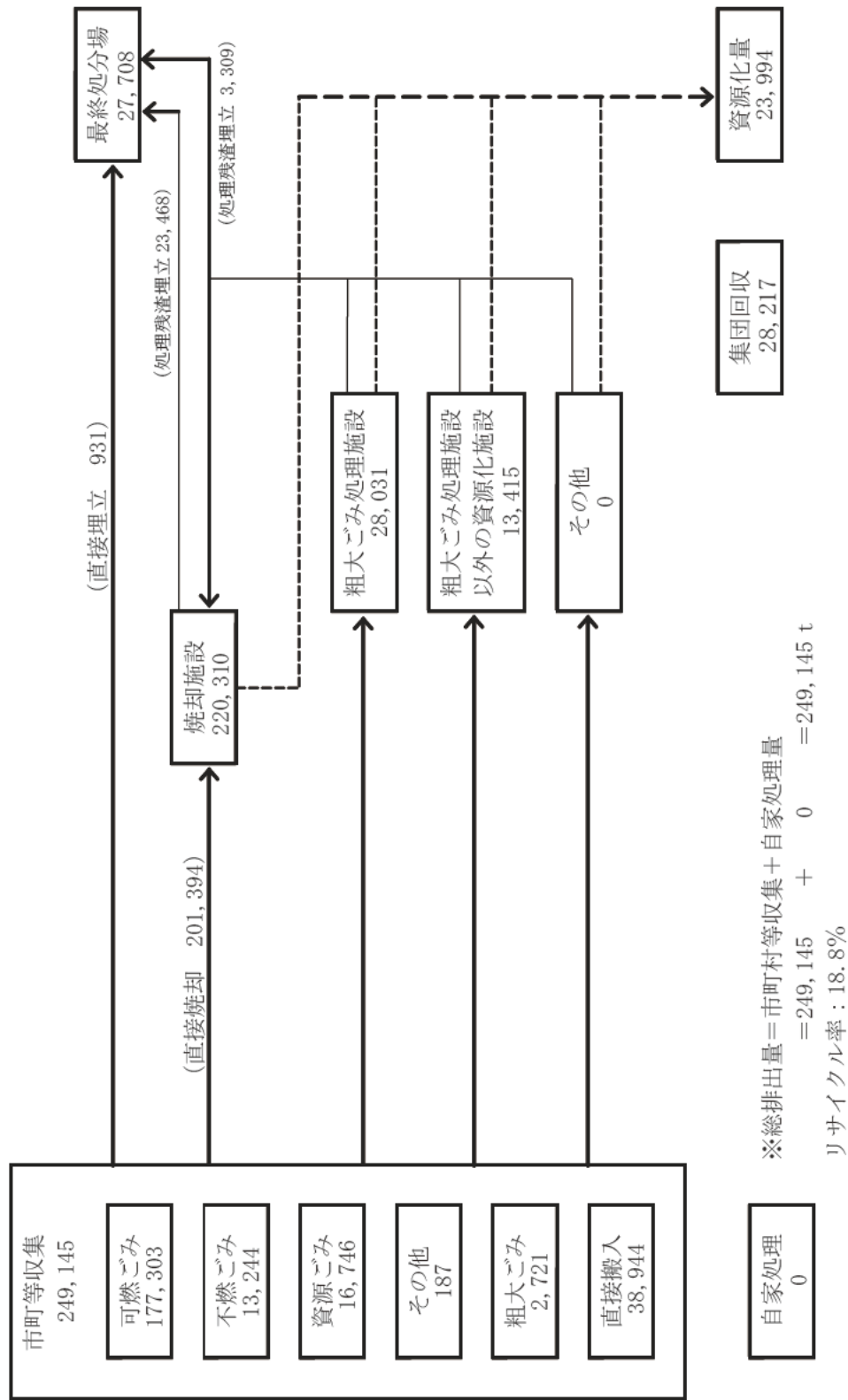
3 令和 4 年度 漁民の森づくり活動

市町名	団 体 名	活 動 場 所	面積 (ha)
小浜市	小浜市豊かな海の森を育てる会	小浜市豊かな海の森(学園町)	0.4

(資料:森づくり課)

図9-7 ごみ処理の状況（令和3年度）

（単位：t／年）



（資料：循環社会推進課）

表 9 - 8 年度別ごみ処理状況

(単位：人、t)

区 分		年 度											
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
県 内 総 人 口		805,694	813,634	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	
計 画 処 理 区 域 内 人 口		805,694	813,634	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	
内 訳	計 画 収 集 人 口	805,694	813,634	808,996	804,229	800,410	795,403	791,505	786,909	780,905	775,840	768,976	
	自 家 処 理 人 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	衛 生 処 理 率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
計 画 処 理 区 域 外 人 口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
原 単 位	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (g)	912	908	906	894	891	887	889	903	912	901	888	
	一 人 一 日 焼 却 対 象 量 (g)	723	722	722	717	710	717	719	726	733	719	719	
計 画 収 集 量 (A)		233,988	232,479	230,407	225,534	224,479	220,750	218,621	217,350	218,846	214,204	210,201	
種 類 別 収 集 量 内 訳	一 般 ご み	可 燃 物	192,604	191,770	190,985	187,808	187,177	186,321	185,270	183,472	184,616	179,435	177,303
		不 燃 物	15,607	15,527	15,278	14,658	15,114	14,525	14,328	14,813	14,766	14,938	13,244
		合 計	208,211	207,297	206,263	202,466	202,291	200,846	199,598	198,285	199,382	194,373	190,547
	粗 大 ご み そ の 他	2,261	2,368	2,216	2,281	2,231	2,151	2,055	2,118	2,472	2,626	2,908	
	資 源 ご み	23,516	22,814	21,928	20,787	19,957	17,753	16,968	16,947	16,992	17,205	16,746	
収 集 形 態 別 収 集 量 内 訳	直 営	一 般 ご み (可 燃)	14,561	14,612	14,300	13,907	13,618	13,494	13,403	13,099	13,314	13,309	13,039
		一 般 ご み (不 燃)	137	38	35	30	32	31	35	32	35	40	35
		粗 大 ご み そ の 他	327	304	360	180	170	143	189	232	284	338	323
		資 源 ご み	447	381	346	300	436	286	270	261	279	292	279
		合 計	15,472	15,335	15,041	14,417	14,256	13,954	13,897	13,624	13,912	13,979	13,676
	委 託	一 般 ご み (可 燃)	132,389	129,836	128,112	125,875	125,243	123,811	123,565	122,011	123,682	123,534	121,810
		一 般 ご み (不 燃)	13,084	12,864	12,578	11,841	12,216	11,700	11,457	12,104	12,055	12,446	11,282
		粗 大 ご み そ の 他	1,850	1,856	1,703	1,896	1,866	1,779	1,632	1,644	1,637	1,687	1,951
		資 源 ご み	22,326	21,643	20,813	19,777	18,830	16,869	16,128	16,129	16,137	16,455	15,997
		合 計	169,649	166,199	163,206	159,389	158,155	154,159	152,782	151,888	153,511	154,122	151,040
	許 可	一 般 ご み (可 燃)	45,654	47,322	48,573	48,026	48,316	49,016	48,302	48,362	47,620	42,592	42,454
		一 般 ご み (不 燃)	2,386	2,625	2,665	2,787	2,866	2,794	2,836	2,677	2,676	2,452	1,927
		粗 大 ご み そ の 他	84	208	153	205	195	229	234	242	551	601	634
		資 源 ご み	743	790	769	710	691	598	570	557	576	458	470
		合 計	48,867	50,945	52,160	51,728	52,068	52,637	51,942	51,838	51,423	46,103	45,485
直 接 搬 入 ご み 量 (B)		34,953	37,230	37,051	36,951	36,658	36,775	38,209	41,948	41,876	41,074	38,944	
計 画 収 集 量 (A) + (B)		268,941	269,709	267,458	262,485	261,137	257,525	256,830	259,298	260,722	255,278	249,145	
処 理 量 内 訳	直 接 焼 却	213,077	214,373	213,059	210,494	207,903	208,206	207,779	208,525	208,903	203,553	201,394	
	直 接 埋 立	961	1,009	1,006	1,051	1,044	713	613	914	1,030	1,069	931	
	そ の 他	55,336	55,022	54,499	51,840	52,610	48,195	48,515	49,246	49,872	51,103	47,211	
	(そ の 他 の うち 資 源 化 量)	32,651	31,462	30,525	29,111	28,232	25,500	24,509	25,143	24,504	25,427	23,994	
自 家 処 理 量		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ご み の 総 排 出 量		268,941	269,709	267,458	262,485	261,137	257,525	256,830	259,298	260,722	255,278	249,145	

(資料：循環社会推進課)

表9-9 福井県庁グリーン購入調達実績(令和4年度)

1 物品・サービス

分野	重点品目	適合物品量	／	調達総量	単位	調達率
1 紙類	コピー用紙(A4換算)	99,883,532	／	99,887,682	枚	100.0%
	その他の用紙	120,659	／	273,557	枚	44.1%
	衛生用紙(トイレトペーパー等)	96,651	／	97,034	個	99.6%
2 文具類	筆記具	32,393	／	32,535	点	99.6%
	印章・スタンプ台	1,507	／	1,651	点	91.3%
	修正用品	4,192	／	4,192	点	100.0%
	テープ類	6,954	／	6,969	点	99.8%
	ファイル類	65,456	／	65,495	点	99.9%
	紙製品	22,673	／	22,884	点	99.1%
	のり	5,071	／	5,072	点	100.0%
	その他	10,424	／	11,075	点	94.1%
3 オフィス家具類	いす	774	／	786	脚	98.5%
	机	191	／	195	台	97.9%
	その他	146	／	188	点	77.7%
4 画像機器等	コピー機等	115	／	147	台	78.2%
	カートリッジ	8,328	／	8,375	点	99.4%
	その他の機器	62	／	63	点	98.4%
5 電子計算機等	電子計算機	438	／	438	台	100.0%
	記録用メディア	12,291	／	20,174	枚	60.9%
	その他の機器	2,813	／	2,817	点	99.9%
6 オフィス機器等	シュレッダー	23	／	24	台	95.8%
	電池	30,283	／	30,312	個	99.9%
	その他の機器	209	／	215	点	97.2%
7 移動電話等	携帯電話等	10	／	10	台	100.0%
8 家電製品	冷蔵庫・テレビ等	17	／	17	台	100.0%
9 エアコンディショナー等	エアコン・ストーブ等	46	／	47	台	97.9%
10 温水器等	ガス温水機等	0	／	0	台	—
11 照明	蛍光灯照明器具等	8,350	／	8,395	点	99.5%
	LED照明器具等	247	／	252	点	98.0%
12 自動車等	公用車	7	／	12	台	58.3%
	公用車用タイヤ	940	／	1,106	本	85.0%
	その他の機器	7	／	15	点	46.7%
13 消火器	消火器	692	／	692	本	100.0%
14 制服・作業服等	作業服・帽子	2,791	／	2,895	点	96.4%
15 インテリア・寝装寝具	カーテン・布団等	335	／	343	点	97.7%
16 作業手袋	作業手袋	11,341	／	14,936	双	75.9%
17 その他繊維製品	ブルーシート等	241	／	324	点	74.4%
18 設備	太陽光発電設備	0	／	0	kW	—
19 災害備蓄用品	災害用備蓄用品	7,355	／	7,355	点	100.0%
20 公共工事	「2 公共工事」参照					—
21 役務	印刷	35,928	／	35,928	件	100.0%
	庁舎管理、清掃契約等	376	／	429	件	87.6%
22 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	41,223	／	75,566	袋	54.6%

2 公共工事

分野	重点品目		適合物品量 / 調達総量	単位	調達率
	品目分類	品目名			
資材	土砂等	建設汚泥から再生した処理土	1,737 / 1,737	m ³	100.0%
		建設発生土またはその改良土	348,428 / 348,428	m ³	100.0%
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	72,618 / 72,618	t	100.0%
		ワックス添加アスファルト混合物	23,374 / 23,374	m ²	100.0%
	路盤材	再生骨材等	98,900 / 99,130	t	99.8%
	小径丸太材	間伐材	385 / 385	m ³	100.0%
	混合セメントおよび コンクリート	高炉セメント	29,489 / 29,632	t	99.5%
		フライアッシュセメント	4,631 / 4,631	t	100.0%
		生コンクリートおよび吹付けコンクリート（高炉）	41,747 / 41,883	m ³	99.7%
		生コンクリートおよび吹付けコンクリート（フライアッシュ）	6,897 / 7,442	m ³	92.7%
	コンクリート製品	再生材料を用いたコンクリート2次製品（インターロッキングブロックを含む。）	15,801 / 15,861	t	99.6%
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	832 / 832	m ²	100.0%
	土木用シート	再生材料を用いた土木用シート等（吸出防止材、植生・防草シート）	41,231 / 41,231	m ²	100.0%
	園芸資材	剪定枝葉たい肥	385 / 385	kg	100.0%
		バーク堆肥	4,305 / 4,305	kg	100.0%
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	0 / 0	kg	—
	道路照明	LED道路照明	188 / 188	個	100.0%
	タイル	セラミックタイル	42 / 42	m ²	100.0%
	建具	断熱サッシ・ドア	67 / 67	工事数	100.0%
	製材等	製材	1,705 / 1,705	m ²	100.0%
		集成材（直交集成板を含む）、合板、単板積層材	39 / 39	m ³	100.0%
	フローリング	フローリング	631 / 631	m ²	100.0%
	再生木質ボード	パーティクルボード	24 / 24	m ²	100.0%
		繊維板	357 / 357	m ²	100.0%
		木質系セメント板	178 / 178	m ²	100.0%
	木材・プラスチック 再生複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	13 / 13	m ²	100.0%
	ビニル系床材	ビニル系床材	3,063 / 3,063	m ²	100.0%
	断熱材	断熱材	191 / 191	工事数	100.0%
	照明機器	照明制御システム	80 / 84	工事数	95.2%
	変圧器	変圧器	49 / 49	台	100.0%
	空調用機器	吸収冷温水機	2 / 2	台	100.0%
		氷蓄熱式空調機器	0 / 0	台	—
		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	0 / 0	台	—
		送風機	3 / 3	台	100.0%
		ポンプ	22 / 26	台	84.6%
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	11,677 / 12,027	m	97.1%
	衛生器具	自動水栓	35 / 36	工事数	97.2%
		自動洗浄装置およびその組み込み小便器	26 / 26	工事数	100.0%
		大便器	60 / 61	工事数	98.4%
	コンクリート用型枠	合板型枠	30,456 / 30,456	m ²	100.0%
	建設 機械	—	排出ガス対策型建設機械	3,273 / 3,273	台
—		低騒音型建設機械	3,030 / 3,030	台	100.0%
工法	法面緑化工法	建設発生木材（抜根材、伐採材、枝葉等）または建設発生土を活用した法面緑化工法等（現場内利用工事）	76 / 76	m ²	100.0%
		木材チップを活用した植生基材吹付工法等（工事間流用・購入工事）	9,688 / 9,688	m ²	100.0%

令和5年度版 環境白書
(資料編)

令和6年2月発行

発行 福井県(エネルギー環境部環境政策課)
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
電 話 0776-21-1111(代表)
0776-20-0301(直通)
ファクシム 0776-20-0734
E-mail kankyou@pref.fukui.lg.jp



再生紙を使用しています。